

第4回 大和川流域水害対策協議会

日時：令和5年1月16日（月）

15:00～16:30

場所：奈良ロイヤルホテル
鳳凰の間・朱雀の間

次 第

1. 開 会

2. 流域水害対策計画の実施に係る取組状況等の共有

大和川（国管理区間）における河川事業の整備状況
（大和川河川事務所）

資料 1

大和川流域における雨水貯留浸透施設等の整備状況
（奈良県）

資料 2

3. 流域水害対策計画の実施に係る検討

1) 奈良県平成緊急内水対策事業の見える化

資料 3

2) 土地利用規制の概要・検討方針について

資料 4

4. その他

(仮称)大和川流域におけるきれいな川づくり会議について
（奈良県）

資料 5

自然災害伝承碑の取組について
（奈良県）

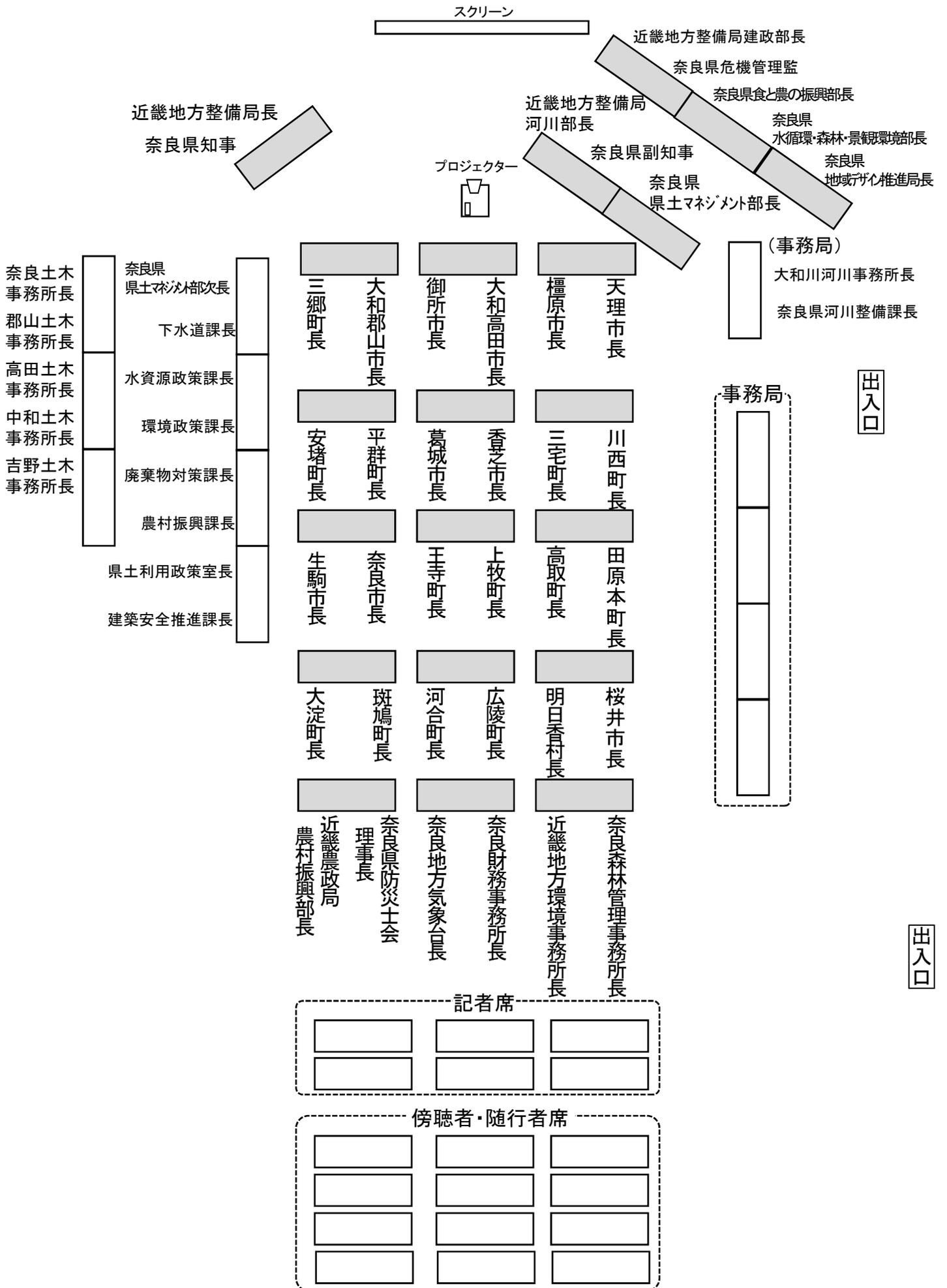
資料 6

5. 閉 会

大和川流域水害対策協議会 出席者

機 関	役 職	氏 名 ※敬称略
奈 良 県	知 事	荒井 正吾
	副知事	村井 浩
	危機管理監	松田 浩之
	水循環・森林・景観環境部長	代理)理事 野田 純一
	食と農の振興部長	乾 新弥
	県土マネジメント部長	清水 将之
	地域デザイン推進局長	岡野 年秀
奈 良 市	市 長	代理)建設部長 木村 康貴
大和高田市	市 長	堀内 大造
大和郡山市	市 長	上田 清
天 理 市	市 長	並河 健
橿 原 市	市 長	亀田 忠彦
桜 井 市	市 長	代理)都市建設部長 山田 誠一
御 所 市	市 長	東川 裕
生 駒 市	市 長	代理)建設部長 米田 尚起
香 芝 市	市 長	福岡 憲宏
葛 城 市	市 長	阿古 和彦
宇 陀 市	市 長	(欠席)
平 群 町	町 長	西脇 洋貴
三 郷 町	町 長	森 宏範
斑 鳩 町	町 長	代理)都市建設部長 上田 俊雄
安 堵 町	町 長	西本 安博
川 西 町	町 長	小澤 晃広
三 宅 町	町 長	森田 浩司
田 原 本 町	町 長	森 章浩
高 取 町	町 長	中川 裕介
明 日 香 村	村 長	代理)地域づくり課長 穴瀬 通孝
上 牧 町	町 長	今中 富夫
王 寺 町	町 長	平井 康之
広 陵 町	町 長	山村 吉由
河 合 町	町 長	清原 和人
大 淀 町	町 長	代理)建設環境部長 福西 正起
近畿地方整備局	局 長	渡辺 学
	建政部長	西野 仁
	河川部長	小島 優
近畿農政局	農村振興部長	代理)洪水調節機能強化対策官 吉田 裕
近畿中国森林管理局 奈良森林管理事務所	所長	牧田 圭司
近畿地方環境事務所	所長	関根 達郎
近畿財務局 奈良財務事務所	所長	前田 泰之
奈良地方気象台	台長	平野 喜芳
奈良県防災士会	理事長	末田 政一

第4回 大和川流域水害対策協議会 配席図



大和川(国管理区間)における河川事業 の整備状況

令和5年1月16日
大和川河川事務所

※資料中の事業内容やデータについては現時点のものであるため今後変更になる場合がございます。

大和川水系河川整備計画等の概要

下流域

■河川改修事業

対策内容：築堤、河道掘削、堤防強化

■高規格堤防整備事業(阪高大和川線地区)

対策内容：高規格堤防整備(まちづくり一体整備)



狭窄部

■亀の瀬地すべり対策事業(稲葉山地区)

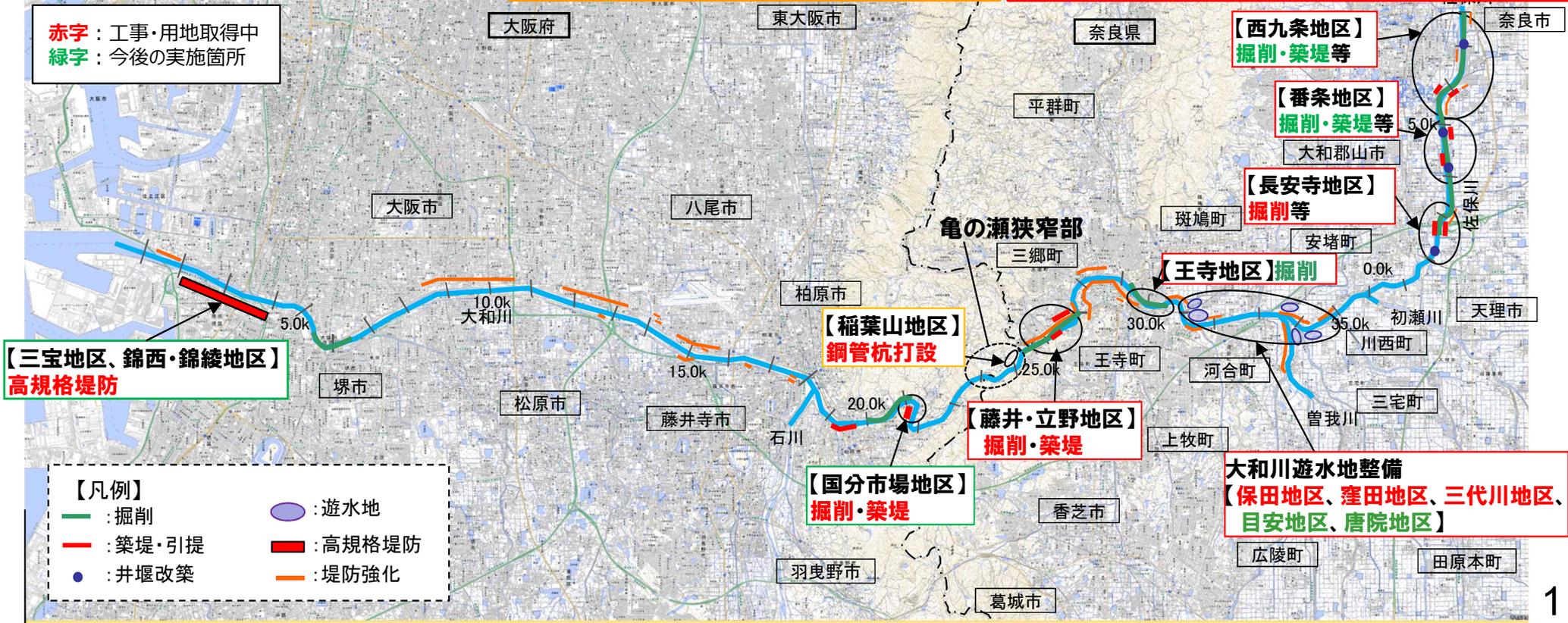
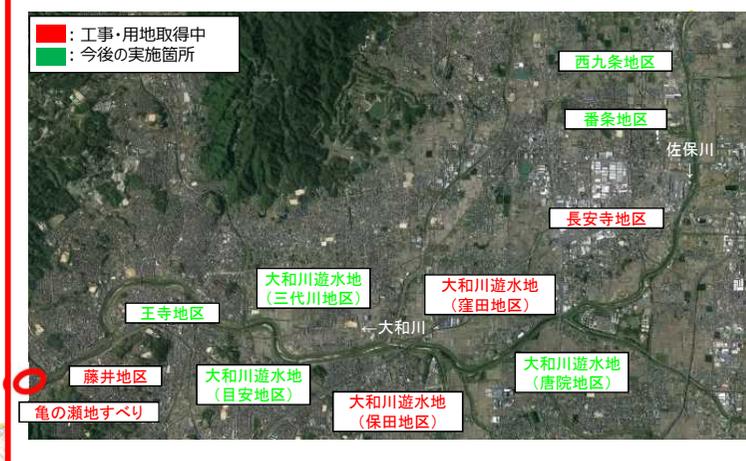
対策内容：鋼管杭打設



中流・上流域

■流域治水整備事業

対策内容：遊水地整備、河道掘削



大和川流域治水整備事業



※下図は、国土地理院地図を使用

亀の瀬地すべり対策事業



稲葉山地区地すべり対策



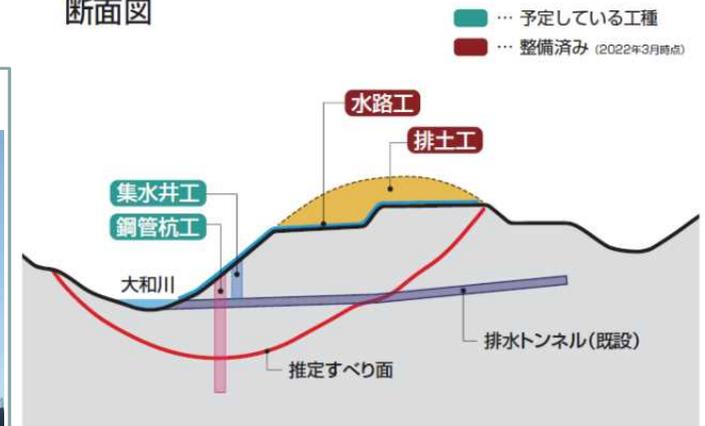
- 排土工
- 集水井工
- 鋼管杭工
- 断面図の想定ライン
- 水路工

2022(令和4)年撮影



鋼管杭打設状況

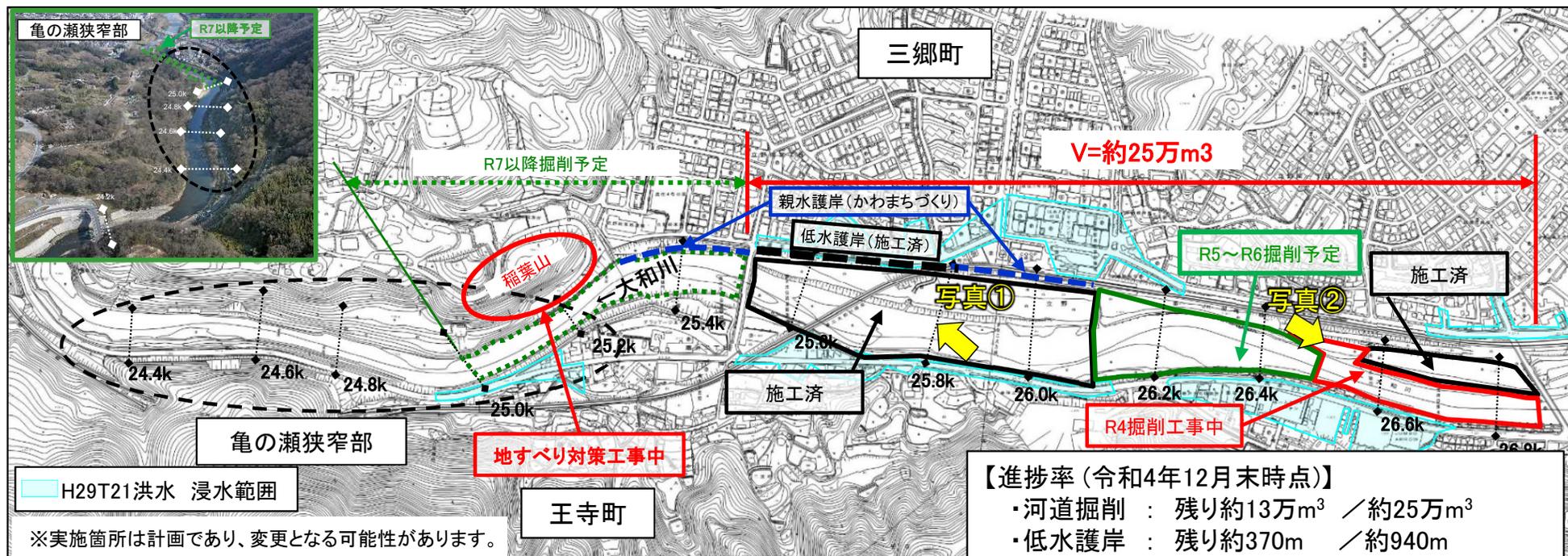
断面図



【進捗率(令和4年12月末時点)】稲葉山地区

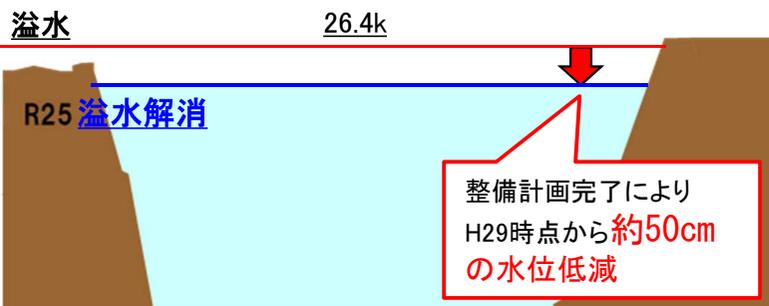
- ・鋼管杭工 : 残り43本 / 56本
- ・排土工 : 残り 0m³ / 約22,000m³(完了)
- ・水路工 : 残り 0m / 約500m (完了)
- ・集水井工 : 残り約450m / 約450m

河道整備(王寺町藤井地区・三郷町立野地区)



○河道掘削(立野・藤井地区)と遊水地完成による水位低減効果

S57.8洪水



H29T21洪水



— H29測量河道
— 整備計画河道



河道整備(三郷町かわまちづくり)

■新たな交流拠点の整備

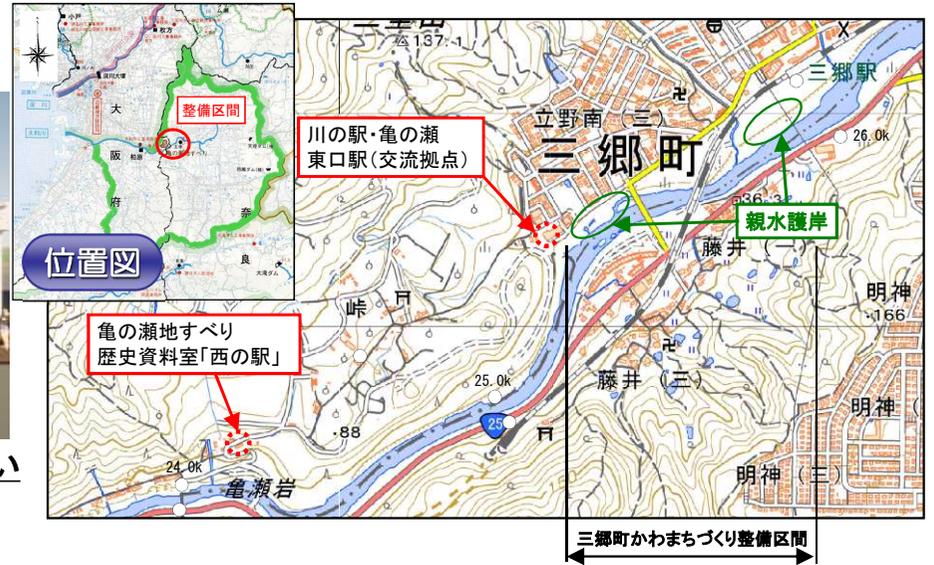
旧 終末処理場



交流拠点完成イメージ



○ 日本遺産「龍田古道・亀の瀬」を中心としたまちづくりと併せ、新たな水辺の賑わいづくり拠点を創出する。(川の駅・亀の瀬東口駅(交流拠点))



新たな賑わいづくり

交流拠点
(旧 終末処理場)

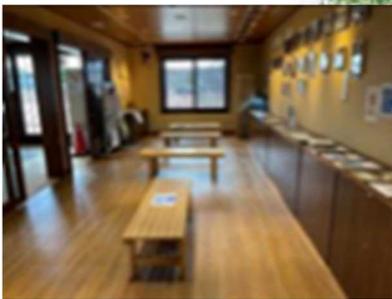
三郷町

JR三郷駅

親水護岸

河川管理用通路

大和川



交流拠点での観光PR



観光イベント

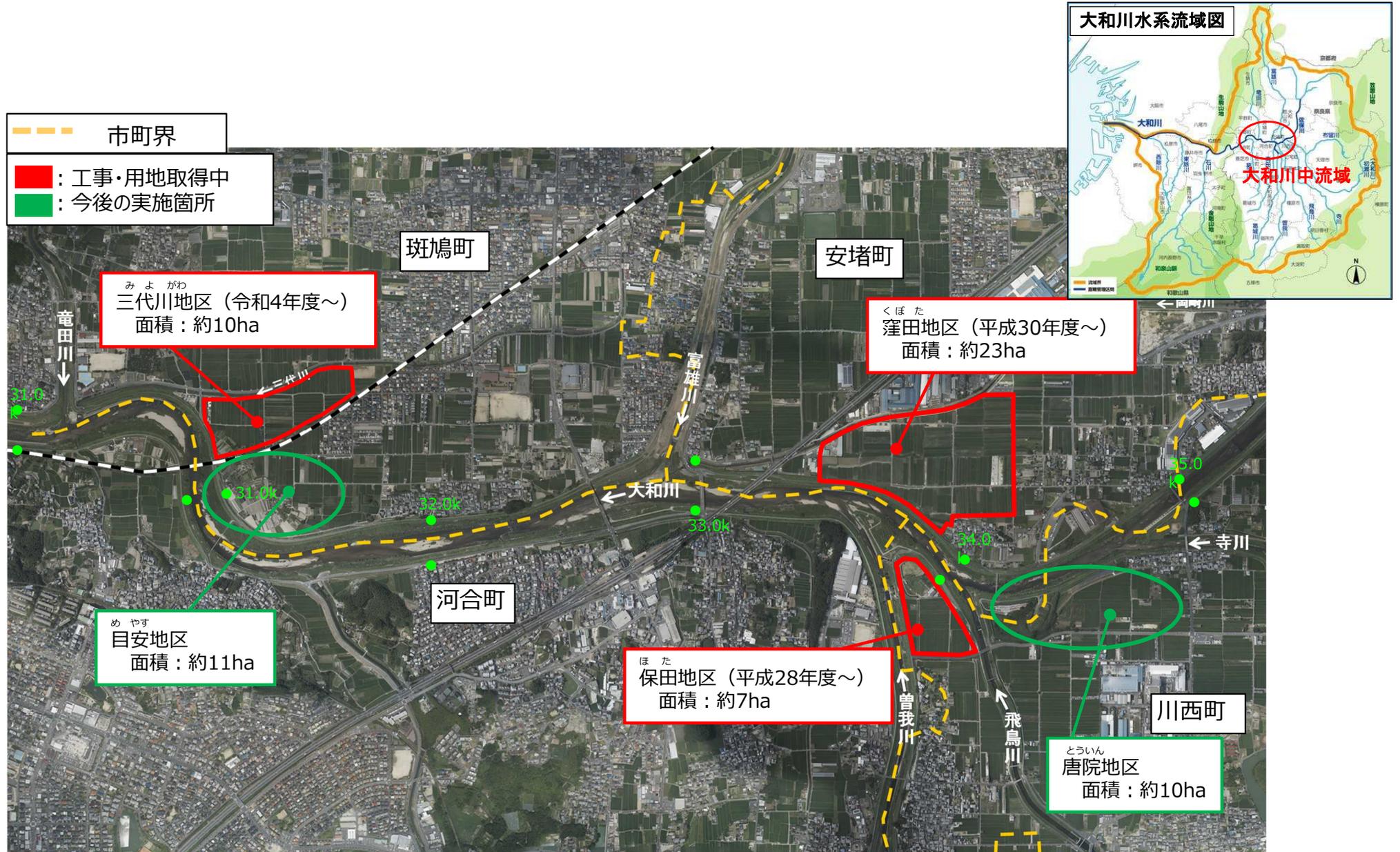


地域のイベント



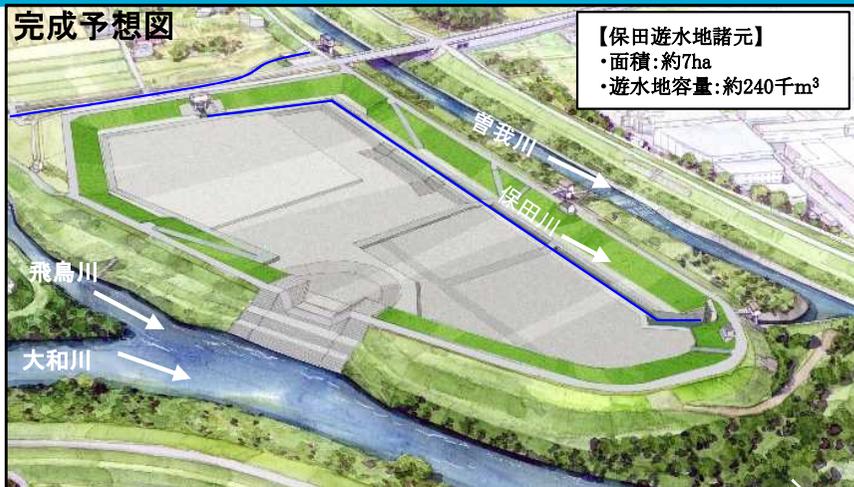
自然体験会

大和川遊水地整備



川西町保田地区

完成予想図



【保田遊水地諸元】
 ・面積:約7ha
 ・遊水地容量:約240千m³

令和4年10月撮影



凡例
 ■ 工事中
 ■ 残工事

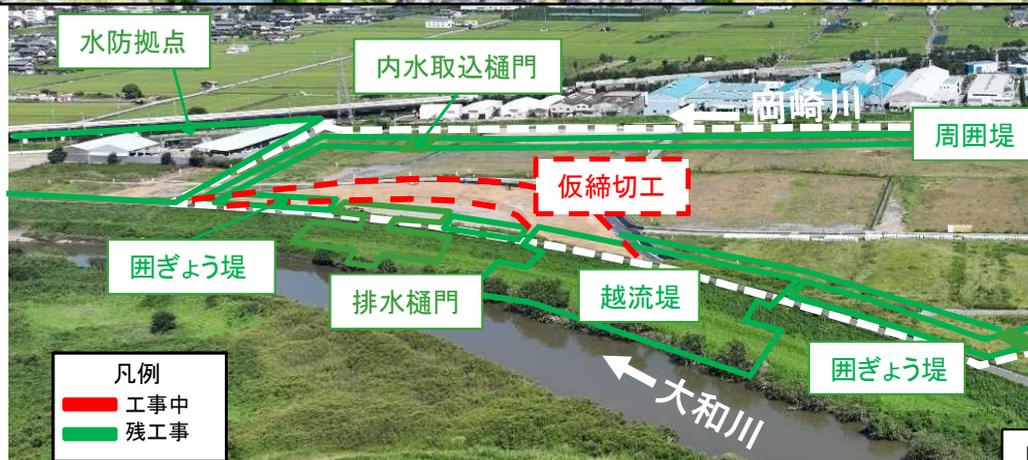
【整備状況(R4.12月末時点)】

- ・周囲堤 : 残り120m(80m工事中) / 全長740m
- ・囲ぎよう堤 : 残り 0m / 全長300m(完了)
- ・越流堤 : 残り100m / 全長100m
- ・樋門 : 残り1基(工事中) / 3基
- ・保田川水路工 : 残り1,150m / 全長1,150m
- ・遊水地内掘削 : 残り47,000m³ / 48,000m³
- ・コンクリート張工 : 残り約35,000m² / 約35,000m²

【用地状況(R4.12月末時点)】

- ・用地取得 : 完了
- ・物件補償 : 完了

安堵町窪田地区



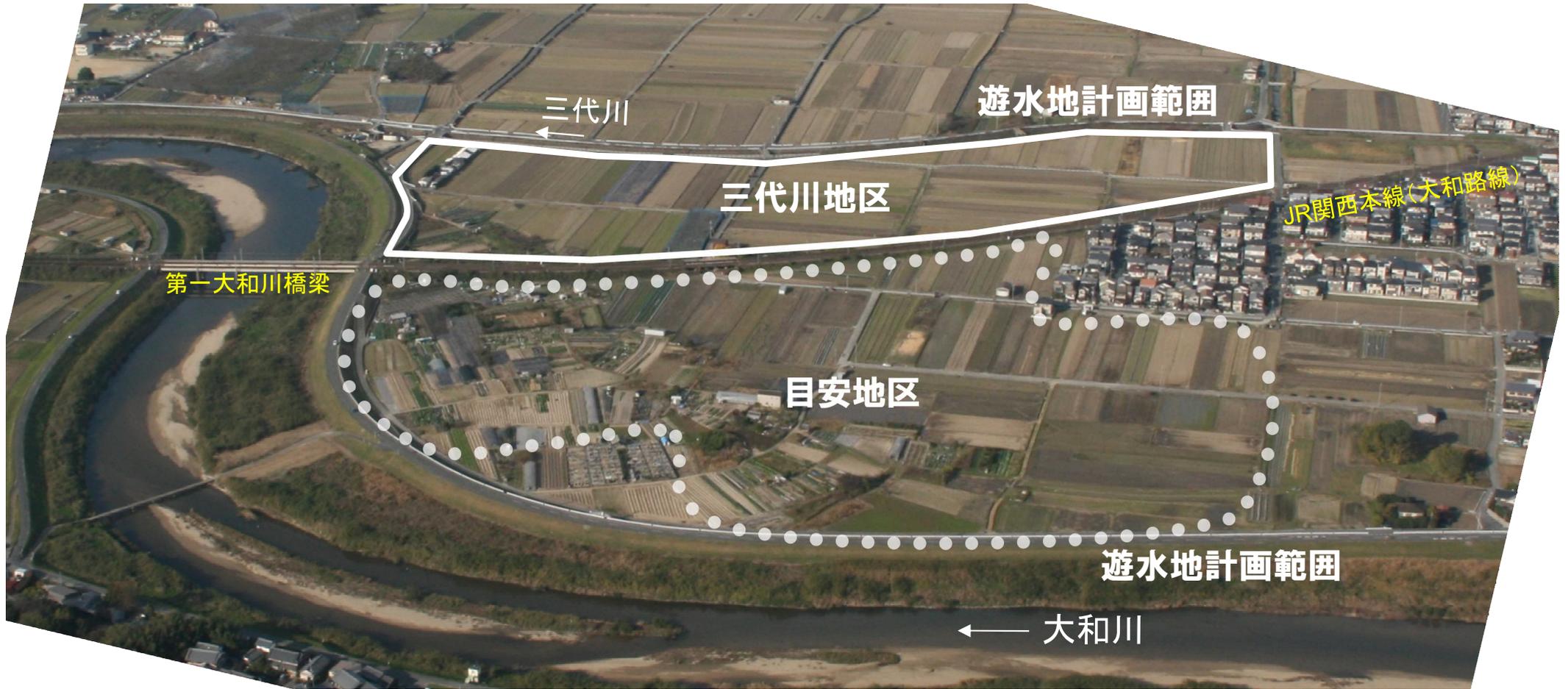
【整備状況(R4.12月末時点)】

- ・周囲堤 : 残り1,400m / 全長1,400m
- ・囲ぎよう堤 : 残り180m / 全長180m
- ・越流堤 : 残り80m / 全長80m
- ・樋門 : 残り4基 (1基 仮締切工設置中) / 4基
- ・水路工 : 残り1100m (320m工事中) / 全長1100m
- ・遊水地内掘削 : 残り282,000m³ / 310,000m³
- ・コンクリート張工 : 残り約120,000m² / 約120,000m²
- ・水防拠点 : 残り1式 / 1式

【用地状況(R4.12月末時点)】

- ・用地取得 : 未完了 (残り水防拠点用地)
- ・物件補償 : 未完了 (残り電柱(関電、NTT)、送水管、水道)

斑鳩町三代川地区・目安地区



三代川遊水地

【用地状況(R4.12月末時点)】

- ・令和3年度: 計画範囲の確定、幅杭設置、用地測量を実施
- ・令和4年度: 用地先行取得開始(地権者数:69名中 19名契約済み)

【遊水地諸元】

- ・面積: 約10ha
- ・遊水地容量: 約340千 m^3

目安遊水地

【用地状況(R4.12月末時点)】

- ・令和4年度: 施設計画を検討中

【遊水地諸元】

- ・面積: 約11ha
- ・遊水地容量: 約470千 m^3

遊水地の平常時利用(イメージ)

■遊水地の平常時利用イメージ



※出典:近畿 道の駅(大和路へぐり)
https://www.kkr.mlit.go.jp/road/michi_no_eki/contents/nara/yamatojiheguri.html

物販、情報発信等(川の駅等)



野球グラウンド



多目的イベント



ローラースポーツ場

佐保川改修(大和郡山市長安寺地区)



- 【整備内容(R4.12月末)】
- ・長安寺井堰の撤去 : 完了
 - ・護岸整備(低水護岸) : 完了
 - ・護岸整備(高水護岸) : 残り30m(30m工事中) / 全長約260m
 - ・河道掘削 : 完了

大和川流域水害対策計画

(計画策定者) 近畿地方整備局長、奈良県知事、大和川特定都市河川流域25市町村長

- (計画の目標)
- ・流域全体では、昭和57年8月降雨に対し、大和川・佐保川の堤防決壊による壊滅的な被害の解消、一部支川氾濫や内水による浸水が想定される区域においても住民の安全確保
 - ・重点地区では、概ね100年に1回の確率で発生しうる規模の降雨に対し、内水による浸水被害を解消
 - ・想定し得る最大規模までのあらゆる水害リスクを可能な限り想定し、人命を守り、経済被害の軽減に取り組む

(計画の期間) 概ね20年

①氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策

<河川区域における対策>

○河川整備 第4章 P32～35

河道改修や遊水地等の整備



○既存ダムの洪水調節機能強化 第13章 P54

既存ダム(初瀬ダム、天理ダム、白川ダム、岩井川ダム、大門ダム)における事前放流の実施

<集水域における対策>

○下水道整備 第6章 P37、第9章 P43

- ・雨水管渠整備、既設ポンプ施設の維持・更新
- ・内水ポンプ施設の運転操作ルール策定



○流域対策 第7章 P38～41

- ・既存ため池の放流口の改修や事前放流によりため池の水位を下げ雨水を一時的に貯留させる等、ため池の治水利用を推進
- ・水田の排水口に調整板を設置し、排水量を調整する水田貯留を推進
- ・浸水常襲地区等の課題である内水浸水被害の解消に向け、『奈良県平成緊急内水対策事業』による雨水貯留施設等の整備を推進
- ・民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備も見込んだ今後5年間の目標対策量を新たに上乘せし、対策を一層推進



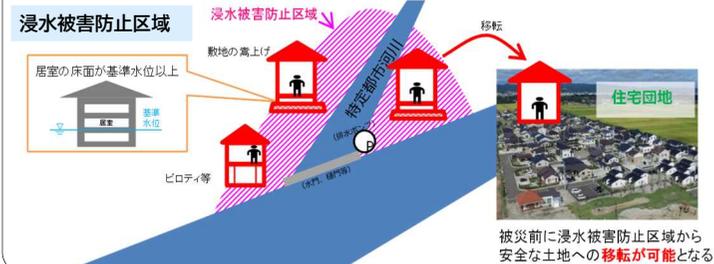
②被害対象を減少させるための対策

○貯留機能保全区域の指定 第11章 P46～47

- ・都市浸水想定区域や条例で指定する『市街化編入抑制区域』等を考慮した上で区域の指定を検討
- ・先行して大和郡山市や川西町、田原本町などで区域の指定を検討

○浸水被害防止区域の指定 第11章 P48～49

- ・都市浸水想定区域及び水害リスクマップ、『市街化編入抑制区域』等を考慮した上で区域の指定を検討
- ・先行して川西町、田原本町などで区域の指定を検討

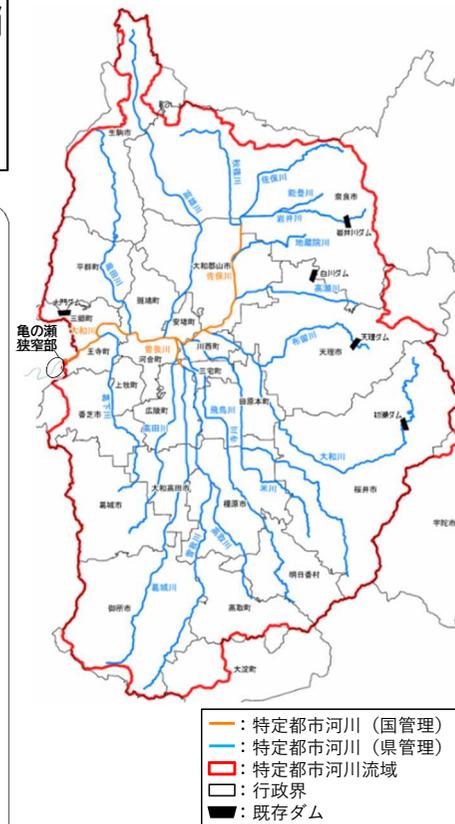


③被害の軽減、早期復旧、復興のための対策

第12章 P50～53

- ・減災対策協議会等による関係機関との連携強化や市町村等とのホットラインによる河川情報の共有
- ・洪水ハザードマップや内水ハザードマップの作成・周知、住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進
- ・小中学校や地域を対象とした水災害教育の実施
- ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、避難訓練の徹底

特定都市河川流域図



【基本的な考え方】 自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進めるグリーンインフラの考えを踏まえる

被害対象を減少させるための対策

■流域治水施策集(目的とそれぞれの役割)水害対策編【国土交通省・農林水産省】

#12 貯留機能保全区域

目的

貯留機能の保全（浸水の許容）

根拠法令・計画等

特定都市河川浸水被害対策法
流域水害対策計画

支援

予算・税制

固定資産税等の特例措置
※新たな支援制度

技術的支援

- 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行（6ヶ月以内施行分）について（令和4年11月1日国都安第49号、国都計96号、国都公景第112号、国水政第82号、国住参建第2016号）
- 解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン（改訂予定）

施策の内容

概要

- 貯留機能保全区域制度は、河川に隣接する低地や窪地等の洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する土地の区域のうち、浸水の拡大を抑制する効用があると認められる土地について、都道府県知事等（政令市長、中核市長）が、市町村長からの意見を聴取し、土地の所有者の同意を得た上で指定することができる制度です。
- 貯留機能保全区域に指定されると、盛土や塀の設置等の貯留機能保全区域の機能を阻害する行為に対し、事前届出が義務付けられます。
- 都道府県知事等は、届出に対し、必要な助言・勧告をすることができます。

貯留機能保全区域のイメージ

施策推進のポイント

- 貯留機能保全区域の指定に当たっては、当該河川の整備及び管理、流域の水災害リスクや土地利用形態等の様々な情報に基づく検討が必要であり、また、指定に対する土地所有者の理解及び同意を得る必要があることから、当該土地における洪水・雨水の貯留による下流域の浸水被害の低減効果や貯留機能を阻害する盛土等の行為がもたらす周辺の宅地等への影響等を明らかにした上で、それらの効用を分かりやすく示すことが望まれます。
- 住宅等が立地する地域は、貯留機能を有する土地であっても指定の対象外となると想定されますが、二線堤の築造等の資産の浸水防護措置を講じた上で、当該地域のうち、住宅が立地していない地域を貯留機能保全区域に指定することは流域における貯留機能の確保の観点から有効な手段であり、土地利用形態や住宅等の立地状況等を踏まえ、必要に応じて浸水防護措置と併せて検討することが望まれます。

区域指定と併せて実施する二線堤の築造等*等のイメージ

※貯留機能保全区域の指定と併せて実施する二線堤の築造については、特定都市河川浸水被害対策推進事業により国の補助を受けることができます

#13 浸水被害防止区域

目的

新たな居住に対し、立地を規制する
居住者の人命を守る

根拠法令・計画等

特定都市河川浸水被害対策法
流域水害対策計画

支援

技術的支援

- 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行（6ヶ月以内施行分）について（令和4年11月1日国都安第49号、国都計96号、国都公景第112号、国水政第82号、国住参建第2016号）
- 解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン（改訂予定）
- 浸水被害防止区域内の建築物に係る構造計算・設計マニュアル（発行予定）
- 水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン（令和3年5月）

施策の内容

概要

- 浸水被害防止区域は、特定都市河川流域内で、洪水又は雨水出水が発生した場合に建築物の損壊・浸水により住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為及び一定の建築物の建築又は用途の変更の制限をすべき土地の区域を、都道府県知事が指定することができる制度です。
- 特定都市河川浸水被害対策法に規定される開発・建築の制限に加え、いわゆる「災害レッドゾーン」の1つとして、都市計画法に基づき自己居住用住宅以外の開発が原則禁止となるとともに、立地適正化計画の居住誘導区域から原則除外となる等、立地規制に係る規定の対象区域です。
- また、厚生労働省では、浸水被害防止区域を含む災害レッドゾーンにおける高齢者福祉施設の新設を原則補助対象外としています。

開発の原則禁止

○ 災害レッドゾーンにおける自己居住用住宅以外の開発を原則禁止

※ 建築・社会福祉施設・ホテル・自社オフィス等の自己業務用施設の開発を新たに原則禁止とする(R4.4〜)

高齢者福祉施設の新設への補助要件の厳格化

○ 特別養護老人ホームなど高齢者福祉施設について、災害レッドゾーンにおける新規整備を補助対象から原則除外

<厚生労働省にてR3年度より運用開始>

(参考) 災害レッドゾーン

浸水被害防止区域(R3.11施行)

災害危険区域(崖崩れ、出水等)

土砂災害特別警戒区域

地すべり防止区域

急傾斜地崩壊危険区域

市街化調整区域内の開発許可の厳格化

○ 市街化調整区域内で市街化区域と同様の開発を可能とする区域から災害レッドゾーン及び災害イエローゾーンを原則除外(R4.4〜)

※ 都市計画法第34条第11号、12号に基づく条例で指定する区域

(参考) 災害イエローゾーン

浸水想定区域

(土地利用の目的、浸水深(3.0mを目安)等を勘案して、洪水等の発生時に生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある土地の区域に限る)

土砂災害警戒区域

居住誘導区域から原則除外

○ 災害レッドゾーンを立地適正化計画の居住誘導区域から原則除外

施策推進のポイント

- 浸水被害防止区域は、新たな居住に対する立地規制や建築の事前許可制とあわせて、区域内の既存住宅を対象に被災前に安全を確保するための移転や高上げ等への支援が可能であり、これら支援制度の活用を地域の関係者との合意形成に役立てることも考えられます。
- 水災害に関する防災まちづくりの一般的な考え方に于いて示した「水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン」でも、想定されるハザードの外力が大きく頻度が高い区域で、都市的土地利用を避けることとした区域における土地利用規制の手法の1つとして、同区域が紹介されており、制度の活用に合わせて参考とすることが出来ます。

浸水被害防止区域における安全対策 (特定都市河川浸水被害対策法)

○ 住宅・要配慮者施設等の安全性を事前確認

一住宅(非自己)・要配慮者施設の土地の開発行為について、土地の安全に必要な措置を講ずる

一住宅・要配慮者施設が建築行為について、

一屋敷の基礎の高さが基準水位以上

一洪水等に耐えて安全な構造とする

既存の住宅等の浸水対策(高上げ等)を支援 (災害危険区域等建築物防災改修等事業)

○ 災害危険区域等に加え、浸水被害防止区域を追加 <R4年度予算より>

浸水被害防止区域

移転

高上げ

住居用地

被災前に安全な土地への移転を推進 (防災集団移転促進事業)

○ 災害危険区域に加え、浸水被害防止区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域を追加

○ 最も移転戸数を10戸→5戸に緩和 (かけ地近接等危険住宅移転事業)

○ 災害危険区域等に加え、浸水被害防止区域等を追加 <R4年度予算より>

浸水被害防止区域から被災前に安全な土地への移転が可能となる

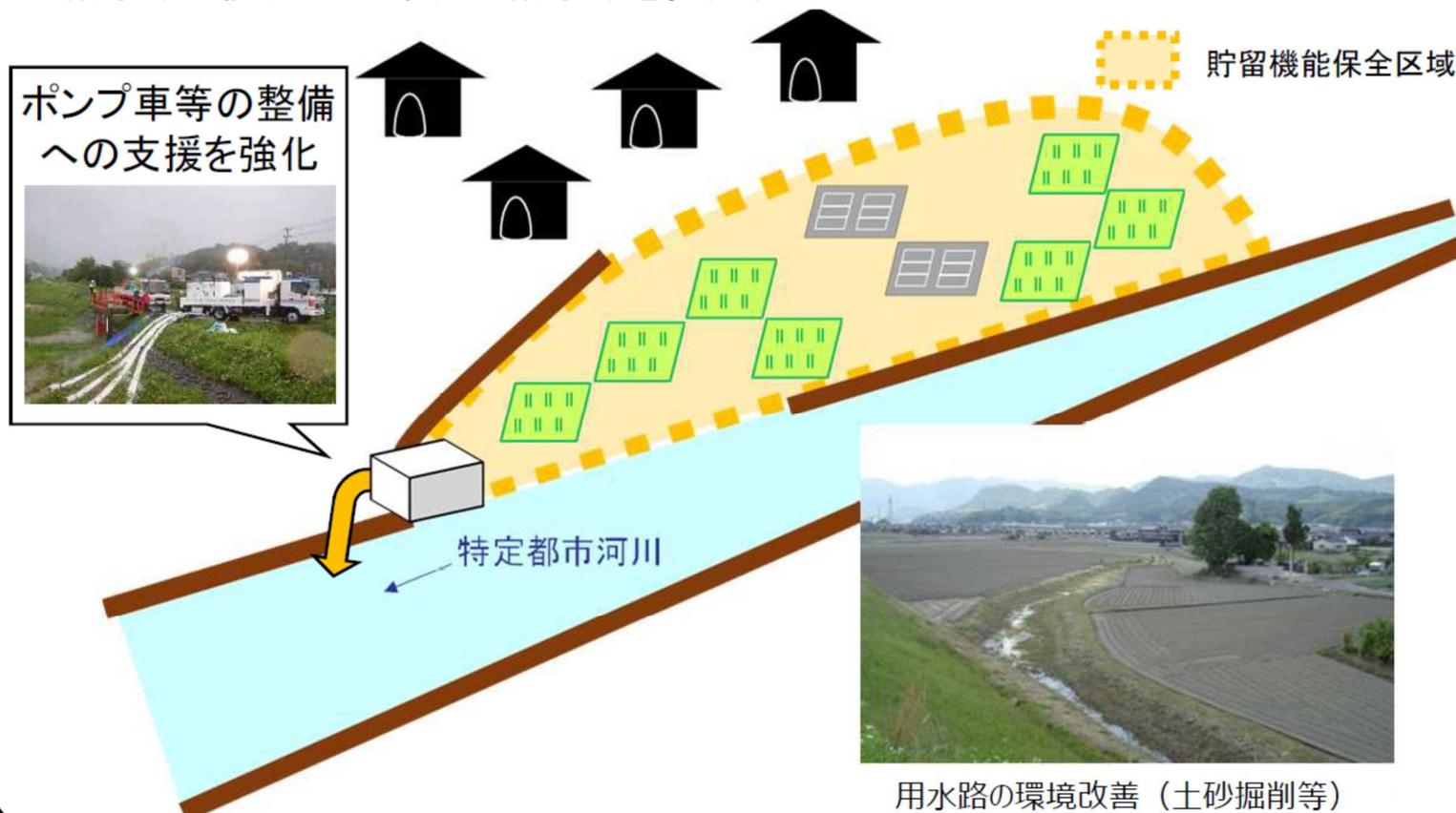
特定都市河川流域内の土地の貯留機能の保全の促進

○特定都市河川浸水被害対策推進事業の拡充(個別補助事業)

貯留機能保全区域内の土地所有者の負担軽減への協力を促すため、地方公共団体による同区域内に侵入した水の貯留後の早期排水を目的とした排水施設の整備を補助対象に追加。

○総合水系環境整備事業・統合河川環境整備事業の拡充(直轄事業・社会資本整備総合交付金)

貯留機能保全区域内の土地所有者の負担軽減において、河川と連続した生物の生息・生育・繁殖環境の再生・創出のため、河川管理者による耕作放棄地や用水路における土砂掘削等の環境改善が可能となるよう、総合水系環境整備事業と統合河川環境整備事業を拡充。



大和川流域における雨水貯留浸透施設等 の整備状況

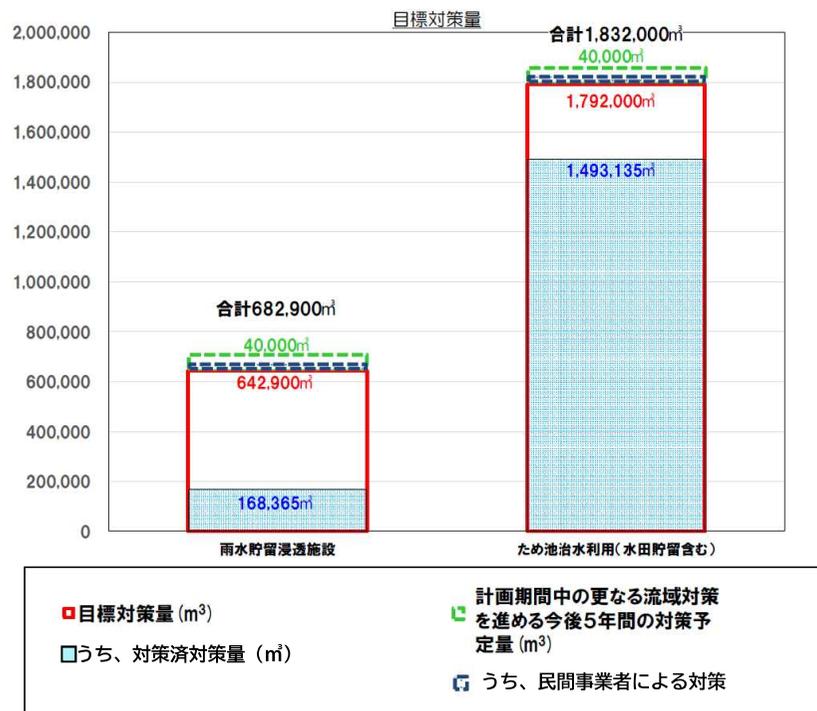
令和5年1月16日
奈良県

1. 流域対策の取組状況

(1) 大和川流域における流域対策の進捗状況

大和川特定都市河川流域における目標対策量

- ◆ 昭和57年の大和川大水害を機に、大和川流域を洪水被害から守るため、県と市町村で流出抑制に取り組むことに合意
- ◆ 目標対策量は、雨水貯留浸透施設で68.29万m³、水田貯留を含むため池の治水利用で183.2万m³



対策量	雨水貯留浸透施設	ため池治水利用 (水田貯留含む)
①大和川流域総合治水対策の「流域整備計画」で定められた対策量	11.9万m ³	170万m ³
②大和川流域総合治水対策の「奈良県平成緊急内水対策事業」で定められた対策量	52.39万m ³	9.2万m ³
③計画期間中の更なる流域対策を積極的に進める今後5年間の対策予定量(民間事業者による対策含む)	4.0万m ³	4.0万m ³
合計	68.29万m ³	183.2万m ³

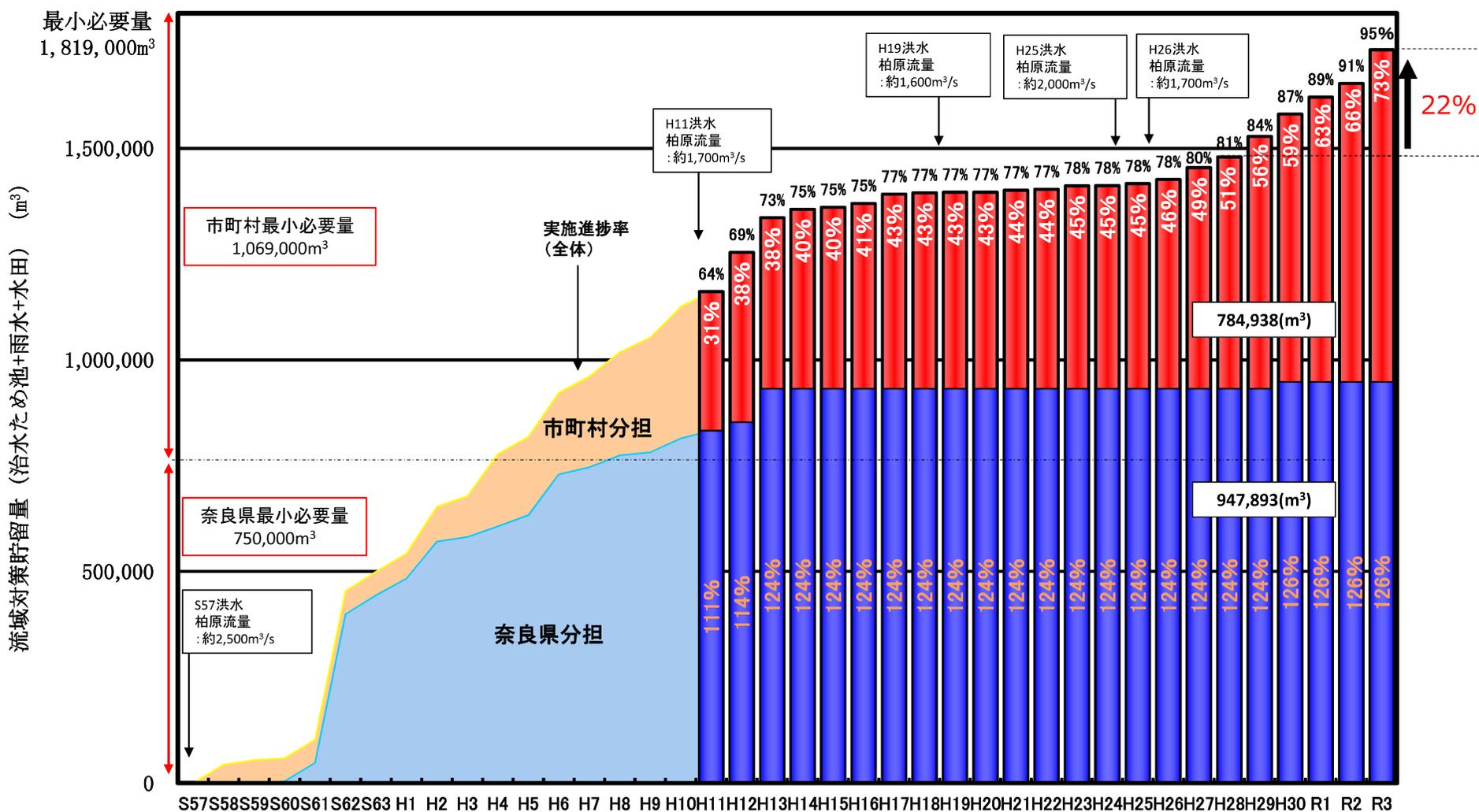
雨水貯留浸透施設の整備及びため池の治水利用による目標対策量
(「大和川流域水害対策計画」より抜粋)

1. 流域対策の取組状況

大和川流域総合治水対策の「流域整備計画」で定められた対策量の進捗状況

- ◆ R4.3現在で、計画目標量の95%の達成状況となっており、県では126%の達成状況となっている。
 - ◆ 市町村では、計画目標量の73%の達成にとどまっているものの、平成28年度以降、進捗率は22%伸びている。
- ※ 水田貯留による対策量を含む

流域対策(ため池治水利用+雨水貯留浸透施設+水田貯留)の進捗状況



1. 流域対策の取組状況

奈良県と市町村の流域対策の目標量(最小必要量)

◆大和川流域総合治水対策の「流域整備計画」で定められた対策量 約180万m³の貯留対策に取り組むことになっている。



機関名	雨水貯留浸透施設対策量 (m ³)	ため池治水利用対策量 (m ³)	機関名	雨水貯留浸透施設対策量 (m ³)	ため池治水利用対策量 (m ³)
奈良市	14,610	310,500	田原本町	2,440	29,700
大和高田市	3,790	18,300	高取町	1,080	18,900
大和郡山市	5,410	71,700	明日香村	540	15,900
天理市	3,520	65,700	新庄町	1,080	22,500
橿原市	6,770	40,200	当麻町	810	17,500
桜井市	5,140	30,300	香芝町	2,710	55,300
御所市	4,060	48,900	上牧町	1,350	21,600
生駒市	5,410	62,700	王寺町	1,350	21,600
平群町	1,350	20,700	広陵町	1,900	32,400
三郷町	1,080	25,800	河合町	1,350	19,500
斑鳩町	1,630	29,700	大淀町	-	1,500
安堵町	540	9,400	小計	69,000	1,000,000
川西町	810	6,700	奈良県	50,000	700,000
三宅町	270	3,000	合計	119,000	1,700,000

合計181.9万m³

附則1 今後早急に検討するものについては、成案が出来次第、実施要領の変更により、具体的内容を組み込むものとする。

【大和川流域整備計画実施要領より】

1. 流域対策の取組状況

直近一年の進捗状況(前回協議会からの進捗率)

- ◆ R3.3からR4.3までの対策済量の進捗率は、市町村全体では約7%となっている。
- ◆ 奈良市、香芝市、葛城市、平群町、安堵町、明日香村、上牧町の対策済量の伸び率は増加した。

※ 水田貯留による対策量を含む

市町村名	【C】 最小必要量 (m ³)	ため池＋雨水貯留＋水田 (R3.3)		ため池＋雨水貯留＋水田 (R4.3)		直近一年の増加量 B-A	
		【A】 対策済量	対策率 (%)	【B】 対策済量	対策率 (%)	増加量 (m ³)	直近一年の進捗率 (B-A)／C×100 進捗率 (%)
奈良市	325,110	109,079	33.6	110,539	34.0	1,460	0.4
大和高田市	22,090	27,812	125.9	27,812	125.9		
大和郡山市	77,110	60,850	78.9	60,850	78.9		
天理市	69,220	46,575	67.3	46,575	67.3		
橿原市	46,970	54,294	115.6	54,294	115.6		
桜井市	35,440	16,444	46.4	16,444	46.4		
御所市	52,960	29,730	56.1	29,730	56.1		
生駒市	68,110	30,170	44.3	30,170	44.3		
香芝市	58,010	34,783	60.0	38,607	66.6	3,824	6.6
葛城市	41,890	36,677	87.6	50,289	120.1	13,612	32.5
平群町	22,050	17,669	80.1	39,223	177.9	21,554	97.7
三郷町	26,880	46,396	172.6	46,396	172.6		
斑鳩町	31,330	27,689	88.4	27,689	88.4		
安堵町	9,940	2,575	25.9	37,076	373.0	34,501	347.1
川西町	7,510	8,458	112.6	8,458	112.6		
三宅町	3,270	7,520	230.0	7,520	230.0		
田原本町	32,140	40,810	127.0	40,810	127.0		
高取町	19,980	13,956	69.8	13,956	69.9		
明日香村	16,440	15,398	93.7	16,423	99.9	1,025	6.2
上牧町	22,950	7,477	32.6	11,450	49.9	3,973	17.3
王寺町	22,950	24,639	107.4	24,639	107.4		
広陵町	34,300	14,378	41.9	14,378	41.9		
河合町	20,850	25,610	122.8	25,610	122.8		
大淀町	1,500	6,000	400.0	6,000	400.0		
小計	1,069,000	704,989	65.9	784,938	73.4	79,949	7.5
奈良県	750,000	947,893	126.4	947,893	126.4		
合計	1,819,000	1,652,882	90.9	1,732,831	95.3		

凡例

- 対策率:0%以上25%未満
- 対策率:25%以上50%未満
- 対策率:50%以上100%未満
- 対策率:100%以上

1. 流域対策の取組状況

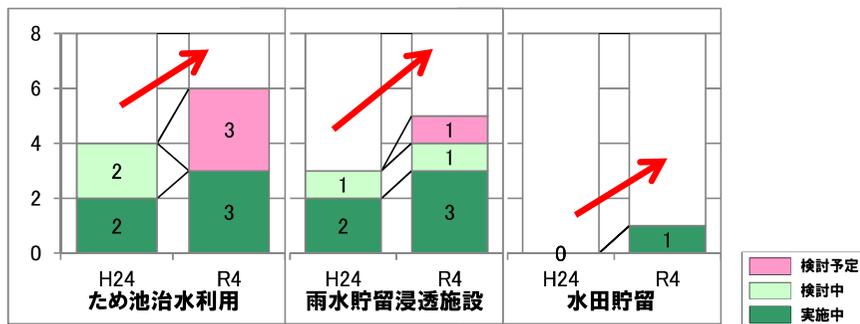
(2) 上下流市町村の流域対策の取組状況(圏域別)

- ◆流域対策に取り組む市町村は増加しているものの、全体として進捗率は低迷している
- ◆浸水被害が発生している上流側の市町村で流域対策の進捗が遅れる傾向があり、上下流市町村で進捗率がばらついている

①生駒いかるが圏域・②平城圏域

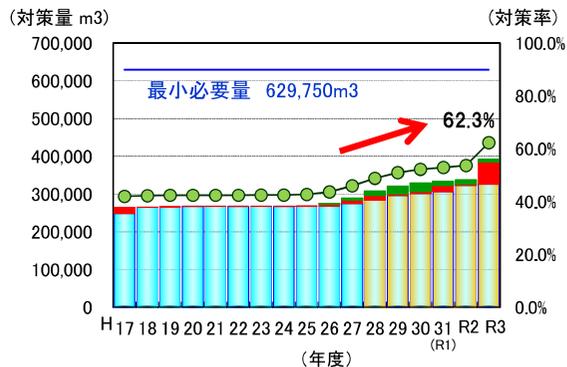
- ◆大和川沿川や佐保川の中下流域で内水被害が発生しており、上流域での流出抑制が必要。
- ◆「ため池+雨水貯留+水田」の対策量が目標を達成している市町村は、平群町、三郷町、安堵町。
- ◆ため池治水利用では、奈良市、天理市、生駒市が対策に取り組んでいる。
- ◆雨水貯留浸透施設では、生駒市、三郷町、斑鳩町が対策に取り組んでいるほか、奈良市が検討中。
- ◆水田貯留では、大和郡山市が対策に取り組んでいる。

【流域対策に取り組む市町村数の変化】全8市町(うち、目標達成は3市町) 【流域対策の進捗状況】



市町村名	最小必要量 (m3)	①ため池+雨水貯留 (R4.3)		②ため池+雨水貯留+水田 (R4.3)		取組状況 (R4.4現在)		
		対策済量 (m3)	対策率 (%)	対策済量 (m3)	対策率 (%)	ため池治水利用	雨水貯留浸透施設	水田貯留
奈良市	325,110	110,539	34.0	110,539	34.0	実施中	検討中	予定なし
大和郡山市	77,110	53,636	69.6	60,850	78.9	検討予定	検討予定	実施中
天理市	69,220	46,575	67.3	46,575	67.3	実施中	予定なし	予定なし
生駒市	68,110	30,170	44.3	30,170	44.3	実施中	実施中	予定なし
平群町	22,050	39,223	177.9	39,223	177.9	検討予定	予定なし	予定なし
三郷町	26,880	46,396	172.6	46,396	172.6	予定なし	実施中	予定なし
斑鳩町	31,330	21,689	69.2	27,689	88.4	予定なし	実施中	予定なし
安堵町	9,940	37,076	373.0	37,076	373.0	検討予定	予定なし	予定なし
圏域合計	629,750	385,304	61.2	398,518	63.3			

【流域対策の推移】



- 凡例
- 対策率: 0%以上25%未満
 - 対策率: 25%以上50%未満
 - 対策率: 50%以上100%未満
 - 対策率: 100%以上

- 実施中** 工事中または設計中(関係者と概ね合意済み)
- 検討中** 具体的な候補地が決まり、関係者と調整中または近々、調整を行う予定のもの
- 検討予定** 具体的な候補地は決まっていないが、今後、検討を行っていく予定のもの
- 予定なし** 当面、検討の予定がないもの

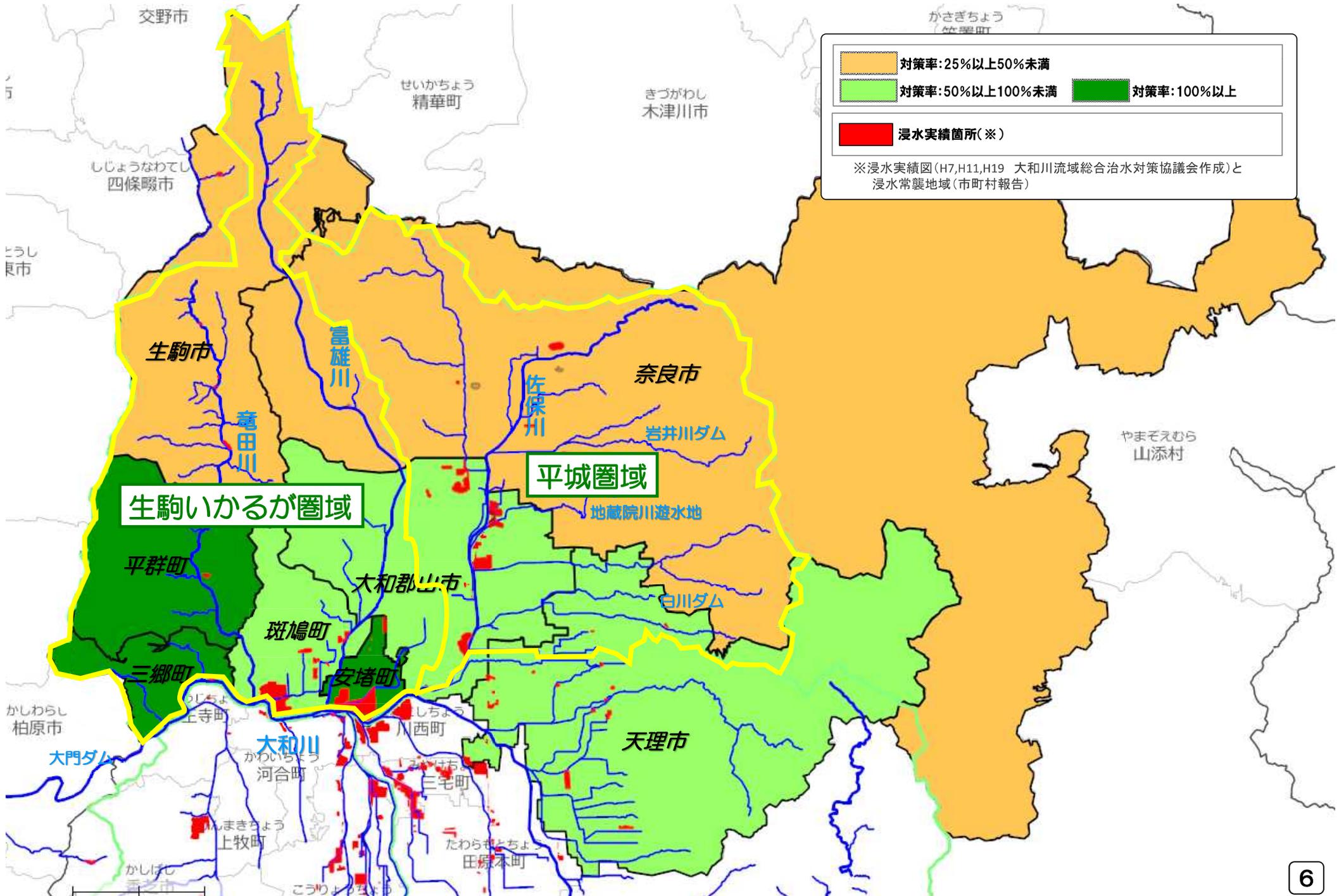
※対策済量に奈良県の対策量は含まれていない。令和4年3月時点での数値

※市町村の進捗は、各圏域に流域を持つ市町村の値を示したもの

※①ため池+雨水貯留は、『ため池治水利用施設』と『雨水貯留浸透施設』の対策済量を合計した数値で、ため池+雨水貯留+水田は、これに水田貯留の貯留量を加算

②水田貯留の貯留量は、「実施面積(m²)+湛水深(cm)」で算出した値とする

【流域対策の進捗状況と浸水実績（①生駒いかるが圏域・②平城圏域）】

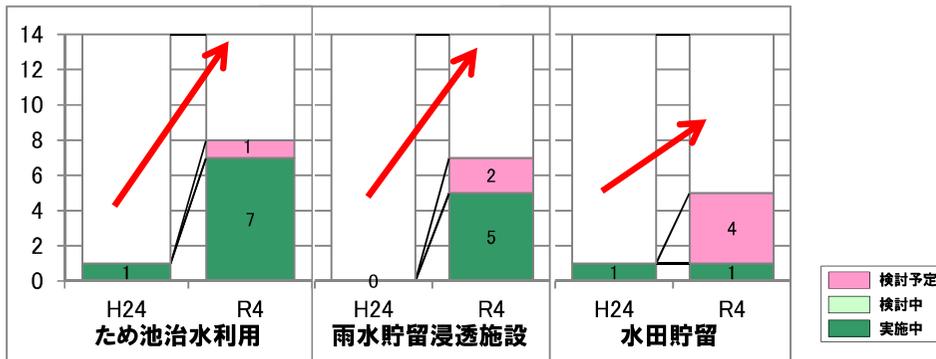


③ 曾我葛城圏域

- ◆大和高田市や広陵町、河合町など中下流域を中心に内水被害が発生しており、**上流域で流出抑制が必要**。
- ◆「ため池 + 雨水貯留 + 水田」の対策量が目標を達成している市町村は、**大和高田市、橿原市、葛城市、三宅町、田原本町、王寺町、河合町、大淀町**。
- ◆ため池治水利用では、**御所市、香芝市、葛城市、田原本町、上牧町、広陵町**が対策に取り組んでいる。
- ◆雨水貯留浸透施設では、**大和高田市、御所市、田原本町、王寺町、広陵町**が対策に取り組んでいる。
- ◆水田貯留では、**広陵町**が対策に取り組んでいる。

【流域対策に取り組む市町村数の変化】

全14市町村(うち、目標達成は8市町)



【流域対策の進捗状況】

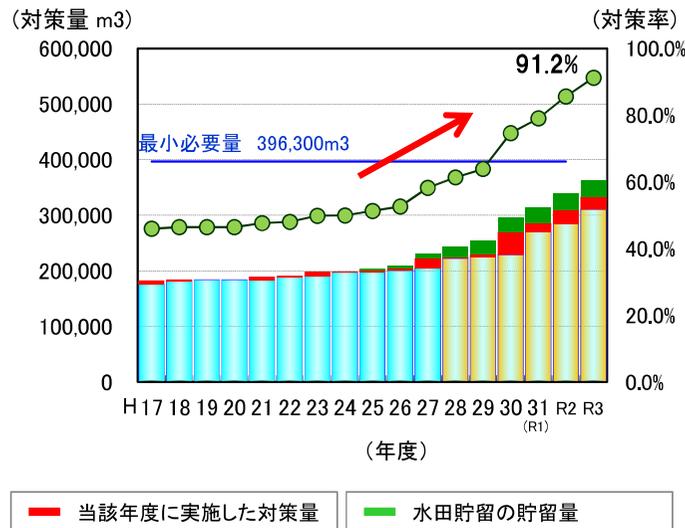
市町村名	最小必要量 (m3)	①ため池+雨水貯留 (R4.3)		②ため池+雨水貯留+水田 (R4.3)		取組状況 (R4.4現在)		
		対策済量 (m3)	対策率 (%)	対策済量 (m3)	対策率 (%)	ため池治水利用	雨水貯留浸透施設	水田貯留
大和高田市	22,090	27,012	122.3	27,812	125.9	予定なし	実施中	予定なし
橿原市	46,970	50,094	106.7	54,294	115.6	予定なし	予定なし	予定なし
御所市	52,960	29,730	56.1	29,730	56.1	実施中	実施中	予定なし
香芝市	58,010	38,607	66.6	38,607	66.6	実施中	予定なし	予定なし
葛城市	41,890	50,289	120.1	50,289	120.1	実施中	予定なし	予定なし
三宅町	3,270	7,520	230.0	7,520	230.0	検討予定	検討予定	検討予定
田原本町	32,140	24,860	77.3	40,810	127.0	実施中	実施中	検討予定
高取町	19,980	13,956	69.9	13,956	69.9	実施中	予定なし	予定なし
明日香村	16,440	16,423	99.9	16,423	99.9	予定なし	予定なし	予定なし
上牧町	22,950	11,450	49.9	11,450	49.9	実施中	予定なし	検討予定
王寺町	22,950	24,639	107.4	24,639	107.4	予定なし	実施中	予定なし
広陵町	34,300	6,548	19.1	14,378	41.9	実施中	実施中	実施中
河合町	20,850	25,610	122.8	25,610	122.8	予定なし	検討予定	検討予定
大淀町	1,500	6,000	400.0	6,000	400.0	予定なし	予定なし	予定なし
圏域合計	396,300	332,738	84.0	361,518	91.2			

凡例
 対策率:0%以上25%未満
 対策率:25%以上50%未満
 対策率:50%以上100%未満
 対策率:100%以上

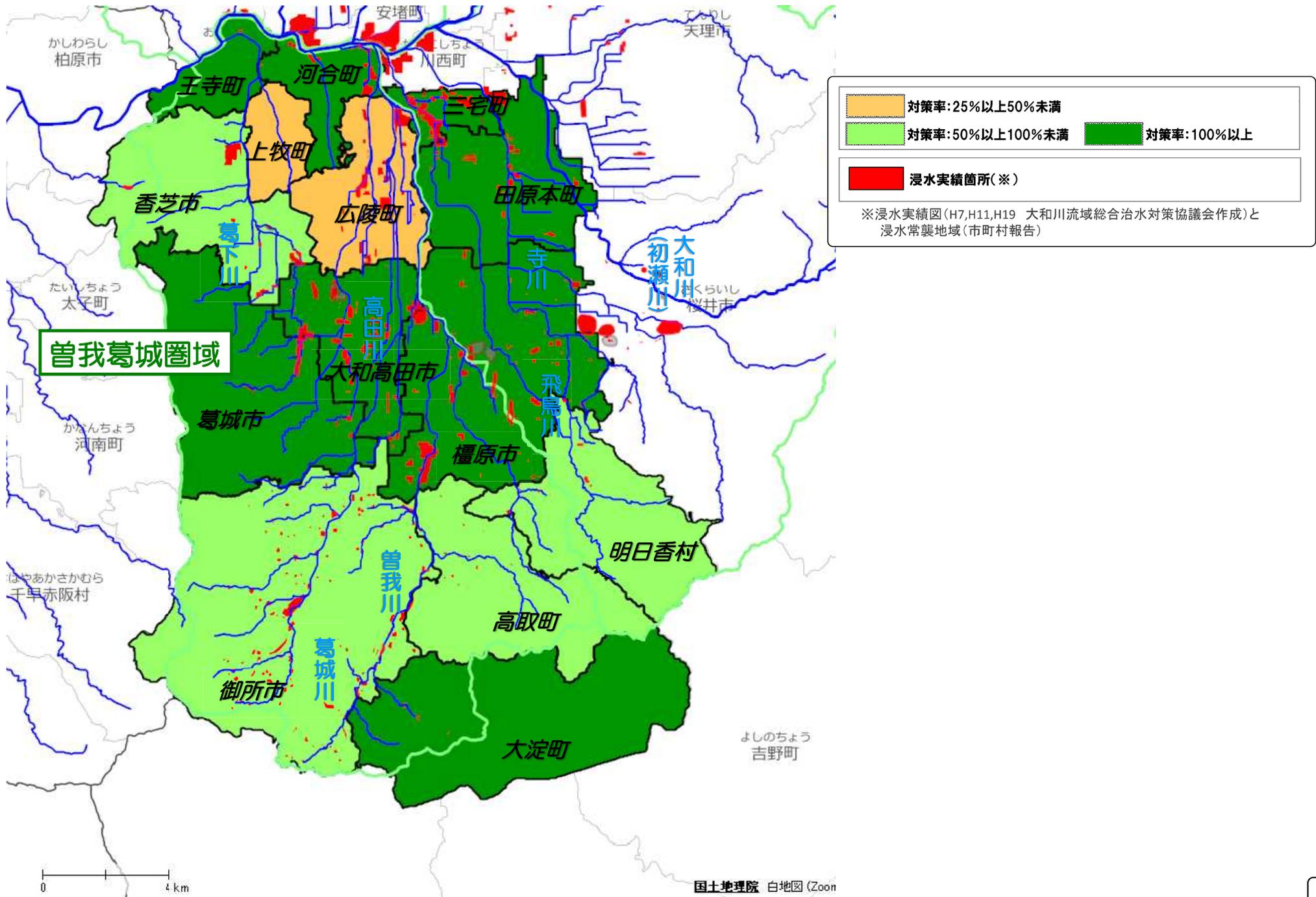
■ **実施中** 工事中または設計中(関係者と概ね合意済み)
■ **検討中** 具体的な候補地が決まり、関係者と調整中または近々、調整を行う予定のもの
■ **検討予定** 具体的な候補地は決まっていないが、今後、検討を行っていく予定のもの
■ **予定なし** 当面、検討の予定がないもの

※対策済量に奈良県の対策量は含まれていない。令和4年3月時点での数値
※市町村の進捗は、各圏域に流域を持つ市町村の値を示したもの
※①ため池+雨水貯留は、『ため池治水利用施設』と『雨水貯留浸透施設』の対策済量を合計した数値で、ため池+雨水貯留+水田は、これに水田貯留の貯留量を加算
②水田貯留の貯留量は、「実施面積(m²)+湛水深(cm)」で算出した値とする

【流域対策の推移】



【流域対策の進捗状況と浸水実績 (③曾我葛城圏域)】



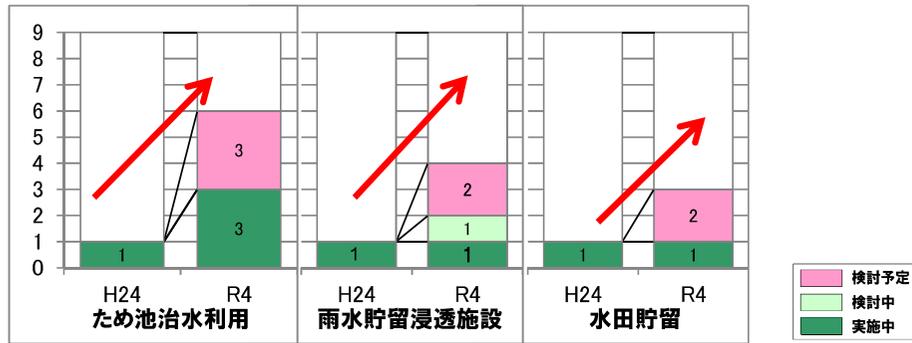
④ 布留飛鳥圏域

ふるあすか

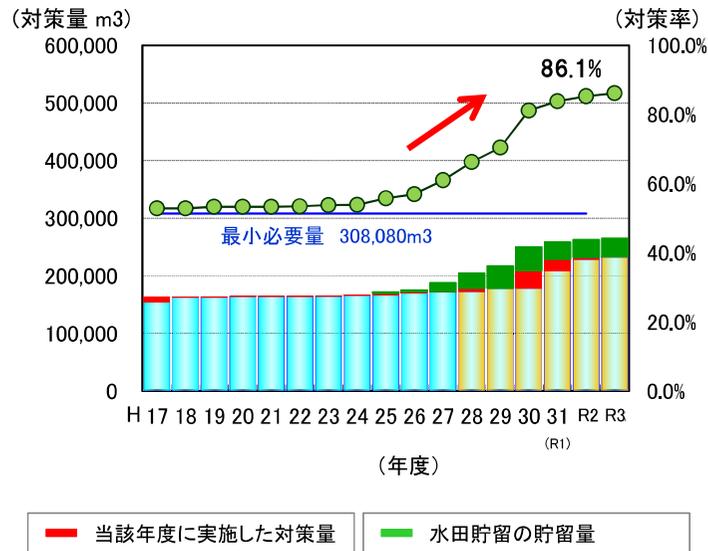
- ◆寺川や飛鳥川沿いの中下流域などで内水被害が発生しており、**上流域で流出抑制が必要**。
- ◆「ため池+雨水貯留+水田」の対策量が目標を達成している市町村は、**橿原市、川西町、三宅町、田原本町**。
- ◆ため池治水利用では、**天理市、田原本町、高取町**が対策に取り組んでいる。
- ◆雨水貯留浸透施設では、**田原本町**が対策に取り組んでいるほか、**桜井市**が検討中。
- ◆水田貯留では、**大和郡山市**が対策に取り組んでいる。

【流域対策に取り組む市町村数の変化】

全9市町村(うち、目標達成は4市)



【流域対策の推移】



【流域対策の進捗状況】

市町村名	最小必要量 (m3)	①ため池+雨水貯留 (R4.3)		②ため池+雨水貯留+水田 (R4.3)		取組状況 (R4.4現在)		
		対策済量 (m3)	対策率 (%)	対策済量 (m3)	対策率 (%)	ため池治水利用	雨水貯留浸透施設	水田貯留
大和郡山市	77,110	53,636	69.6	60,850	78.9	検討予定	検討予定	実施中
天理市	69,220	46,575	67.3	46,575	67.3	実施中	予定なし	予定なし
橿原市	46,970	50,094	106.7	54,294	115.6	予定なし	予定なし	予定なし
桜井市	35,440	11,744	33.1	16,444	46.4	予定なし	検討中	予定なし
川西町	7,510	8,458	112.6	8,458	112.6	検討予定	予定なし	予定なし
三宅町	3,270	7,520	230.0	7,520	230.0	検討予定	検討予定	検討予定
田原本町	32,140	24,860	77.3	40,810	127.0	実施中	実施中	検討予定
高取町	19,980	13,956	69.9	13,956	69.9	実施中	予定なし	予定なし
明日香村	16,440	16,423	99.9	16,423	99.9	予定なし	予定なし	予定なし
圏域合計	308,080	233,266	75.7	265,330	86.1			

凡例

- 対策率: 0%以上25%未満
- 対策率: 25%以上50%未満
- 対策率: 50%以上100%未満
- 対策率: 100%以上

- 実施中** 工事中または設計中(関係者と概ね合意済み)
- 検討中** 具体的な候補地が決まり、関係者と調整中または近々、調整を行う予定のもの
- 検討予定** 具体的な候補地は決まっていないが、今後、検討を行っていく予定のもの
- 予定なし** 当面、検討の予定がないもの

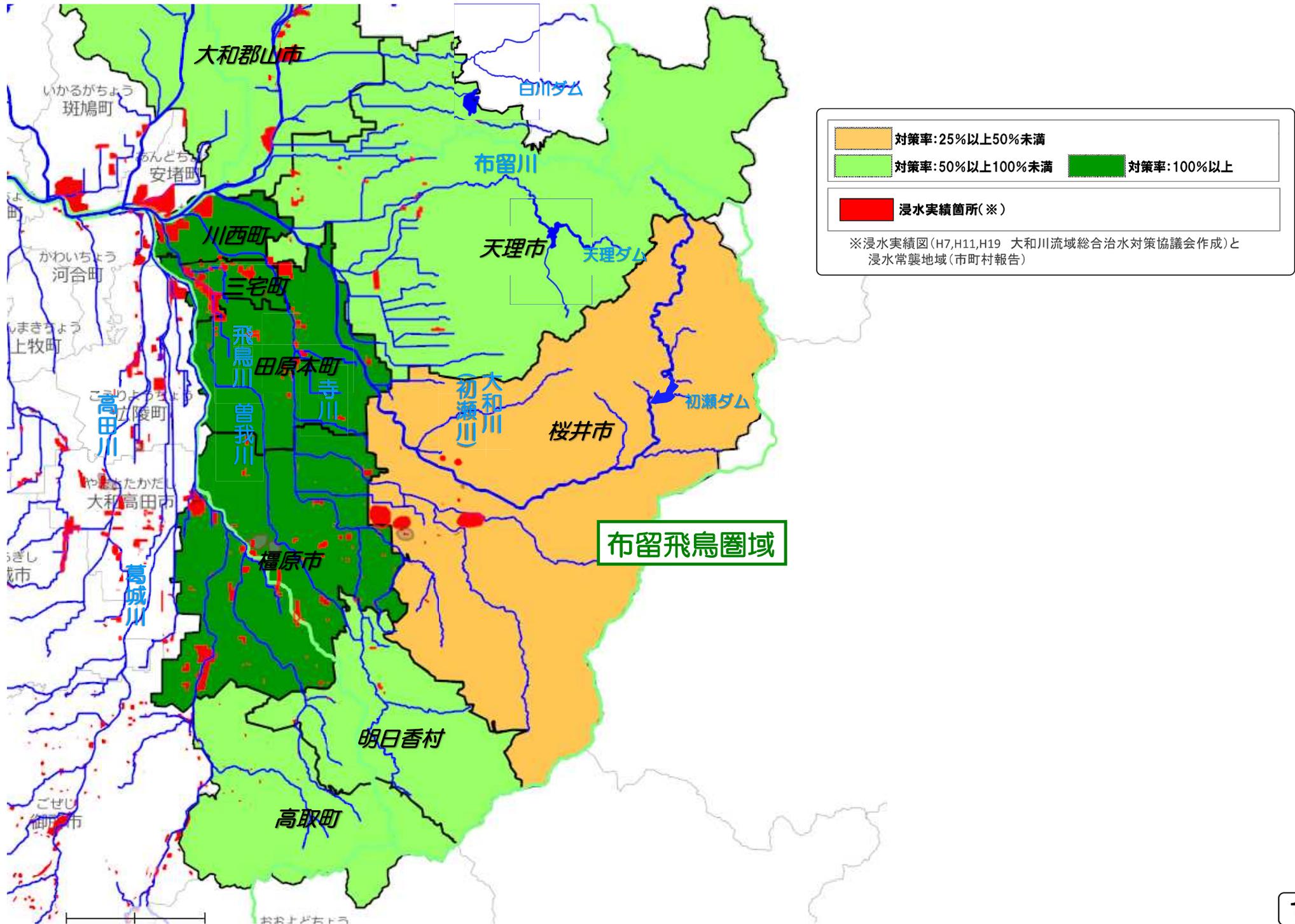
※対策済量に奈良県の対策量は含まれていない。令和4年3月時点での数値

※市町村の進捗は、各圏域に流域を持つ市町村の値を示したもの

※①ため池+雨水貯留は、『ため池治水利用施設』と『雨水貯留浸透施設』の対策済量を合計した数値で、ため池+雨水貯留+水田は、これに水田貯留の貯留量を加算

②水田貯留の貯留量は、「実施面積(m²)+湛水深(cm)」で算出した値とする

【流域対策の進捗状況と浸水実績 (④布留飛鳥圏域)】



奈良県平成緊急内水対策事業の見える化

～事業の進捗状況と今後の進め方～

令和5年1月16日
大和川流域水害対策協議会

これまでの経緯

これまで

- 大和川流域総合治水対策の推進(S60年度～)
- 浸水常襲地域における河川改修や水路改修などの対策の推進(H20年度～)

平成30年5月 キックオフ

【背景】平成29年10月台風21号による大規模な内水浸水被害の発生

新たな「ためる対策」として、

- 奈良県平成緊急内水対策事業を開始
 - ・ 10年に1度の降雨に耐えられることを目標に貯留施設を整備
 - ・ 喫緊の課題である内水浸水被害の解消に向け、市町村と連携して、対策に必要な貯留施設を整備
 - ・ 適地選考委員会(学識経験を有する者で構成)を設置し、事業対象箇所を選定

グレードアップ対応

【背景】令和元年東日本台風により阿武隈川や千曲川の流域で100年に1度を超える確率の降雨量を記録

気候変動の影響による自然災害の激甚化、頻発化に対応するため、

- グレードアップ対策の取組を推進
 - ・ 100年に1度の降雨にも耐えられることを目標に貯留施設を整備

事業進捗等の「見える化」

【ハード対策】

キックオフから5年が経過し、事業着手していない地区やグレードアップ対応に至っていない地区などのばらつきが発生

- 事業進捗の「見える化」を図り、地域の理解を促進
 - ・ 各地区における進捗状況

【ソフト対策】

- 内水対策ハザードマップを作成・公表し、情報を提供
 - ・ 内水ハザードマップ公表までのロードマップ

<目的>

- ・ 協議会において、各首長に奈良県平成緊急内水対策事業の進捗状況等の「見える化」を図り、事業に対する取組機運を高める。

奈良県平成緊急内水対策事業の進捗状況

【奈良県平成緊急内水対策事業】

内水による家屋の床上・床下浸水被害解消のため、100年に1度の大雨にも耐えるべく必要な貯留施設等を適地に整備する事業

【これまでの事業進捗状況】

平成30年 奈良県平成緊急内水対策事業を開始（適地選考委員会で 19地区 21箇所[※]を選定）

令和元年 100年に1回の確率で発生しうる規模の降雨に対する対策の検討を開始（適地選考委員会で 19地区 39箇所[※]を選定）

⇒ 現在、13地区 18箇所[※]で事業中

2地区 2箇所（田原本町[社会福祉協議会駐車場]・大和郡山市[小川町調整池]）で供用開始済

【進捗状況（全体）】

平成30年

19地区 21箇所（13市町）

令和4年

19地区 39箇所（13市町）

必要容量
296,440^m₃

必要容量
965,200^m₃

1/10 降雨

1/100降雨対応に
グレードアップ

〔 箇所数 約2倍
必要容量 約3倍 〕

計画容量
623,180^m₃
(65%)

事業中容量
375,680^m₃
(39%)

供用済

8,200^m₃ (0.8%)
(2地区 2箇所 2市町)

【課題①】

1/100容量未確保 (12地区 10市町)

⇒ 適地検討

必要容量確保のため、1/100の必要性の理解と新たな事業地の確保に向けた検討

【課題②】

事業未着手 (5地区 12箇所 4市町)

⇒ 予備設計・用地調査

事業着手にあたっての課題抽出を行い、県が市町を支援

事業中

(13地区 18箇所 9市町)

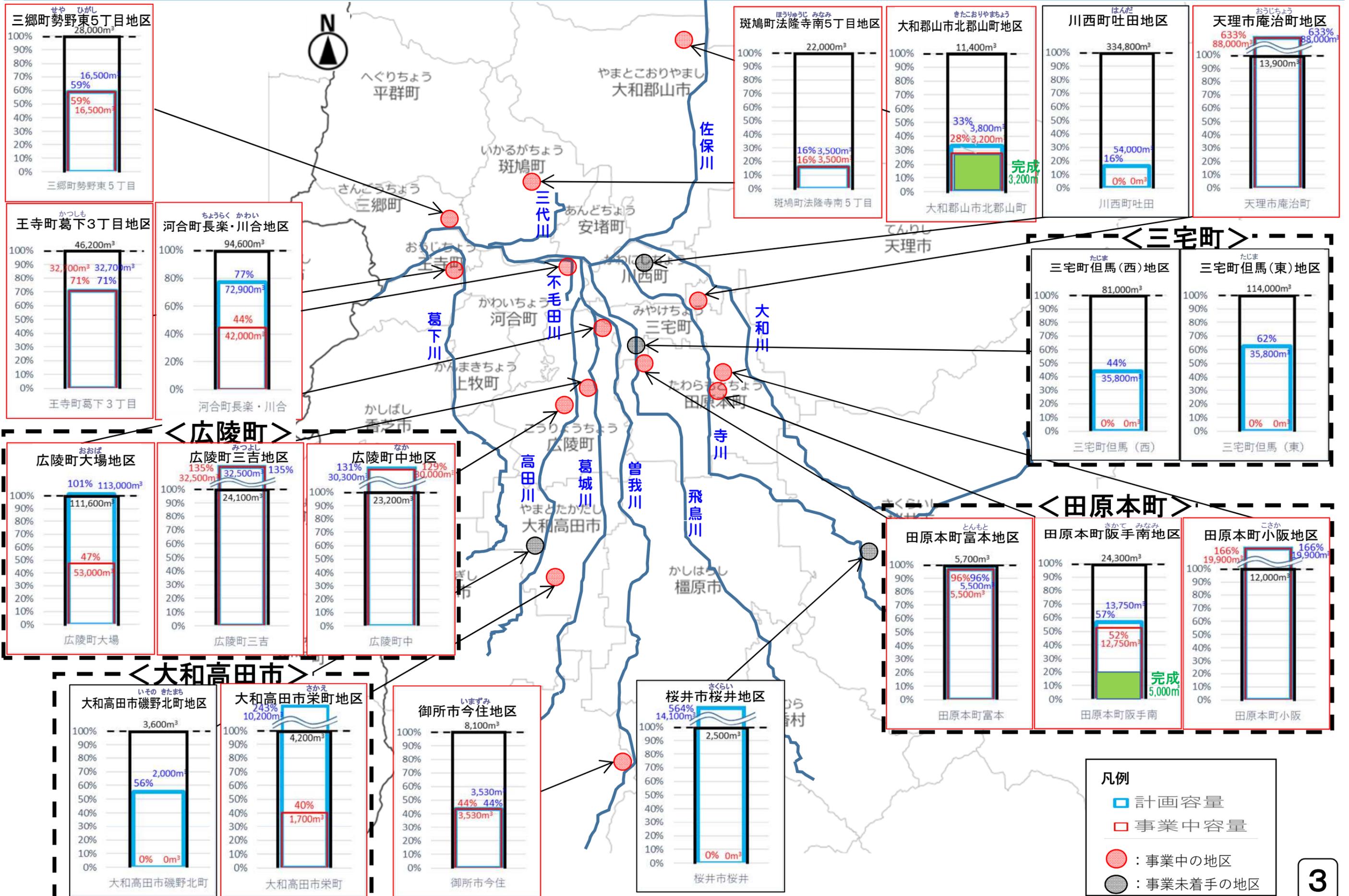
⇒ 詳細設計・用地買収・工事

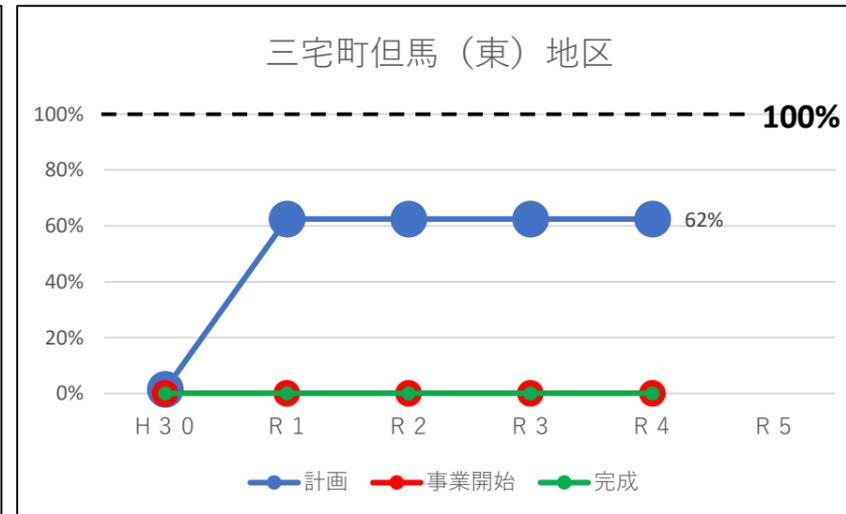
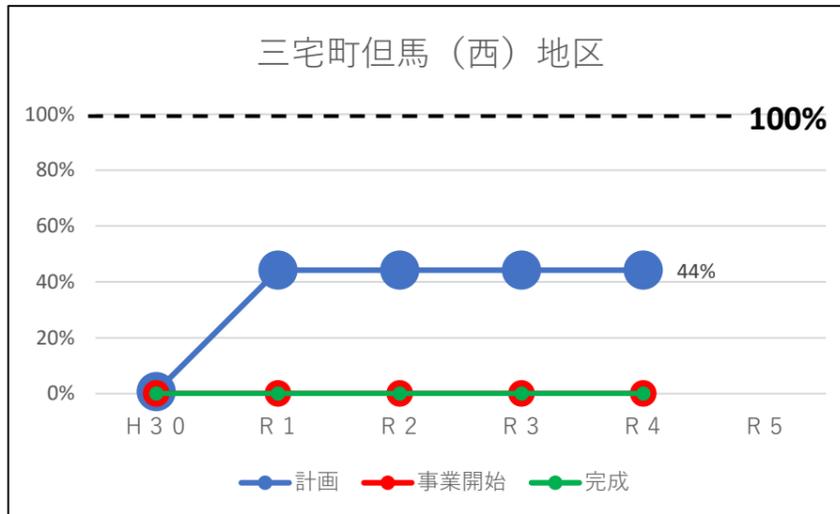
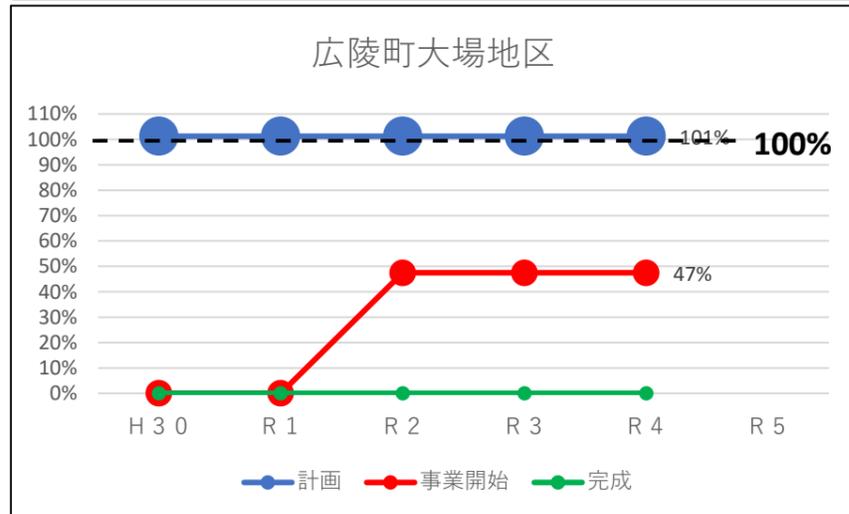
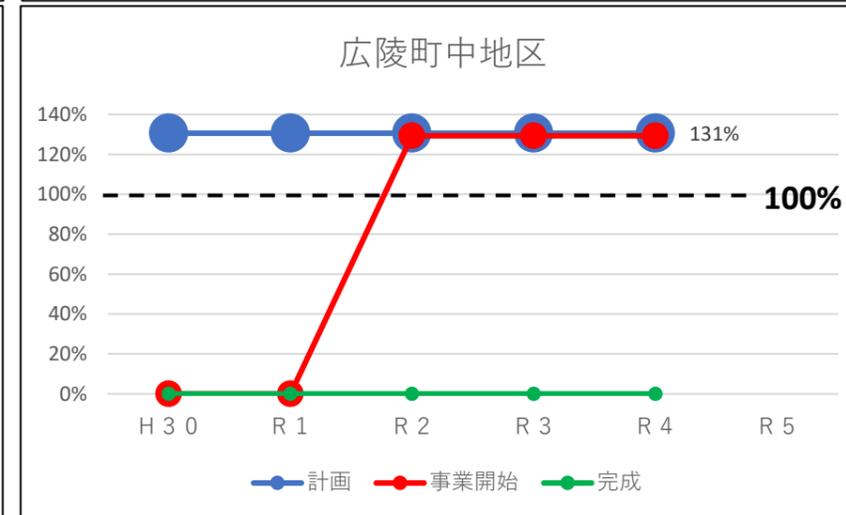
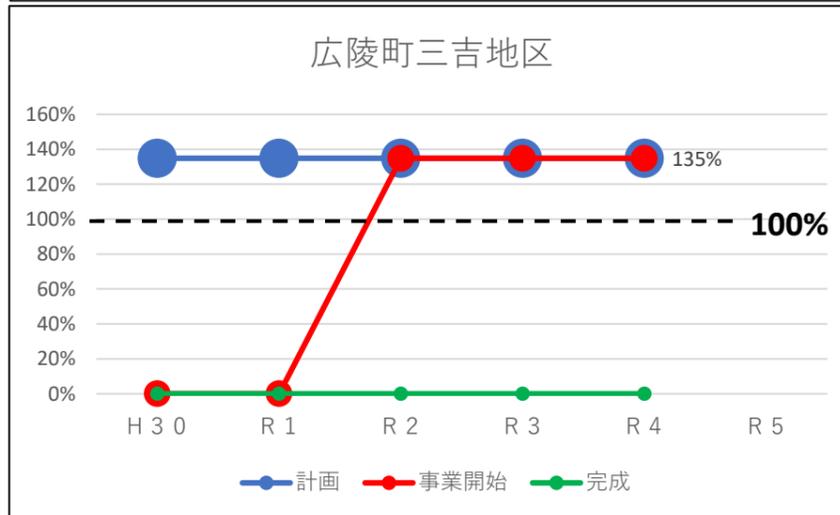
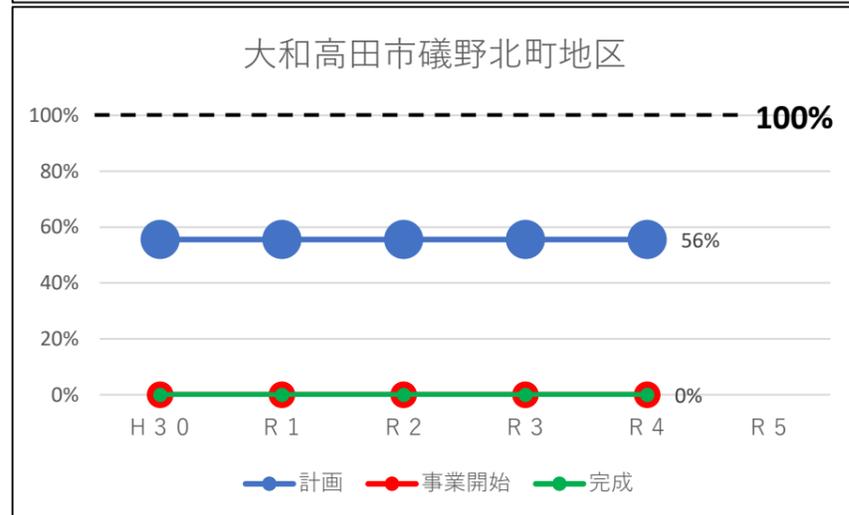
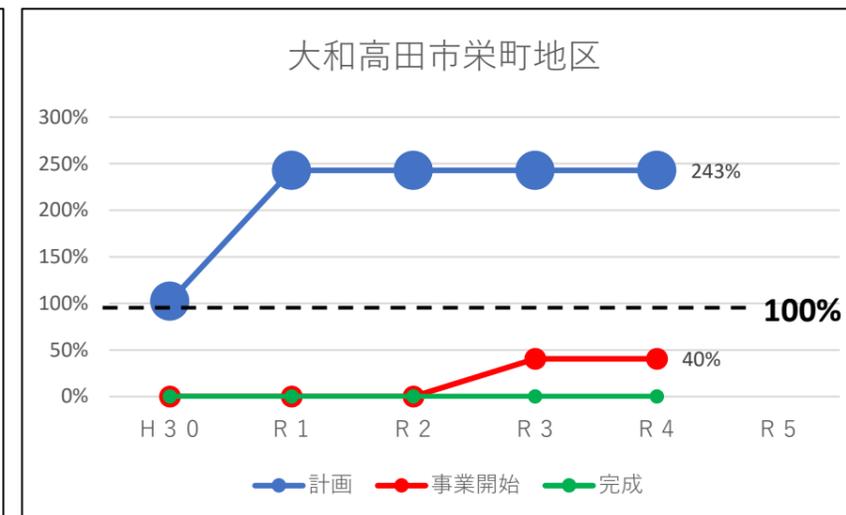
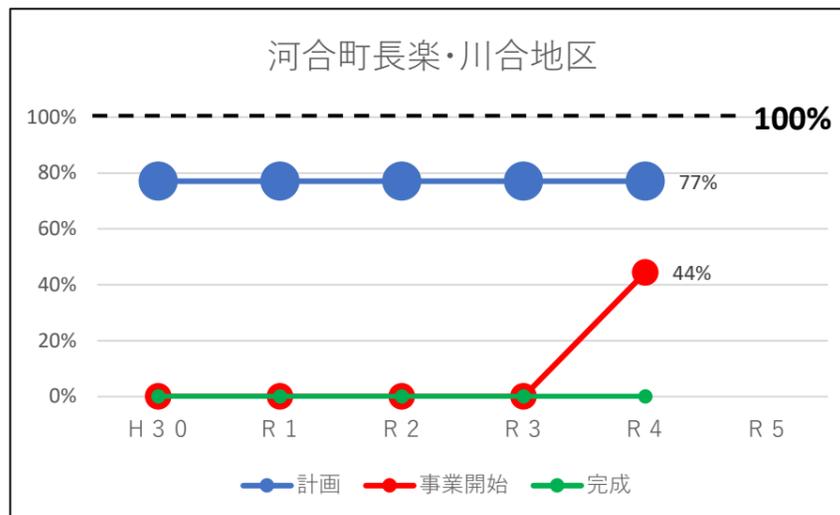
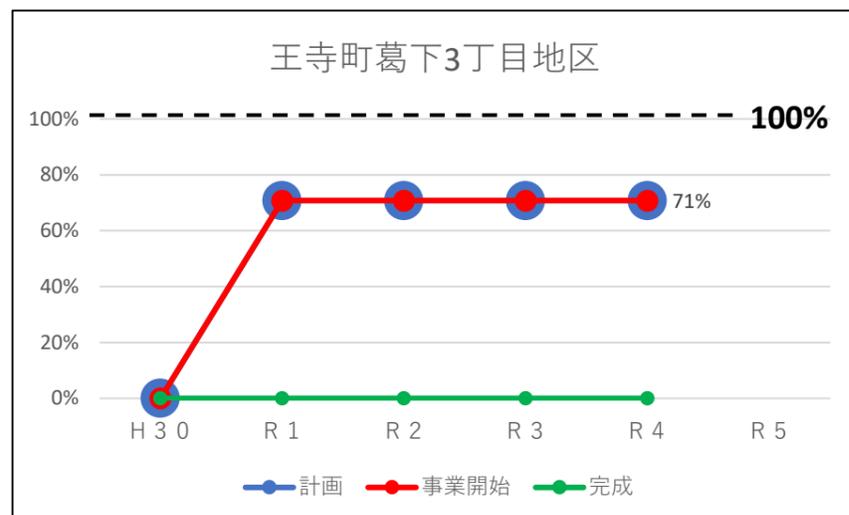
早期完了を目指し、円滑な事業を推進

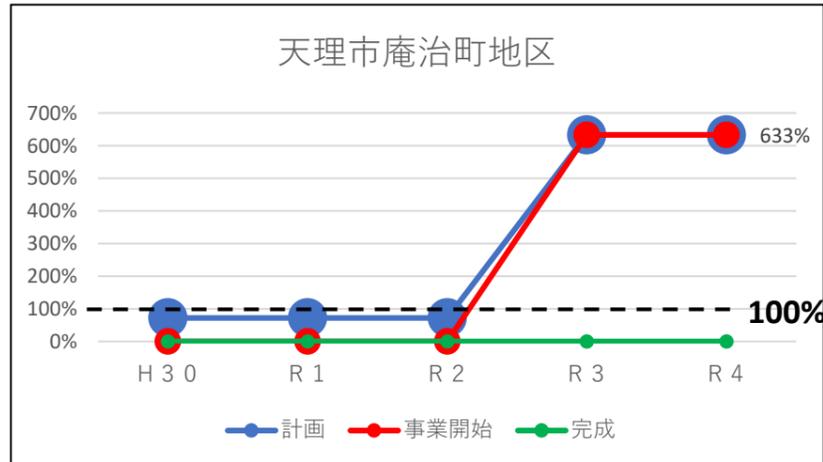
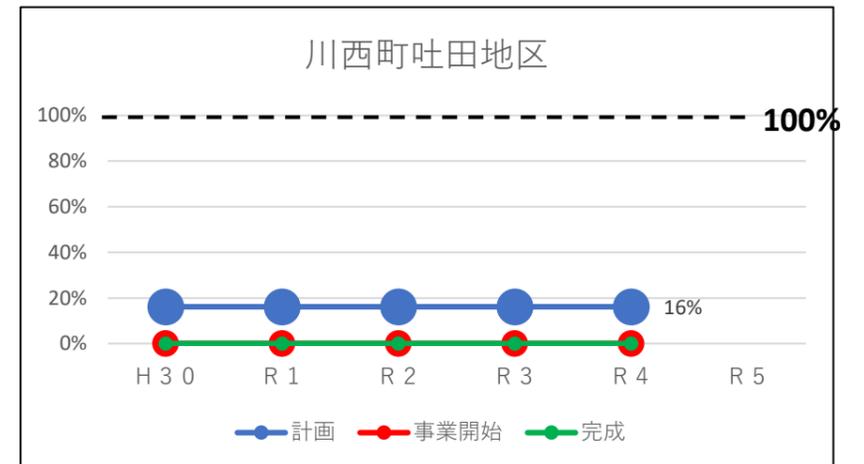
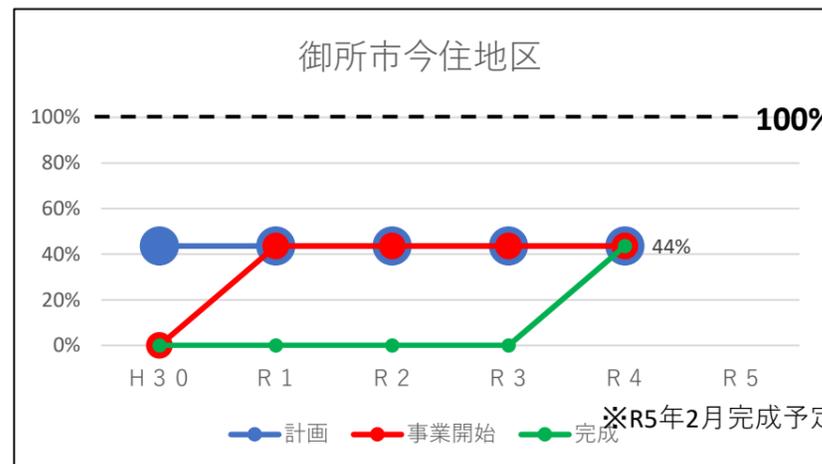
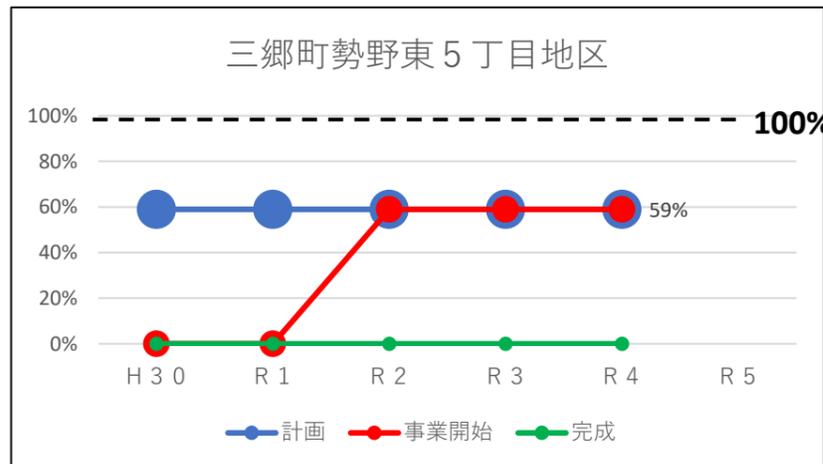
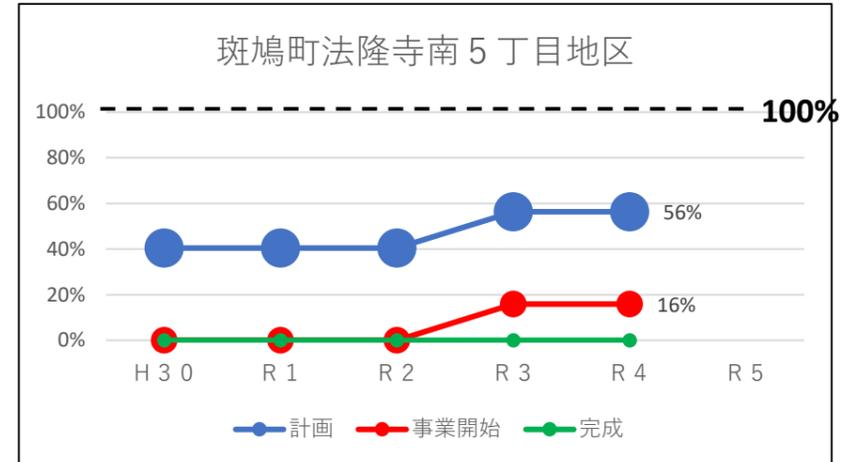
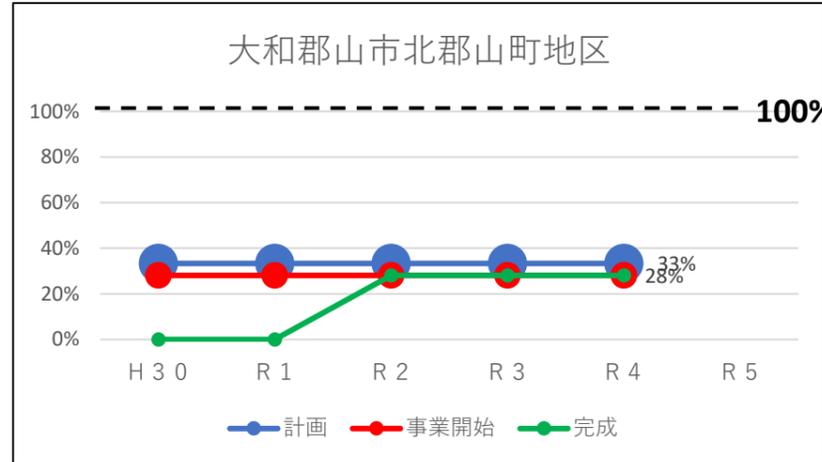
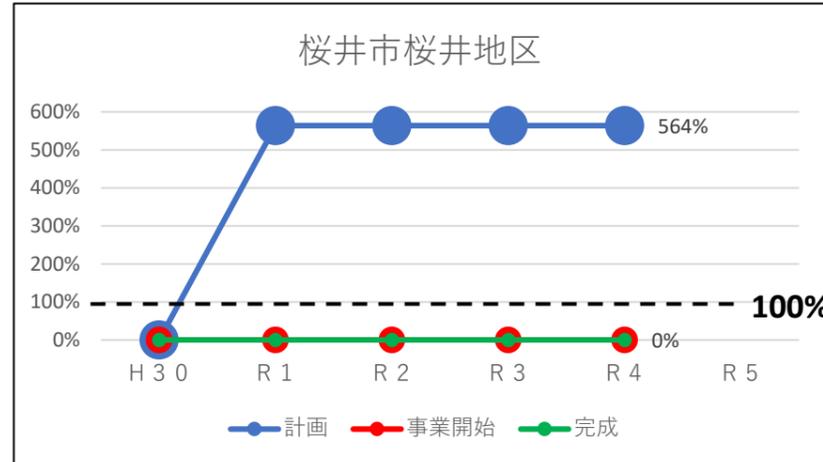
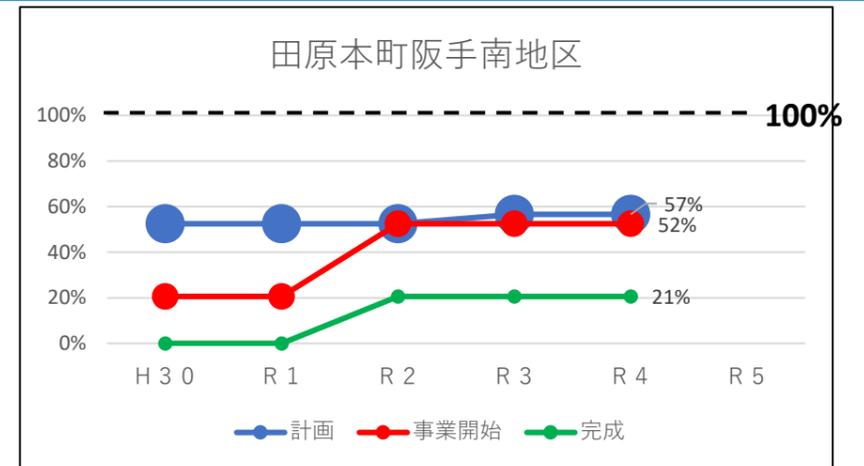
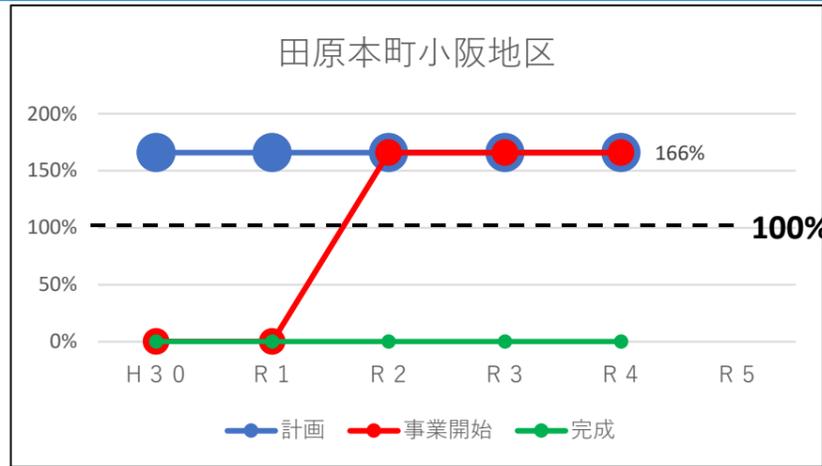
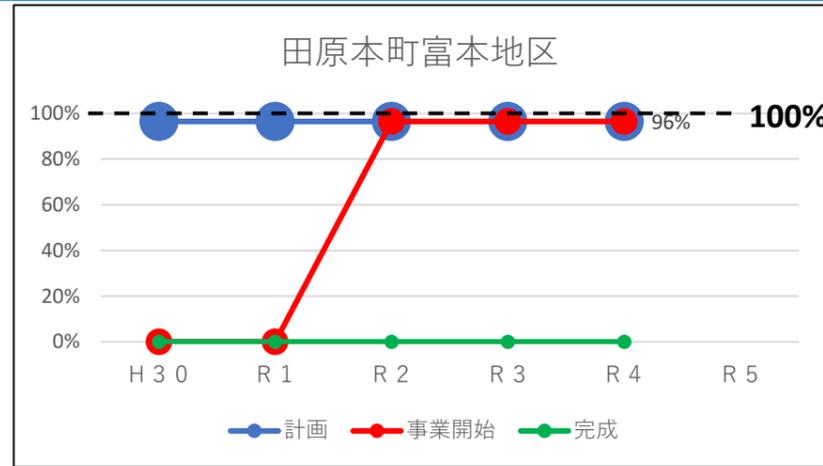
※ 1/10確率降雨規模による内水浸水被害に対して効果がある適地

奈良県平成緊急内水対策事業 地区ごとにおける進捗状況

R5. 1月時点







※R5年2月完成予定

奈良県平成緊急内水対策事業 施工状況

● : 施工中の地区 (R4年度末時点見込)
 ※ 供用済の地区を含む

番号	市町名	地区名
①	大和郡山市	北郡山町地区
②	三郷町	勢野東5丁目地区
③	王寺町	葛下3丁目地区
④	広陵町	大場地区
⑤		中地区
⑥		三吉地区
⑦	田原本町	阪手南地区
⑧	大和高田市	栄町地区
⑨	御所市	今住地区



現状(施工中)

葛下流域貯留施設
 (王寺町葛下3丁目地区)

計画容量 32,700^m³

◎垂直補完による受託工事

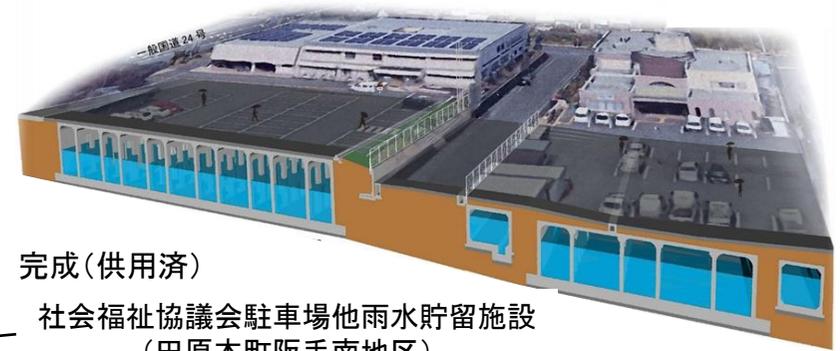
(イメージ図)



高田土木事務所駐車場地下貯留施設
 (大和高田市栄町地区)

計画容量 1,700^m³

◎垂直補完による受託工事
 (R5.3月着手予定)



完成(供用済)

社会福祉協議会駐車場他雨水貯留施設
 (田原本町阪手南地区)

容量 5,000^m³



着工前



現状(R5年2月完成予定)

今住流域貯留施設
 (御所市今住地区)

計画容量 3,530^m³

取組が進んでいる理由

- 水害をなくすために地元を巻き込んで相談したところ、事業の理解を得られ用地買収が進んだ。
- 実施した浸水対策に地元が効果を実感し、新たな事業が動きかけている。
- 不動産業界などは、自治体の浸水対策などの実施状況をよく見ており、地域の価値を上げるポイントとなっていると実感。
- 全国的に、特定都市河川指定に向けた動きが活発になっている。今後の予算確保が大事。

取組が進んでいない理由

- 重点地区において、家屋浸水を実際に経験したことがないため、用地協力が得られない。
- 事業区域が隣接の市町にまたがる可能性があり、施設の維持管理費などの調整が必要。
- 他のプロジェクトに職員が従事しているため、人員不足が課題。
- 公有地を活用して貯留施設を検討したいが、効果があるか検証したい。
- 1箇所あたりの事業規模が大きいため、平行して複数箇所の事業を進めることができない。

下水道における内水対策(ソフト対策)の進捗状況

近年の気候変動を踏まえたハード対策の加速化とソフト対策の充実を図るべく、整備の優先順位を検討し事業計画を見直すとともに、雨水出水浸水想定区域の指定及び内水ハザードマップの作成・公表による情報提供を実施し、浸水被害の軽減に努める。

雨水出水浸水想定区域の指定、内水ハザードマップの作成・公表に向けたスケジュール

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度～
関連市町村 今後の予定	<ul style="list-style-type: none"> ○測量、台帳整理 ○検討対象区域設定 ○目標降雨設定 ○基礎調査(地形データ等収集整理) 		<ul style="list-style-type: none"> ○浸水シミュレーション ○浸水区域図作成・公表 →雨水出水浸水想定区域の指定 		内水ハザードマップ 作成・公表

- 令和7年度末までに大和川流域の市町村において雨水出水浸水想定区域の指定を目標とする

※国：第5次社会資本整備重点計画にて令和7年度までに約8割の団体の指定を目標

第5次社会資本整備重点計画（本文）より抜粋

・最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図の作成及びハザードマップの作成の推進	[KPI-11] 【再掲】 ・最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図を作成した団体数 R元年度 15 → R7年度 約800 (約800/対象団体数 約1,000)
---	--

<流域協働の取組>

- 大和川流域水害対策協議会を通して、事業進捗の「見える化」を図り、流域全体での取組機運を高める

【ハード対策】奈良県平成緊急内水対策事業

<県の取組>

- 計画段階の支援として、新たに県発注業務を活用して予備設計などの技術相談を実施する
- 事業段階の支援として、必要に応じて奈良モデルを活用して詳細設計、施設整備を受託する
- 供用開始した施設の効果検証を行い、結果を公表する

<市町の取組>

- 中長期的な事業の目標を明確にするため、モデルケースとして、5市町程度がロードマップを作成する

【ソフト対策】内水ハザードマップの公表

<県の取組>

- 関連市町村が共通して必要となるデータ（地形データ、降雨データ等）の収集、提供
- 浸水シミュレーションに向けた勉強会の開催
- 内水ハザードマップの作成に向けた、ロードマップの作成と進捗状況の「見える化」

<市町の取組>

- ロードマップの作成
- 関連市町村が雨水出水浸水想定区域の指定に向けて速やかに測量、台帳整備から開始する

土地利用規制の概要・検討方針について

～令和3年の「特定都市河川浸水被害対策法」の
改正により新たに位置付けられた制度～

令和5年1月16日
大和川流域水害対策協議会

これまでの経緯と今後のスケジュール（案）

H30. 大和川流域における総合治水の推進に関する条例 施行

H31. 4 市街化編入抑制区域の指定、公表

R3.12 大和川が特定都市河川に指定

R4. 5 大和川流域水害対策計画策定（第3回大和川流域水害対策協議会[書面開催]）

- ・浸水被害対策の基本方針
気候変動の影響を踏まえ、概ね100年に1回発生しうる洪水などを念頭に、流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域一体で総合的かつ多層的な浸水被害対策を講じる。
- ・都市浸水想定
計画対象降雨は昭和57年8月降雨とする。
- ・貯留機能保全区域及び浸水被害防止区域の指定方針

R4. 7 大和川流域における総合治水の推進に関する条例 改正

本日

R5. 1

第4回大和川流域水害対策協議会

【議題】・土地利用規制の概要・検討方針について

R5.

第5回大和川流域水害対策協議会（案）

- 【議題】**・土地利用規制の指定予定地の公表
・今後の指定検討箇所の確認

令和5年度 区域指定

新たに位置づけられた土地利用規制制度

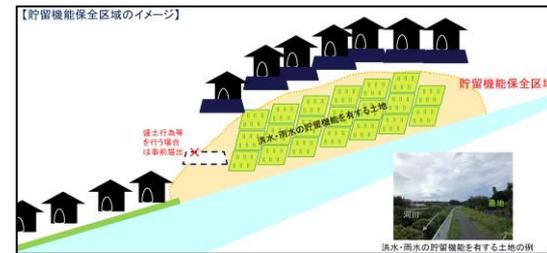
① 貯留機能保全区域

◎農地等として保全されてきた土地の貯留機能を将来にわたって可能な限り保全

【指定方針】 ※大和川流域水害対策計画より抜粋

○都市浸水想定区域やハード整備後においても浸水が想定される区域について、水田等の土地利用形態や市街化編入抑制区域、住家の立地等の周辺の土地利用の状況等を考慮したうえで指定

○先行して大和郡山市や川西町、田原本町などで区域の指定の検討



(貯留機能保全区域の指定等)

第五十三条 河川に隣接する低地その他の河川の氾濫に伴い浸入した水又は雨水を一時的に貯留する機能を有する土地の区域に係る都道府県知事等は、流域水害対策計画に定められた第四条第二項第十二号に掲げる貯留機能保全区域の指定の方針に基づき、かつ、当該流域水害対策計画に定められた都市浸水想定を踏まえ、当該土地の区域のうち都市浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを貯留機能保全区域として指定することができる。

② 浸水被害防止区域

◎開発規制・建築規制を措置することで高齢者等の要配慮者をはじめとする住民等の生命・身体を保護

【指定方針】 ※大和川流域水害対策計画より抜粋

○都市浸水想定を踏まえ、ハード整備後、水害リスクマップ等も参考として、現地の地盤の起伏や市街化編入抑制区域、土地利用形態等を考慮したうえで指定

○先行して川西町や田原本町などで区域の指定の検討

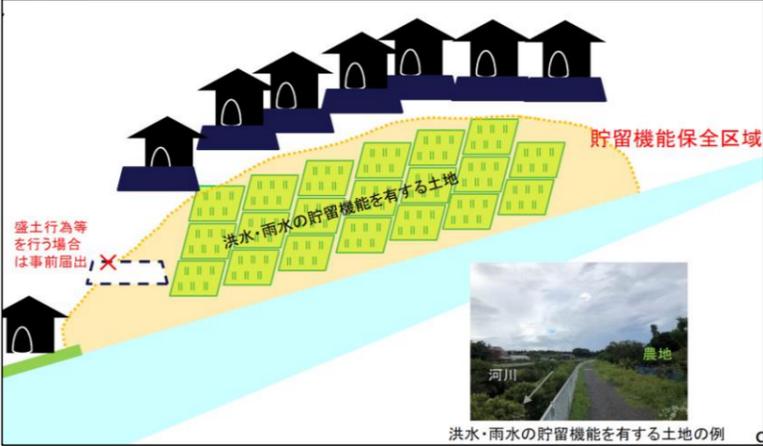
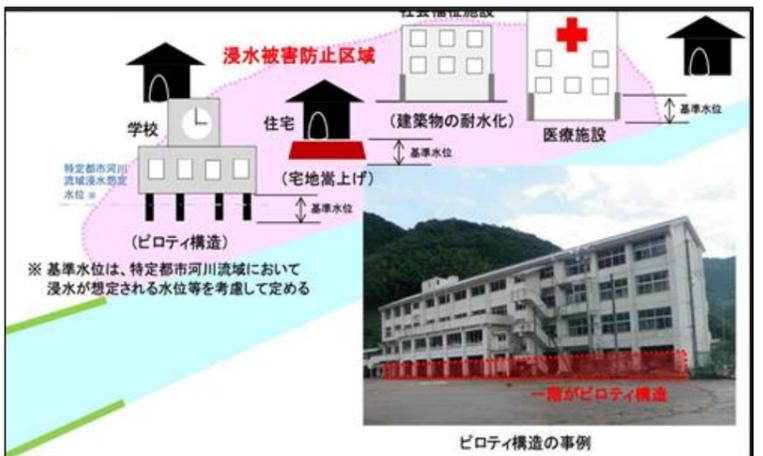


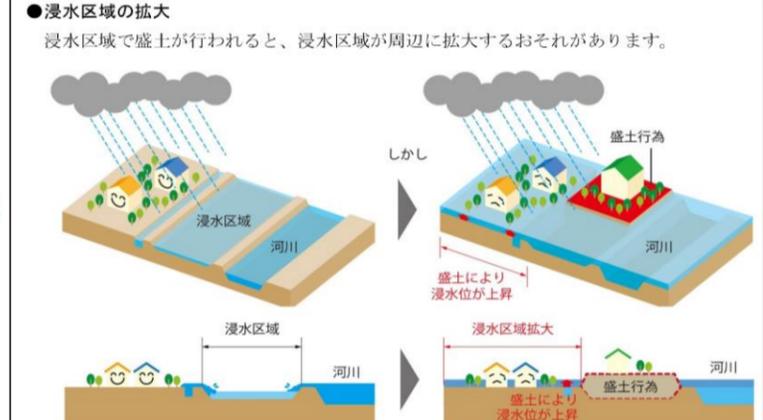
(浸水被害防止区域の指定等)

第五十六条 都道府県知事は、流域水害対策計画に定められた第四条第二項第十二号に掲げる浸水被害防止区域の指定の方針に基づき、かつ、当該流域水害対策計画に定められた都市浸水想定を踏まえ、特定都市河川流域のうち、洪水又は雨水出水が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民その他の者の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為及び一定の建築物（居室を有するものに限る。）の建築又は用途の変更の制限をすべき土地の区域を、浸水被害防止区域として指定することができる。

区域指定に伴う法的整理

○ 区域指定の目的および規制内容が法と条例で異なるため、条例で規定していた市街化編入抑制区域については条例改正後も従前どおり運用

		目的	規制内容・支援制度・手続			
			関係法令等	指定権者	対象区域	
特定都市河川浸水被害対策法	貯留機能保全区域	<p>河川沿いの低地や窪地等、河川の氾濫に伴い侵入した水や雨水を一時的に貯留する機能を面的に有し、浸水の拡大を抑制する効用が発揮されている一団の土地は過去より農地等として地域社会の中で保全されてきており、将来にわたってその機能を維持していくことが望ましい。こうした土地の区域が元来有している貯留機能を将来にわたって可能な限り保全するため、盛土等の行為を事前に把握するとともに、必要な助言・勧告を行うことができる制度。</p>	 <p>洪水・雨水の貯留機能を有する土地の例</p>	<p>盛土等の事前届出</p> <p>固定資産税の減税</p> <p>【規制内容】 ○届出…区域内の土地において盛土、塀の設置等を実施する場合、事前に都道府県知事等に届出が必要 ○助言…届出に対して必要な助言または勧告をすることができる</p> <p>【支援内容】 ○固定資産税等の減税…貯留機能保全区域の指定を受けている土地について、市町村が条例を定めることで固定資産税及び都市計画税を減税する特例措置が適用できる。</p> <p>【区域指定に係る手続】 土地の所有者の同意(書面)、市町村長への意見聴取を経て知事が指定</p>	都道府県知事	河川沿いの低地や窪地等、河川の氾濫に伴い侵入した水や雨水を一時的に貯留し、流域における都市浸水の拡大を抑制する効用があり、過去より農地等として保全されてきた土地。
	浸水被害防止区域	<p>流域一体的な対策を講じてもお浸水被害が頻発する危険な地域等においては、水防法による警戒避難体制の整備のみでは高齢者等のよう配慮者の生命・身体を保護することが極めて困難であり、生命・身体保護のための必要最低限の開発規制、建築規制を措置することができる制度。</p>	 <p>ピロティ構造の事例</p>	<p>開発規制・建築規制</p> <p>移転・嵩上げ等の改修費補助</p> <p>【規制内容】 ○開発規制…住宅(非自己)・要配慮者施設等の盛土・切土等を伴う開発行為を対象に洪水等に対する土地の安全上必要な措置を講じているか事前許可が必要 (都市計画法における開発の原則禁止の区域(レッドゾーン)に追加。また、防災集団移転促進事業の移転対象区域に追加。) ○建築規制…住宅(自己・非自己)、要配慮者施設等の建築行為を対象に居室の床面を基準水位以上、洪水等に対して安全な構造としているか等の事前許可が必要</p> <p>【支援内容】 ○水災害リスクのより低い地域への居住誘導や住まい方の空気に係る制度…居住者がまとまって集団で安全な地域に移転する制度が適用できる。また、既存建築物の居住者に対しても、個別住宅を対象とした移転や嵩上げ等の改修に係る財政支援を行う。</p> <p>【区域指定に係る手続】 ○公告・縦覧(書面)、市町村長への意見聴取を経て知事が指定</p>	都道府県知事	内水浸水想定(1/100) ※重点地区

		目的	規制内容・手続			
			関係法令等	指定権者	対象区域	
大和川流域における総合治水の推進に関する条例	市街化編入抑制区域	<p>浸水リスクのある土地の区域を可視化することで、浸水の危険性のある区域における市街化を抑制し、将来の浸水被害に対する安全性を確保するための制度。</p> <p>●浸水被害の増加 浸水区域で家を建てると、自らが浸水に遭うリスクが高まります。</p> <p>●浸水区域の拡大 浸水区域で盛土が行われると、浸水区域が周辺に拡大するおそれがあります。</p>		<p>新たに市街化区域に編入しない</p> <p>【規制内容】 ○原則として、新たに市街化区域に編入できない。</p> <p>【区域指定に係る手続】 ○県が指定、公表</p>	県	市街化調整区域のうち、10年につき1回の割合で発生するものと予想される降雨が生じた場合において想定される浸水深が50センチメートル以上の土地
			<p>大和川流域における総合治水に関する条例 第十六条、第十七条 県は、(中略)市街化編入抑制区域(市街化調整区域内の土地の区域であって、10年につき1回の割合で発生するものと予想される降雨が生じた場合において想定される浸水深が50センチメートル以上の土地の区域)を指定することができる。</p> <p>県は、(中略)原則として、市街化編入抑制区域を新たに市街化区域として定めしないものとする。</p>			3

各区域における候補地抽出基準（案）

■ 市街化編入抑制区域

	条件		家屋		都市計画区域	
	地形条件	対象降雨	家屋あり	家屋なし	市街化区域	市街化調整区域
市街化編入抑制区域	浸水深50cm以上	1 / 10	○	○	-	○

凡例
○：対象になる
-：対象外

■ 候補地抽出基準(案)

	条件		家屋		都市計画区域	
	地形条件	対象降雨	家屋あり	家屋なし	市街化区域	市街化調整区域
貯留機能保全区域	河川沿いの低地や窪地等	都市浸水想定（S57実績）	-	○	○	○
浸水被害防止区域	浸水深50cm以上	重点地区…内水浸水想定（1 / 100）※	○	○	○	○

凡例
○：対象になる
-：対象外

※ 重点地区以外は都市浸水想定（S57実績）

【考え方】

○貯留機能保全区域

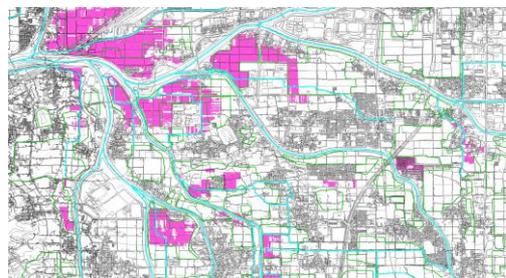
流域水害対策計画で定められた指定方針に基づく。

○浸水被害防止区域

流域水害対策計画で定められた指定方針に基づく。さらに、奈良県平成緊急内水対策事業(1/100目標)を実施する重点地区においては、**内水浸水想定(1/100)**の区域を対象とする。

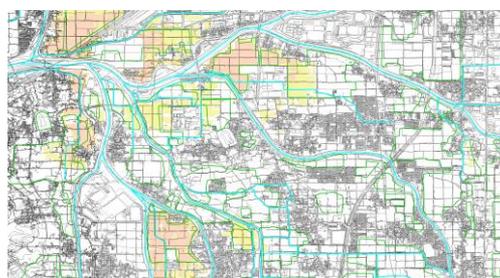
【参考】市街化編入抑制区域・都市浸水想定・内水浸水想定

■ 市街化編入抑制区域



[対象降雨：1/10]

■ 都市浸水想定（ハード整備後）



[対象降雨：S57実績]

■ 内水浸水想定（現況）

※ 重点地区



[対象降雨：1/100]

凡例
—：河川
■：市街化編入抑制区域（浸水深0.5m以上）
■：浸水深0.5m～3.0m
■：浸水深0.5m未満
■：農用地区域

区域指定の方針とフロー（案）

■ 貯留機能保全区域

【方針】

- ・大和川流域水害対策計画に記載のとおり、先行して大和郡山市、川西町、田原本町で候補地を抽出

候補地抽出基準に基づき
貯留機能保全区域の
指定候補地を抽出

【地区ごとの貯留機能保全区域（案）の作成】

国、県及び当該市町村が連携し、指定に係る事前調整

土地の所有者、利害関係者、周辺住民等の理解を深め、指定に係る事前の合意形成を図る

- ・地元説明会の開催
- ・土地所有者等間で主体的な意見交換や議論ができるワーク ショップ等の機会の提供
- ・指定対象となる土地の検討過程や当該区域の指定の意義・効用の共有

土地の所有者の合意（書面）

市町村長への意見聴取

知事等による指定
（公示・通知）

都市計画、立地適正化計画等
への反映

■ 浸水被害防止区域

【方針】

- ・大和川流域水害対策計画に記載のとおり、先行して川西町、田原本町で候補地を抽出

候補地抽出基準に基づき
浸水被害防止区域の
指定候補地を抽出

【地区ごとの浸水被害防止区域（案）の作成】

国、県及び当該市町村が連携し、指定に係る事前調整

土地の所有者、利害関係者、周辺住民等の理解を深め、指定に係る事前の調整を図る

公告・縦覧（書面）

市町村長への意見聴取

知事等による指定
（公示・市町村長あて送付）

市町村長による縦覧

都市計画、立地適正化計画等
への反映

住民・利害関係人
による意見書提出

(仮称)大和川流域における きれいな川づくり会議について

～会議の概要と進め方～

令和5年1月16日
奈良県

(仮称)大和川流域におけるきれいな川づくり会議について

1. 目的

水質のきれい化、川辺のきれい化に向け、**情報共有**や**地域活動の一層の活性化**を図る。

◎各取組を今後も進めて行くにあたり、沿川市町村や地域住民が川を大切に思う心や川に親しみを持つ思いを醸成していくことが重要であり、地域の取組状況をわかりやすく示して、きれいな川づくりの取組に役立てる。

河川の「きれい化」を「見える化」

川のきれい化を定量化、地域の取組状況の「見える化」を図ることにより、地域活動の一層の活性化を図る。

※「見える化」の例

水環境	水質	BOD値	親水性	川に親しめる空間	遊歩道整備の延長、親水公園箇所数、階段護岸箇所数、地域のサポート（草刈り）など
	汚水処理	下水道整備普及率など		景観面の魅力向上	地域のサポート（花植え）など
				川のごみ削減	地域のサポート（清掃）など

2. 主催

奈良県

3. 構成

奈良県

奈良県知事、水循環・森林・景観環境部長、県土マネジメント部長、河川政策官(下水道課長事務取扱)
水資源政策課長、環境政策課長、廃棄物対策課長、河川整備課長
関係土木事務所長

市町村

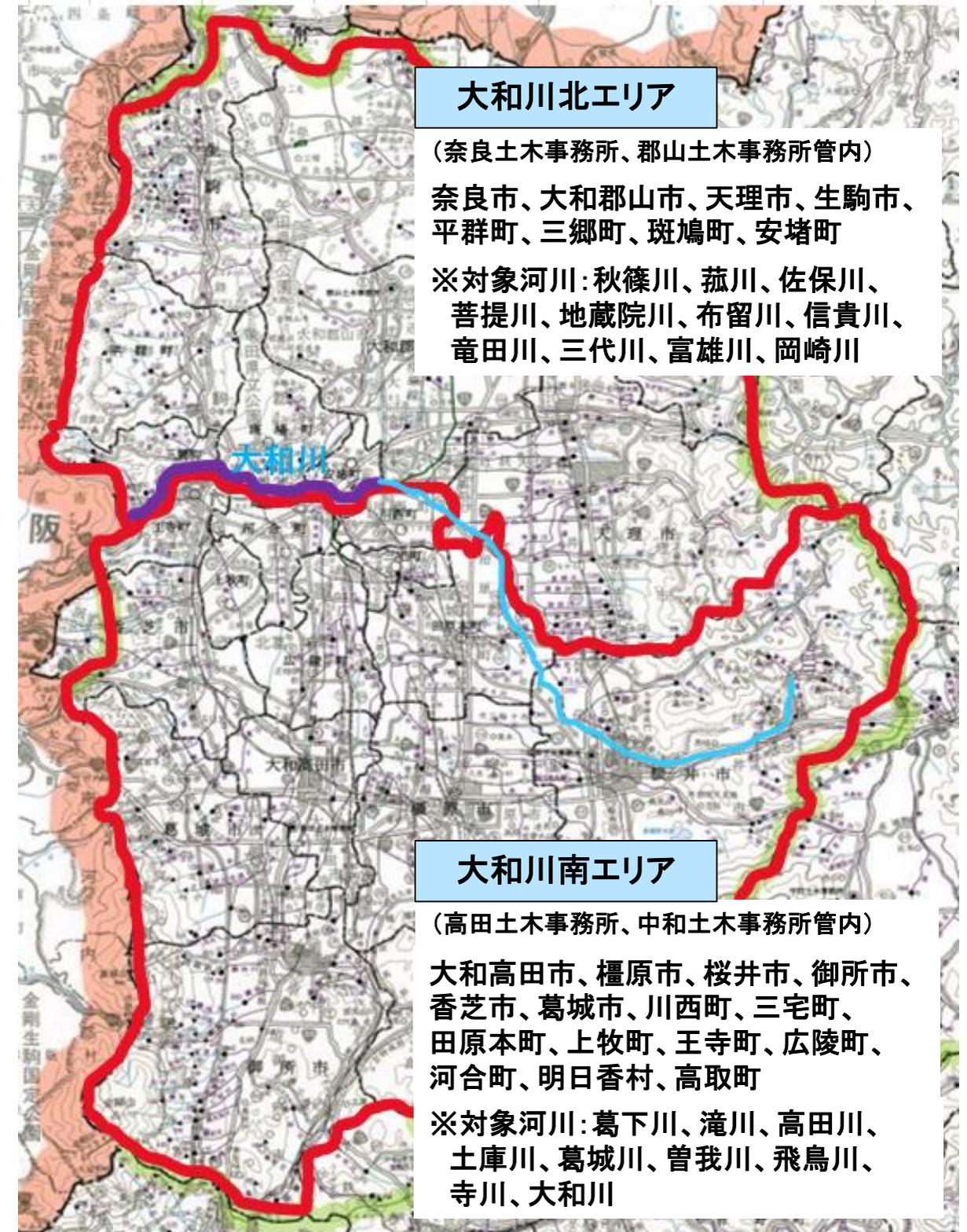
大和川流域市町村長

国

国土交通省

4. 会議の開催方法

大和川流域を土木事務所の管轄により南北のエリアに分割し、エリアごとに会議を開催



大和川北エリア

(奈良土木事務所、郡山土木事務所管内)

奈良市、大和郡山市、天理市、生駒市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町

※対象河川: 秋篠川、菰川、佐保川、菩提川、地藏院川、布留川、信貴川、竜田川、三代川、富雄川、岡崎川

大和川南エリア

(高田土木事務所、中和土木事務所管内)

大和高田市、橿原市、桜井市、御所市、香芝市、葛城市、川西町、三宅町、田原本町、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、明日香村、高取町

※対象河川: 葛下川、滝川、高田川、土庫川、葛城川、曾我川、飛鳥川、寺川、大和川

年間行動予定

	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
きれいな川辺づくり・遊歩環境の改善・適切な維持管理		大和川ジャーナル発刊 ■		大和川ジャーナル発刊 ■
水辺の遊歩道の整備			工事及び測量設計	
植栽計画に基づく奈良の河川彩りづくりの推進			工事及び測量設計	
河川利用者の視点に寄り添った適切な維持管理		除草 ■	除草 ■	堆積土砂撤去 ■ 除草 ■
大和川の水のきれい化				
きれいに暮らす奈良県スタイル推進事業		重点対策支川部会の開催（7月） ・大和高田・広陵 ・大和郡山・斑鳩・安堵 ■	ジャーナル発刊（8月） ・大和川のきれい化 ■	きれい総会の開催（1月） 功労賞の表彰 ・大和川清流復活への取組 ・河川環境美化 ■
大和川の水質改善		BOD等水質調査（通年）		BOD等公表（前年度分） ■
地域の河川サポート事業		「山と川の月間」 (7月第3月曜日「奈良県山の日・川の日」) ■ 出前講座（通年）		大和川水質強化月間 ■
浄化槽設置整備補助事業	交付申請・交付決定 ■			実績報告・支払 ■
下水道接続促進員による戸別訪問を実施する市町村への支援		市町村下水道接続推進員による戸別訪問		
川のゴミ削減、きれい化				
県単独美化対策事業		河川巡視等（通年）		
プラスチックごみ対策の推進	啓発イベント ■	啓発イベント ■	多量排出事業者等への立入指導	

◎令和5年度南北エリア合同会議開催に向けて年度内に準備会を開催する予定。

事務連絡
令和4年8月1日

市町村 御担当者 様

国土交通省国土地理院
近畿地方測量部

自然災害伝承碑の取組について(協力依頼)

平素より国土地理院の業務につきましては、格別の御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

近年、我が国では、火山災害、豪雨災害、地震災害等の多くの自然災害が発生しています。災害対策基本法に基づく防災基本計画（令和元年5月）では、第2編第1章第3節4（災害教訓の伝承）に、国及び地方公共団体は災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めることが明記されています。

そのため、国土地理院では、令和元年度6月から地方公共団体の皆様と連携して自然災害伝承碑を国土地理院のウェブ地図「地理院地図」へ公開してまいりました。また令和2年8月よりオープンデータの提供を開始し、令和3年11月より「ハザードマップポータルサイト」(<https://disaportal.gsi.go.jp/>)へ掲載を開始しております。市区町村による申請や都道府県・地方整備局等の情報提供により、掲載数を着実に増やし、令和4年7月28日時点では、47都道府県426市区町村1,464基を公開しております。

貴市町村管内に自然災害伝承碑に該当する可能性がある碑が建立されておりましたら、以下の連絡先まで御連絡をお願いいたします。地理院地図等への掲載のために必要な申請書類・手続き等、御説明させていただきます。

なお、学校教育や地域学習において、過去の自然災害を学ぶきっかけづくりとしての自然災害伝承碑の活用も、ますます期待されるところです。「自然災害伝承碑」の概要や取組事例を紹介した資料(参考資料)を送付いたします。自然災害伝承碑の更なる認知度向上と活用促進を図るため、御活用頂ければ幸いです。

御多忙中恐縮ですが、御協力の程、何卒よろしくをお願いいたします。

-----< 連絡先 >-----
国土地理院 近畿地方測量部 自然災害伝承碑グループ
(担当：清水、蒲田、市川)
〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館
Tel：06-6941-4507
e-mail：gsi-denshou-06-kk@gxb.mlit.go.jp

災害から身を守る、先人からの「千の教え」

令和元年6月に掲載を開始し、令和4年8月26日時点で、1,498基を公開しています。

「自然災害伝承碑」とは？

- ◆ 過去に発生した地震、津波、洪水、土砂災害、高潮、火山災害等の**自然災害に関する事柄（災害の様相や被害の状況など）が記載されている石碑やモニュメント**です。
- ◆ 自然災害伝承碑の情報を**地理院地図等に掲載**することにより、過去の**自然災害の教訓を地域の方々に適切にお伝えするとともに、教訓を踏まえた的確な防災行動による被害の軽減**を目指します。



自然災害伝承碑
の取組QRコード

掲載分布図



令和4年8月26日時点で、1,498基を公開しています。

自然災害伝承碑が過去の自然災害を学ぶきっかけづくりとなり、実際に過去の教訓が地域で活用されるよう、ホームページへの利活用事例の掲載を進めてまいります。

地図に掲載されていない自然災害伝承碑に関する情報がございましたら、**最寄りの地方測量部（支所）、もしくは該当市区町村へ情報提供**をお願いいたします。

問い合わせ先【掲載等】： 国土地理院 各地方測量部(支所)

問い合わせ先一覧 https://www.gsi.go.jp/bousaichiri/denshouhi_info.html

問い合わせ先【取組全般】： 国土地理院 自然災害伝承碑グループ E-mail: gsi-denshou+1@gxb.mlit.go.jp



活用事例1 秋田県男鹿市




男鹿市 OGA CITY

国土地理院地図に男鹿の自然災害伝承碑が掲載されました

更新日：2021年03月31日

国土地理院地図の自然災害伝承碑について

自然災害伝承碑の取組

国土地理院では、災害教訓の伝承に資する地図・測量分野からの貢献として、過去の自然災害の教訓を地域の力に委ねて伝えることにも、取組を進めたい。被災地を訪問し、被災地の現状や過去の災害の経緯を知ることを目的に、令和元年10月20日～21日、秋田県男鹿市を訪問し、現地を視察するとともに、国土地理院地図に掲載しております。これにより、当時の被災状況を伝えるとともに、当時の被災地を巡って、当時の被災地を巡って伝えることで、地域住民の防災意識向上に役立つものと期待されています。

当時の被災状況を伝えると同時に、当時の被災場所に建てられていることを地図を通じて伝えることで、地域住民の防災意識向上に役立つものと期待とHPで紹介

<https://www.city.oga.akita.jp/soshik/kiki/bosai/4/1354.html>

防災教育をはじめとして、さまざまな用途で活用できます。

学校における学習教材

地理・歴史や小学校社会科等の教材に利用することで、身近な災害履歴を学ぶ

地域探訪の目標物

歩こう会などでの探訪コースの目標物とすることで、参加者が地域を歩きながら、過去の災害情報に触れる機会を創出

防災地図の素材

地域住民や児童生徒が、自然災害伝承碑の情報などを素材とした防災地図を作成することで、地域の防災意識が向上

活用事例2 長野県




長野県 Nagano Prefecture

過去の災害に学ぶページ

過去の災害を地域の防災に役立てよう

更新日：2020年3月23日

砂防
土砂災害対策
砂防事業
安全安心の役割を担い
過去の災害に学ぶページ

イベントカレンダー

県内各地に残る災害の伝承にかかる地形や遺構、石碑等のデータを集めて災害伝承カードを作り、**現地を巡って見て感じて、それらが伝える先人たちの教訓を災害の備えに活かす、「過去の災害に学ぶ」ページでコンテンツを紹介。長野県はこの取組を応援しています。**

<https://www.pref.nagano.lg.jp/sabo/manabu/manabu.html>

活用事例3 福岡県うきは市




福岡県 うきは市防災サイト

～災害は歴史に学び逃げ遅れゼロ～の取組について

更新日：2022年4月19日

Part.1

日本においては、その位置、地形、地質、気象などの自然的条件から、昔から数多くの自然災害に見舞われてきました。そして、被害を受ける度に、私たちの先人は、その時の様子や教訓を石碑や古文書に記し、後世の私たちに遺してくれました。

「災害は歴史に学び逃げ遅れゼロ」の取組で石碑や古文書に遺された記録から、過去の災害について学び、日頃から防災意識を高め、災害に備えるとともに、教訓を語り継ぐため、冊子を作成しHPでコンテンツを紹介。

http://www.city.ukiha.fukuoka.jp/kiji/pub/detail.aspx?c_id=4&id=253

自然災害伝承碑

—災害から身を守る 先人からの教え—

国土地理院では、2019年度から災害教訓の伝承に関する地図・測量分野からの貢献として、**過去に起きた自然災害に関する被害の内容や規模等を伝える石碑やモニュメントを地図記号として地図化する等**、市町村と連携して災害教訓をわかりやすく世の中に伝え、広げるための取組を行っています。

災害伝承の重要性 <西日本豪雨災害から学ぶ教訓>

広島県坂町小屋浦地区には、1907年（明治40年）に土砂災害があった旨の石碑が設置されています。

しかし、2018年（平成30年）西日本豪雨災害では**過去の教訓が活かされず**、小屋浦地区では、避難勧告が出されて2時間後までの避難率はわずか1.9%しかありませんでした。



ウェブ地理院地図における表示イメージ

<十津川村>
明治大洪水高津中山崩壊地跡

地図記号をクリック!

画像をクリック!

2万5千分1地形図における表示イメージ



明治大洪水高津中山崩壊地跡	
概要	
碑名	明治大洪水高津中山崩壊地跡
災害名	明治22年紀伊半島大洪水（十津川大洪水）（1889年8月19～20日）
災害種別	洪水・土砂災害
建立年	1990
所在地	奈良県吉野郡十津川村大字高津
伝承内容	明治22年（1889）8月20日午前7時、中山に高さ360m、幅480mの範囲で崩壊した。崩壊土砂は十津川に落下して川をせき止め、天然ダムを形成した。塞ぎ留められた奔流は逆流し、上流の名集落を襲い大被害となった。天然ダムは17時間後に決壊した。

ID:29449-001

近畿の自然災害伝承碑

地震・津波（代表事例）

大地震両川口津浪記
(大阪府大阪市)



1854年12月24日の安政南海地震後に発生した津波によって、安治川・木津川等に停泊する船に避難した人々が大きな被害を受けた。1707年に発生した宝永地震の時に起きた同様の災害の教訓が生かせなかったことを、後世への戒めとして残すため建立されている。

北海道自身津波潮位標識
(和歌山県田辺市)



昭和21年(1946)12月21日午前4時19分に発生した北海道地震(昭和南海地震)により襲来した津波の、当地における潮位を記録したもの。田辺港では津波は会津川に沿って遡上し、付近の民家が浸水し、29戸の建物が全壊、54戸が流失した。

慰霊と復興のモニュメント・
1.17希望の灯り
(兵庫県神戸市)



平成7年(1995)1月17日に発生した阪神・淡路大震災は6,437名の死者・行方不明者を出した。震災を記憶し、復興の歩みを後世に伝え、犠牲者の慰霊と市民への励まし、大規模災害に対する世界的規模での連帯による復興の意義をアピールする。

洪水（代表事例）

明治二十九年洪水石標
(滋賀県大津市)



明治29年(1896)9月3日から12日の間に1008ミリの雨量を記録し、県内で死者・行方不明者34名などの大きな被害をもたらしている。碑の下の石垣には、このときの琵琶湖大洪水時の水位が横線で刻まれている。

大塚切れ洪水記念碑
(大阪府高槻市)



大正6年(1917)10月1日、台風による大雨で淀川の水位が上昇し、高槻市大塚町の堤防が200mにわたって決壊した。家屋は流され、倒壊し、死傷者は数十人にのぼった。後世への戒め「居安必勿忘危(安楽に暮らしていても、絶対に危機のあることを忘れてはならない)」が碑文に刻まれている。

風災記念碑
(兵庫県尼崎市)



昭和9年(1934)9月21日に阪神間を直撃した室戸台風の暴風雨により、現尼崎市域での死者・行方不明者は146名にのぼった。小田第一尋常小学校(現下坂部小学校)の児童たちは風雨の中を登校したものの、木造校舎が倒壊し多数の児童が下敷きとなり、8名が亡くなった。

土砂災害（代表事例）

山津波復興記念碑
(滋賀県大津市)



昭和10年(1935)6月28日から翌29日に比叡連峰の一角から土石流が発生し、山中町の集落を飲み込んだ。その被害は流失全壊家屋16戸、半壊10戸、浸水47戸、重軽傷者48名と記録されている。

南山城水害記念碑
(京都府相楽郡南山城村)



昭和28年(1953)8月14日、夕方から降り始めた雨は、段々と勢いを増し、翌15日未明に旧大河原村・旧高山村の各地で大規模な土石流が発生した。中小の河川は土石流に見舞われ、民家や田畑の流失被害も甚大であり、死者・行方不明者は54名にまでのぼった。

紀伊半島大水害慰霊碑
(奈良県五條市)



平成23年(2011)9月4日、台風23号による豪雨(紀伊半島大水害)により熊野川右岸の山腹が崩落。これにより対岸の宇井地区に土砂や河川の水が到達し、8名が死亡、3名が行方不明となった。この災害を後世に伝え、地域の発展を願って慰霊碑が建立された。

地理院地図等で公開している「自然災害伝承碑」一覧

2022年8月26日現在

市町村名	伝承碑数	伝承されている主な災害	碑名	
滋賀	大津市	寛文近江・若狭地震による町居崩れ(1662)、土砂災害(1848)、洪水(1896)、土石流(1935)、土砂災害(1953)、第2室戸台風(1961)	山崩諸霊之塔、山崩供養塔、明治二十九年洪水石標(3基)、山津波復興記念碑、水害想出の塔、第2室戸台風被害の碑	
	草津市	室戸台風(1934)	咸一其徳(殉難慰霊碑)	
	守山市	明治29年琵琶湖洪水(1896)、洪水(1913)	川切れ百周年記念 治水・愛水野洲川の郷、大水害最高水位、高水位 明治二十九年九月七日、水災記念碑	
	栗東市	昭和28年台風13号(1953)	昭和二十八年九月二十五日台風十三号 破堤・洪水満水位・水位標識	
	甲賀市	昭和28年8月多羅尾豪雨(1953)、昭和28年台風13号(1953)	昭和水難之碑、昭和水害之碑	
	野洲市	昭和28年台風13号(1953)	殉職者碑	
京都	京都市	室戸台風(1934)、洪水(1935)	師弟愛の像、昭和十年水害浸水被害記念碑	
	福知山市	洪水(1896)(1907)、昭和28年台風13号(1953)	改堤碑、二十八災 堤防決壊之地	
	綾部市	昭和28年台風13号(1953)	水の記憶の碑	
	亀岡市	平和池決壊水害(1951)	水難記念碑、東別院村水害復興記念碑、慰霊塔、平和池災害モニュメント	
	八幡市	室戸台風(1934)、伊勢湾台風(1959)	慰霊塔、伊勢湾台風最高水位記録標識	
	木津川市	南山城水害(1953)	災害記念塔、南山城水害記念碑、水害記念碑	
	南山城村	南山城水害(1953)	南山城水害記念碑	
大阪	大阪市	安政東海地震(1854)、安政南海地震(1854)、明治18年洪水(1885)、室戸台風(1934)、ジェーン台風(1950)、第二室戸台風(1961)	大地震両川口津浪記、安政地震津波碑、明治十八年洪水 西歳記念碑、昭和九年風水害遭難学童之碑、室戸台風を偲ぶ、鎮魂、水防碑、暴風水害記念誌	
	堺市	安政南海地震(1854)	擁護聖(ようごじ)(安政地震記念碑)	
	高槻市	明治元年水害(1868)、大正6年淀川大塚切れ(1917)、洪水(1935)	明治戊辰唐崎築堤碑、大塚切れ洪水記念碑、陸軍工兵殉難之碑	
	枚方市	明治18年洪水(1885)	明治十八年洪水碑	
兵庫	神戸市	35 阪神大水害(1938)、阪神・淡路大震災(1995)	水災復興記念、文豪谷崎文学碑、有備無患、水災記念、禍福無門、常二備へヨ(2基)、水害記念碑、水害水難者之碑、水難慰霊碑、水害記念、水害復興記念碑、流石之碑、水害復興記念、慰霊塔、水難碑、嗚呼福田君父子之碑、慰霊と復興のモニュメント・1.17希望の灯り、神戸港震災メモリアルパーク、神戸震災復興記念公園(みなとのもり公園)、記念碑、あの刻(とき)を忘れない、鎮魂(2基)、復興の誓い、鎮魂の碑、いのちの碑、阪神淡路大震災物故者慰霊碑、阪神淡路大震災物故者追悼碑、震災慰霊碑・震災復興記念碑(ブロンズ像「祈りと復興」)、阪神淡路大震災慰霊碑、慰霊之碑、慰霊碑、鎮魂碑、犠牲者慰霊碑	
	姫路市	3 洪水(1749)	為溺死菩提、流死諸霊、為流死菩提供養所	
	尼崎市	9 洪水(1740)、室戸台風(1934)、ジェーン台風(1950)、阪神・淡路大震災(1995)	溺死霊魂(元文五年水害犠牲者供養塔)、風災記念碑(2基)、高潮標(阪神尼崎駅北、JR尼崎駅南)、鎮魂の祈り碑、築地震災復興まちづくり記念碑、震災記念碑(2基)	
	明石市	5 安政南海地震(1854)、洪水(1897)、阿久根台風(1945)、阪神・淡路大震災(1995)	安政南海地震供養碑、記念碑、大水害追悼之碑、兵庫県南部地震碑「これは」、兵庫県南部地震 モニュメント「明日」	
	西宮市	2 阪神・淡路大震災(1995)	阪神・淡路大震災 西宮市犠牲者追悼之碑、阪神・淡路大震災碑	
	芦屋市	1 阪神大水害(1938)	阪神大水害芦屋川決壊之地石碑	
	豊岡市	3 北但大震災(1925)、平成16年台風23号水害(2004)	北但大震災伝承碑、北但大震災伝承銅像、治水祈念の碑	
	西脇市	1 平成16年台風23号(2004)	平成16年災害復旧記念碑	
	宝塚市	1 阪神・淡路大震災(1995)	鎮魂之碑	
	奈良	五條市	7 明治22年紀伊半島大水害(十津川大水害)(1889)、昭和57年台風10号(1982)、紀伊半島大水害(2011)	明治22年水害碑、柳谷部落遭難之碑、慰霊碑、禍害復旧之碑、紀伊半島大水害慰霊碑、紀伊半島大水害警戒碑(2基)
生駒市		1 室戸台風(1934)	殉難の碑	
野迫川村		2 紀伊大水害(1953)、紀伊半島大水害(2011)	昭和廿八年七月水難犠牲者慰霊碑、紀伊半島大水害復興祈願之碑	
十津川村		16 明治22年紀伊半島大水害(十津川大水害)(1889)、紀伊半島大水害(2011)	明治大水害高津中崩壊地跡、新十津川物語 津田フキの像、山手の明治22年紀伊半島災害慰霊碑、明治22年水害碑(十津川村重里)、水害記念碑、警戒碑(3基)、故宇智吉野郡長玉置高良君遭難地碑、紀伊半島大水害警戒碑(7基)	
和歌山	和歌山市	1 紀の川水系洪水(1889)	洪水記念碑	
	海南市	1 昭和南海地震(1946)	南海道地震津波浸水水位	
	御坊市	5 明治22年紀伊半島大水害(1889)、紀伊大水害(1953)	村田美成の碑、水害之碑、水位標、野口橋の碑、藤井の耕地復旧記念碑	
	田辺市	23 宝永地震・津波(1707)、安政南海地震(1854)、明治22年紀伊半島大水害(1889)、昭和南海地震(1946)、チリ地震津波(1960)	宝永津波の碑、津波の碑、賈永の津波潮位碑、安政津波の碑(5基)、安政南海地震・昭和南海地震津波潮位碑、大水害百周年記念、明治大水害記念碑、南海大地震津波潮位標(5基)、南海道地震潮位、南海道大地震津波潮位標、南海大地震津波遭難者供養像、南海道地震津波潮位標識、チリ地震津波の碑(3基)	
	湯浅町	1 安政南海地震(1854)	大地震津なみ心え之記	
	広川町	2 宝永地震(1707)、安政南海地震(1854)	感恩碑、濱口梧陵碑	
	印南町	1 宝永地震(1707)	「高波溺死霊魂之墓」碑	
	日高川町	1 紀伊大水害(1953)	慰霊塔	
	白浜町	11 明治22年紀伊半島大水害(1889)、昭和南海地震(1946)、昭和33年台風17号(1958)、チリ地震津波(1960)	南海道地震による津波の潮位(5基)、大津浪犠牲者供養塔、明治二十二年八月大洪水水位(2基)、明治・昭和大水害記録水位標、昭和大水害記録水位標(2基)	
	すさみ町	2 安政南海地震(1854)、昭和南海地震(1946)	為後鑑(のちのためのかがみ)、津浪乃碑	
	那智勝浦町	2 昭和東南海地震(1944)、紀伊半島大水害(2011)	大津浪記念之碑、紀伊半島大水害記念碑	
	計	181		

活用イメージ

土地の成り立ちと、先人が伝えてくれた災害履歴を組み合わせて地理院地図で提供

→災害を現実としてイメージ可能に

災害履歴情報



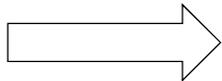
自然災害伝承碑

土地の成り立ち



地形分類

地理院地図上で重ね合わせ



明治26年大洪水供養塔



明治26(1893)年10月、台風襲来により高梁川や小田川の堤防が決壊した。この大洪水による死者は2百余名と伝えられており、供養塔の頭部は当時の水位となるように建立された。

源福寺境内:岡山県倉敷市真備町

写真提供:中国地方整備局岡山河川事務所

氾濫平野
(浸水・液状化
のリスク)

旧河道
(浸水・液状化
のリスク)

教育分野での活用事例

鳥取県立鳥取西高等学校



鳥取県立鳥取西高等学校の「地理歴史(地理B)」の授業の中で地理院地図に掲載されている**自然災害伝承碑**などを活用しています。

この授業の狙いは、「なぜ、そこに自然災害伝承碑があるのか」を調べることで、地域の地形の特徴、土地利用の変化、過去・近年に発生した自然災害を知り、ハザードマップを使用した災害予測等を学び、住民ひとりひとりの防災行動計画といった「マイ・タイムライン」の作成を通して**生徒の防災意識を高める**こととされています。



取組の詳細

https://www.gsi.go.jp/bousai_chiri/denshouhi.html

問い合わせ窓口:

国土地理院 近畿地方測量部
自然災害伝承碑グループ

E-mail: gsi-denshou-06-kk@gxb.mlit.go.jp

地方公共団体による活用事例

秋田県能代市の「地元探訪まちあるき」



秋田県能代市で定期的に行われている「地元探訪まちあるき」において地理院地図に掲載されている**自然災害伝承碑(7カ所)**を探访するイベントを開催。現地ガイドもあり**参加者が地域を歩きながら自然と過去の災害情報に触れる機会を創出**します。

市町村の担当者の皆様へ

自然災害伝承碑は、地方公共団体の皆様からの申請により掲載されます。

市町村管内に自然災害伝承碑が建立されておりましたら、当院まで情報提供くださいますようご協力をお願いいたします。

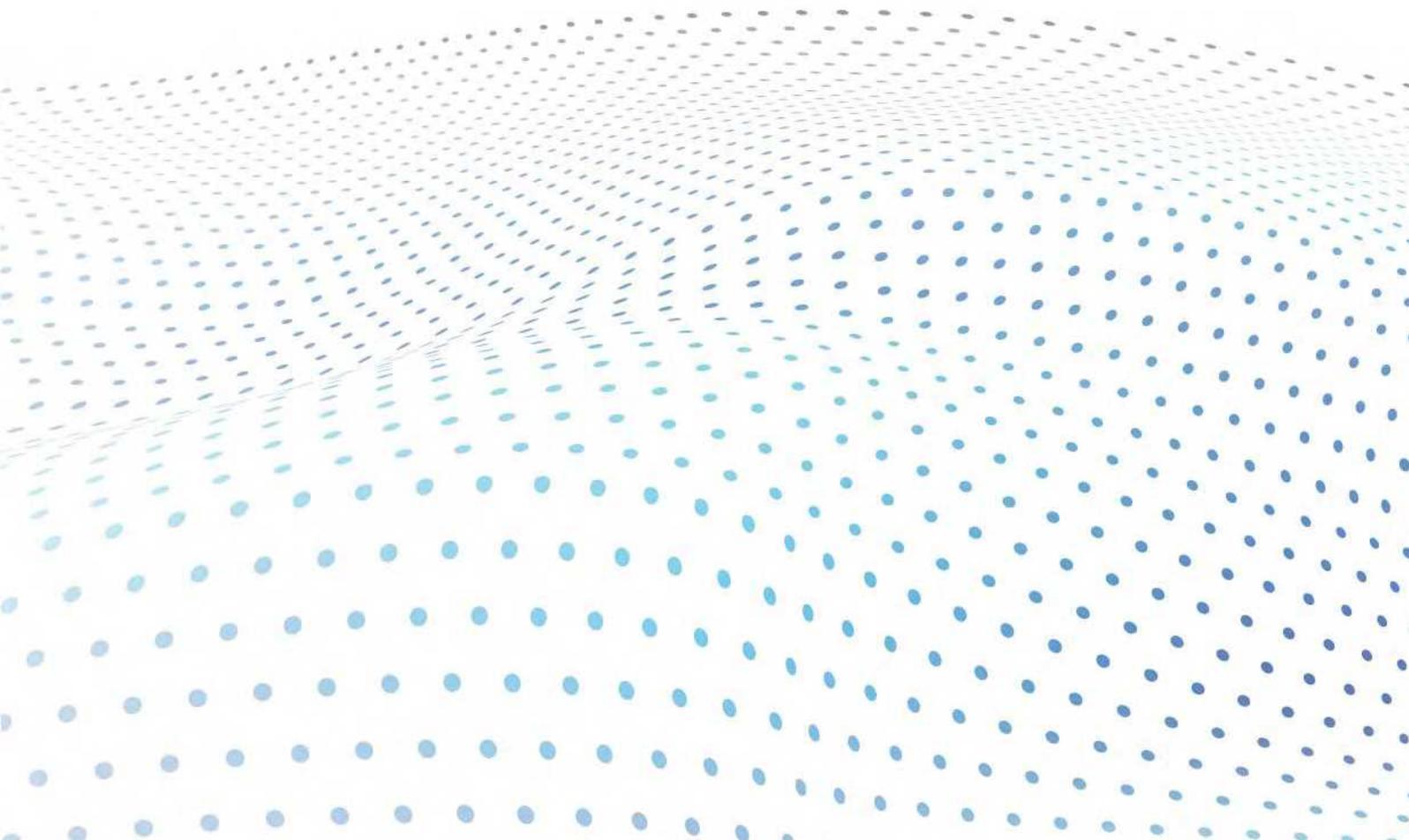
国土交通省 農林水産省

流域治水施策集

目的とそれぞれの役割

ver1.0 水害対策編





流域治水の推進

～これからは流域のみんな～

近年、平成30年7月豪雨や、令和元年東日本台風（台風第19号）など、全国各地で豪雨等による水害や土砂災害が発生するなど、人命や社会経済への甚大な被害が生じています。

これらを踏まえ、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について」が諮問され、令和2年7月に答申がとりまとめられました。

この答申を踏まえ、気候変動に伴い頻発・激甚化する水害・土砂災害等に対し、防災・減災が主流となる社会を目指し、「流域治水」の考え方に基づいて、堤防整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域から氾濫域にわたる流域のあらゆる関係者で水災害対策を推進します。

「流域治水」とは、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方です。

治水計画を「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直し、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策をハード・ソフト一体で多層的に進めます。



本施策集について

この施策集は、流域の関係者間で「流域治水」を実践する際に活用されるよう、各施策の目的・実施主体・支援制度・推進のポイント等を分かりやすく簡潔にまとめたものであり、地域の特性等に応じた各施策の効果的な実践や、関係者間の連携につながることを期待するものです。

初版では、「水害対策編」として、主に河川やそこに雨水が流入する集水域、河川からの氾濫等で被害が生じる氾濫域における主な対策についてまとめています。

今後、施策集については、内容の更新や充実等を継続的に図っていく予定です。

流域治水の役割分担が分かる目次

目次では、流域治水の全体像を俯瞰した上で、各施策の実施主体となる者が、目的に応じて、何を根拠として何に取り組むと良いかがわかるように、施策の目的・実施主体・根拠法令・法定計画等を一覧にしました。

あわせて、取組の実施の際に活用できる予算・税制についても記載しています。

この目次を活用して、各関係者において、施策の具体化や既に実施されている施策の点検・改善等に役立てることを想定しています。

流域治水施策集		目的・実施主体別の施策		流域治水の役割分担			
目的	施策	実施主体	根拠法令等	法定計画等()内は適用	予算・税制	Page	
洪水氾濫の防止	#1 河道掘削・築堤・引堤・放水路、ダム・遊水池、輪中堤	河川管理者	河川法 特定多目的ダム法 水資源機構法	河川整備計画 多目的ダムの建設に関する基本計画	一般河川改修事業 直轄ダム建設事業 水資源機構事業等	p.7	
	#2 ダム事前放流	ダム管理者	河川法、個別の法令等 (電気事業法、土地改良法、水道法等)	ダム洪水調節機能協議会 (治水協定)	利水ダム治水機能施設整備費補助 固定資産税の特例措置	p.8	
	#3 排水施設・ポンプ(河川)	河川管理者	河川法 特定都市河川浸水被害対策法	河川整備計画 流域治水対策計画	流域治水整備事業 特定都市河川浸水被害対策推進事業等	p.10	
内水の排除 (排水元の管理者の責任で 設置・管理することが原則)	#4 排水施設・ポンプ(下水道)	下水道管理者	下水道法	下水道事業計画	下水道浸水被害軽減総合事業等	p.11	
	#5 用排水施設・ポンプ(農業水利施設)	国・都道府県 農業水利施設管理者等	土地改良法	土地改良長期計画	国営かんがい排水事業 農村地域防災減災事業等	p.12	
	#6 排水施設・ポンプ(普通河川・水路)	施設管理者	-	-	-	p.13	
河川への流出抑制 市街地等の浸水の防止	#7 雨水貯留浸透施設(調整池・公共施設)	市町村・都道府県	特定都市河川浸水被害対策法 施設に係る法令・条例等	流域治水対策計画	特定都市河川浸水被害対策推進事業 流域貯留浸透事業	p.14	
排水区域内の浸水の防止	#8 雨水貯留浸透施設(下水道)	下水道管理者	下水道法	下水道事業計画	大規模雨水処理施設整備事業等	p.15	
市街地等の浸水の防止	#9 雨水貯留浸透施設(民間施設)	民間事業者・個人	下水道法 特定都市河川浸水被害対策法 施設に係る法令・条例等	流域治水対策計画	下水道浸水被害軽減総合事業 特定都市河川浸水被害対策推進事業等	p.16	
農地等の浸水の防止	#10 ため池の活用	市町村・都道府県 農業者	土地改良法	土地改良長期計画	農村地域防災減災事業 水利施設管理強化事業等	p.17	
農地等の浸水の防止	#11 「田んぼダム」	農業者	土地改良法 農業の有する多面的機能の 発揮の促進に関する法律	土地改良長期計画	農地耕作条件改善事業 多面的機能支払交付金等	p.18	
貯留機能の保全(浸水の許容)	#12 貯留機能保全区域	都道府県等	特定都市河川浸水被害対策法	流域治水対策計画	固定資産税等の特例措置	p.20	
新たな居住に対し、 立地を規制する 居住者の人命を守る	#13 浸水被害防止区域	都道府県	特定都市河川浸水被害対策法	流域治水対策計画	-	p.21	
	#14 災害危険区域	市町村・都道府県	建築基準法(規制内容は条例で規定)	-	-	p.22	
	既存の住居に対し、 住まい方を工夫する	#15 住宅等の防災改修 (嵩上げ・ビロティ化等)	市町村・都道府県	-	-	災害危険区域等建築物防災改修等事業	p.23
		#16 住居の集団移転	市町村	防災のための集団移転促進事業に 係る国の財政上の特別措置等に 関する法律	集団移転促進事業計画	防災集団移転促進事業	p.24
	#17 住居の個別移転	市町村	-	-	かけ地近接等危険住宅移転事業	p.25	
防災まちづくり	#18 居住誘導区域、防災指針	市町村	都市再生特別措置法	立地適正化計画 都市再生整備計画	コンパクトシティ形成支援事業 都市構造再編集中支援事業等	p.26	
高台まちづくり	#19 避難路・避難施設等の確保	市町村	都市計画法	-	都市安全確保拠点施設整備事業 固定資産税等の特例措置	p.27	
氾濫拡大の抑制	#20 浸水被害軽減地区(盛土構造物等)	水防管理者	水防法	-	固定資産税等の特例措置	p.29	
避難の確保(平時)	#21 リスク空白域の解消 (浸水想定区域・ハザードマップ)	河川管理者 下水道管理者 市町村	水防法	大規模氾濫減災協議会 (減災に係る取組方針)	水害リスク情報整備推進事業 内水浸水リスクマネジメント推進事業等	p.30	
	#22 要配慮者利用施設の避難確保計画・ 訓練	市町村・施設管理者	水防法	大規模氾濫減災協議会 (減災に係る取組方針)	-	p.31	
避難の確保(災害時)	#23 迅速・円滑な避難 (避難のための情報発信)	市町村・個人 気象庁・河川管理者	災害対策基本法 気象業務法・水防法	大規模氾濫減災協議会 (減災に係る取組方針)	-	p.32	
経済影響の軽減等	#24 浸水対策(防水化・止水壁等)	市町村・都道府県 民間事業者	水防法	大規模氾濫減災協議会 (減災に係る取組方針)	下水道浸水被害軽減総合事業等 固定資産税の特例措置	p.33	
災害復旧(洪水氾濫の防止)	#25 流域治水型災害復旧(遊水池・輪中堤)	河川管理者	公共土木施設災害復旧事業費 国庫負担法	(流域治水型災害復旧)	河川等災害復旧事業	p.34	

流域治水の3つの対策の柱に基づき、目的を細分化した上でハード・ソフトの施策を一覧化

各施策の概要・ポイント等を取りまとめ

それぞれの施策のページでは、目次で整理した目的・実施主体別の施策毎に、施策の内容・効果、予算・税制・技術的支援、推進上のポイントなどをまとめ、紹介しています。

各施策について、目次で整理している

- ・目的
- ・実施主体
- ・根拠法令・計画等

を記載し、位置付けや役割分担を明確化

施策の内容・効果を詳述するとともに、国による支援として、予算・税制に加え、ガイドラインや通知・運用等の技術的支援について記載

※ガイドライン・手引き等について、国が策定者となる場合は記載を省略している

これまでの施策の運用状況等を踏まえた施策推進のポイント、留意点等をまとめ

施策・制度に係る問合せ先を記載

流域治水施策集
実施主体
河川管理者

I 氾濫を防ぐ・減らす
洪水氾濫の防止

#1 河道掘削・築堤・引堤・放水路、ダム・遊水地、輪中堤

目的

洪水氾濫の防止

根拠法令・計画等

河川法
特定多目的ダム法
水資源機構法
河川整備計画
多目的ダムの建設に関する基本計画

支援

予算・税制

(直轄)
一般河川改修事業
直轄ダム建設事業 等
(補助・交付金)
事業関連河川事業
大規模特定河川事業 等
広域河川改修事業
補助ダム建設事業
水資源機構事業 等

技術的支援

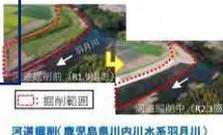
- ・河川管理施設等構造令
- ・河川砂防技術基準
- ・ダム・堰施設技術基準(案)
- ・工作物設置許可基準
- ・河川堤防設計指針

施策の内容

概要

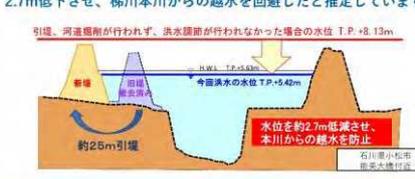
比較的高頻度の高い洪水に対しては施設で守ることを基本とし、洪水を安全に流下させるために、

- ・洪水の流れる断面を大きくし、また、洪水に対して安全な構造とするための堤防の整備などを実施します。
- ・洪水を一時的に貯留し、河道への流量を減らす洪水調節施設の整備などを実施します。


施策の効果(事例)

・梯川水系梯川では、国土強靱化予算等により引堤、河道掘削を実施していたことや、赤瀬ダムによる洪水調節により、令和4年8月の大雨時において、能美大橋付近(石川県小松市能美町)では水位を約2.7m低下させ、梯川本川からの越水を回避したと推定しています。



施策推進のポイント

- ・短時間強雨の発生が増加や台風の大規模化等により、近年は浸水被害が頻発しており、既に地球温暖化の影響が顕在化しているとみられ、今後さらに気候変動による水災害の頻発化・激甚化が予測されています。
- ・気候変動の影響による降雨量の増大を踏まえ、流域全体の早期の治水安全度向上を図るため、下流から行う堤防整備や河道掘削の強化に加え、上流・支川における遊水地や堰堤の保全、利水ダムの事前放流や内水対策等を盛り込んだ、本川・支川・上下流一体となった流域治水型の河川整備を推進する必要があります。

施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課
TEL 03-5253-8454

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課
事業監理室 TEL 03-5253-8456

目的	施策	実施主体	根拠法令等	法定計画等 ()内は運用	予算・税制	Page	
1 氾濫を防ぐ・減らす	洪水氾濫の防止	#1 河道掘削・築堤・引堤・放水路、ダム・遊水地、輪中堤	●河川管理者	河川法 特定多目的ダム法 水資源機構法	河川整備計画 多目的ダムの建設に関する基本計画	一般河川改修事業 直轄ダム建設事業 水資源機構事業等	p.7
		#2 ダム事前放流	●ダム管理者	河川法、個別の法令等 (電気事業法、土地改良法、水道法等)	ダム洪水調節機能協議会 (治水協定)	利水ダム治水機能施設整備費補助 固定資産税の特例措置	p.8
		#3 排水施設・ポンプ(河川)	●河川管理者	河川法 特定都市河川浸水被害対策法	河川整備計画 流域水害対策計画	流域治水整備事業 特定都市河川浸水被害対策推進事業等	p.10
	内水の排除 (排水元の管理者の責任で 設置・管理することが原則)	#4 排水施設・ポンプ(下水道)	●下水道管理者	下水道法	下水道事業計画	下水道浸水被害軽減総合事業等	p.11
		#5 用排水施設・ポンプ(農業水利施設)	●国・都道府県 ●農業水利施設管理者等	土地改良法	土地改良長期計画	国営かんがい排水事業 農村地域防災減災事業等	p.12
		#6 排水施設・ポンプ(普通河川・水路)	●施設管理者	-	-	-	p.13
	河川への流出抑制 市街地等の浸水の防止	#7 雨水貯留浸透施設(調整池・公共施設)	●市町村・都道府県	特定都市河川浸水被害対策法 施設に係る法令・条例等	流域水害対策計画	特定都市河川浸水被害対策推進事業 流域貯留浸透事業	p.14
	排水区域内の浸水の防止	#8 雨水貯留浸透施設(下水道)	●下水道管理者	下水道法	下水道事業計画	大規模雨水処理施設整備事業等	p.15
	市街地等の浸水の防止	#9 雨水貯留浸透施設(民間施設)	●民間事業者・個人	下水道法 特定都市河川浸水被害対策法 施設に係る法令・条例等	流域水害対策計画	下水道浸水被害軽減総合事業 特定都市河川浸水被害対策推進事業等	p.16
	農地等の浸水の防止	#10 ため池の活用	●市町村・都道府県 ●農業者	土地改良法	土地改良長期計画	農村地域防災減災事業 水利施設管理強化事業等	p.17
	農地等の浸水の防止	#11 「田んぼダム」	●農業者	土地改良法 農業の有する多面的機能の 発揮の促進に関する法律	土地改良長期計画	農地耕作条件改善事業 多面的機能支払交付金等	p.18
貯留機能の保全(浸水の許容)	#12 貯留機能保全区域	●都道府県等	特定都市河川浸水被害対策法	流域水害対策計画	固定資産税等の特例措置	p.20	
2 被害対象を減らす	新たな居住に対し、 立地を規制する 居住者の人命を守る	#13 浸水被害防止区域	●都道府県	特定都市河川浸水被害対策法	流域水害対策計画	-	p.21
		#14 災害危険区域	●市町村・都道府県	建築基準法(規制内容は条例で規定)	-	-	p.22
	既存の住居に対し、 住まい方を工夫する	#15 住宅等の防災改修 (高上げ・ピロティ化等)	●市町村・都道府県	-	-	災害危険区域等建築物防災改修等事業	p.23
		#16 住居の集団移転	●市町村	防災のための集団移転促進事業に 係る国の財政上の特別措置等に 関する法律	集団移転促進事業計画	防災集団移転促進事業	p.24
	#17 住居の個別移転		●市町村	-	-	がけ地近接等危険住宅移転事業	p.25
	防災まちづくり	#18 居住誘導区域、防災指針	●市町村	都市再生特別措置法	立地適正化計画 都市再生整備計画	コンパクトシティ形成支援事業 都市構造再編集中支援事業等	p.26
		高台まちづくり	#19 避難路・避難施設等の確保	●市町村	都市計画法	-	都市安全確保拠点施設整備事業 固定資産税等の特例措置
	氾濫拡大の抑制	#20 浸水被害軽減地区(盛土構造物等)	●水防管理者	水防法	-	固定資産税等の特例措置	p.29
3 被害の軽減・早期復旧等	避難の確保(平時)	#21 リスク空白域の解消 (浸水想定区域・ハザードマップ)	●河川管理者 ●下水道管理者 ●市町村	水防法	大規模氾濫減災協議会 (減災に係る取組方針)	水害リスク情報整備推進事業 内水浸水リスクマネジメント推進事業等	p.30
		#22 要配慮者利用施設の避難確保計画・ 訓練	●市町村 ●施設管理者	水防法	大規模氾濫減災協議会 (減災に係る取組方針)	-	p.31
	避難の確保(災害時)	#23 迅速・円滑な避難 (避難のための情報発信)	●市町村 ●個人 ●気象庁 ●河川管理者	災害対策基本法 気象業務法・水防法	大規模氾濫減災協議会 (減災に係る取組方針)	-	p.32
	経済影響の軽減等	#24 浸水対策(耐水化・止水壁等)	●市町村・都道府県 ●民間事業者	水防法	大規模氾濫減災協議会 (減災に係る取組方針)	下水道浸水被害軽減総合事業等 固定資産税の特例措置	p.33
	災害復旧(洪水氾濫の防止)	#25 流域治水型災害復旧(遊水地・輪中堤)	●河川管理者	公共土木施設災害復旧事業費 国庫負担法	(流域治水型災害復旧)	河川等災害復旧事業	p.34

1 氾濫を防ぐ・減らす ــــــــــــــــــــــــ 洪水氾濫の防止

#1 河道掘削・築堤・引堤・放水路、ダム・遊水地、輪中堤

目的

洪水氾濫の防止

根拠法令・計画等

河川法
 特定多目的ダム法
 水資源機構法
 河川整備計画
 多目的ダムの建設に関する基本計画

支援

予算・税制

(直轄)
 一般河川改修事業
 直轄ダム建設事業 等
 (補助・交付金)
 事業間連携河川事業
 大規模特定河川事業 等
 広域河川改修事業
 補助ダム建設事業
 水資源機構事業 等

技術的支援

- ・河川管理施設等構造令
- ・河川砂防技術基準
- ・ダム・堰施設技術基準 (案)
- ・工作物設置許可基準
- ・河川堤防設計指針

施策の内容

概要

比較的頻度の高い洪水に対しては施設で守ることを基本とし、洪水を安全に流下させるために、

- ・洪水の流れる断面を大きくし、また、洪水に対して安全な構造とするための堤防の整備などを実施します。
- ・洪水を一時的に貯留し、河道への流量を減らす洪水調節施設の整備などを実施します。



引堤(石川県梯川水系梯川)



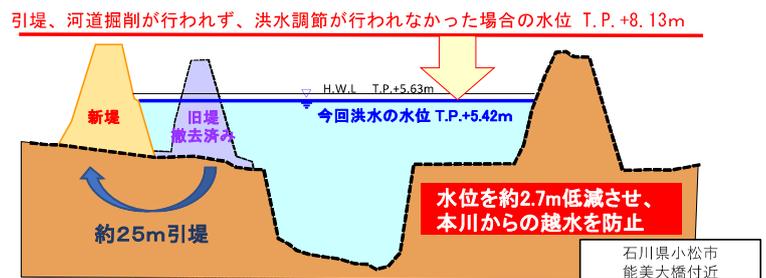
河道掘削(鹿児島県川内川水系羽月川)



立野ダムの整備(熊本県白川水系白川)

施策の効果(事例)

- ・梯川水系梯川では、国土強靱化予算等により引堤、河道掘削を実施していたことや、赤瀬ダムによる洪水調節により、令和4年8月の大雨時において、能美大橋付近(石川県小松市能美町)では水位を約2.7m低下させ、梯川本川からの越水を回避したと推定しています。



施策推進のポイント

- ・短時間強雨の発生の増加や台風の大型化等により、近年は浸水被害が頻発しており、既に地球温暖化の影響が顕在化しているとみられ、今後さらに気候変動による水災害の頻発化・激甚化が予測されています。
- ・気候変動の影響による降雨量の増大を踏まえ、流域全体の早期の治水安全度向上を図るため、下流から行う堤防整備や河道掘削の強化に加え、上流・支川における遊水地や霞堤の保全、利水ダムの事前放流や内水対策等を盛り込んだ、本川・支川・上下流一体となった流域治水型の河川整備を推進する必要があります。

施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課
 TEL 03-5253-8454

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課
 事業監理室 TEL 03-5253-8456

#2 ダム事前放流

目的

洪水氾濫の防止

根拠法令・計画等

河川法、個別の法令等
 (電気事業法、土地改良法、水道法等)
 ダム洪水調節機能協議会
 (治水協定)

支援

予算・税制

利水ダム治水機能施設整備費補助
 (利水ダム管理者が事前放流を行うため放流施設の整備等を行う場合、一部を補助)

固定資産税の特例措置

(事前放流のための利水ダムの放流施設)

技術的支援

- ・事前放流ガイドライン (令和3年7月)
- ・降雨予測情報の提供及び、降雨予測情報の精度向上

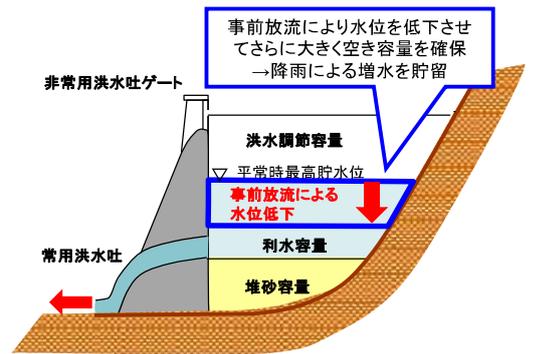
- ・令和3年8月の出水では、木曾川水系の上流(長野県内)の牧尾ダム(水資源機構)、木曾ダム、常盤ダム、三浦ダム(関西電力)で事前放流を行い、王滝川ダム(関西電力)と合わせ5つの利水ダムに約5,350万m³の容量を一時的に確保して洪水を貯留し、ダム下流の桃山地点において、ピーク流量を約2割減らす効果があったと推定しています。これにより、桃山地点下流で約0.7m水位低下し、右岸の生活道路及び住宅の冠水を回避しました。

施策の内容

概要

- ・水力発電、農業用水、水道等のために確保されている利水容量も活用して、治水の計画規模や河川(河道)の施設能力を上回る洪水の発生時におけるダム下流河川の沿川における洪水被害を防止・軽減するための、関係省庁と連携した取組です。

- ・利水容量には、通常、水が貯められていることから、台風の接近などにより大雨となることを見込まれる場合に、より多くの水をダムに貯められるよう、河川の水量が増える前にダムから放流して、一時的にダムの貯水位を下げ、「事前放流」を行います。



事前放流により洪水調節が可能な時間をより長く確保
 ▶ ダムが満水になり流入量をそのまま放流することとなる異常洪水時防災操作を回避・軽減

治水等(多目的)ダムにおける事前放流

施策の効果(事例)

- ・令和4年台風14号においては、過去最多の129ダム(うち、利水ダム77)で事前放流を実施し、約4.2億m³の容量を確保しました。



施策推進のポイント

- ・事前放流を効果的に行うためには、降雨予測が重要であり、降雨予測の精度向上の取組を、気象庁と連携して進めています。
- ・また、AIを活用したダム流入量予測の高度化についても検討を進めています。

施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課
 流水管理室 TEL 03-5253-8449

霞堤の活用

霞堤のもつ様々な機能・役割

概要

霞堤は、急流河川に比較的多い不連続の堤防で、主に洪水時に上流で氾濫した水を河道に戻すため、過去から伝統的に活用されてきたものです。勾配や地形によっては、洪水の一部を一時的に貯留する機能を有する場合があります。

施策推進のポイント ※【】は実施主体

霞堤の機能や形成過程は河川毎に異なり、背後の土地利用の状況や水に浸かる頻度なども様々です。

そのため、霞堤の取扱いについては、治水上の効果だけでなく、地域の認識や歴史的な経緯などを踏まえ検討する必要があり、流域関係者間で連携し、流域あるいは地域ごとに方針を議論していくことが望ましいです。

霞堤の保全にあたって、以下のような対策を実施している事例があります。

- ・ 上空写真を撮影して周辺の土地利用状況を把握、霞堤毎に期待される効果の検討を実施します 【河川管理者】
- ・ 霞堤地区において盛土や工作物により機能を阻害しないような土地利用ルールの検討を実施します 【市町村】
- ・ 霞堤地区内の浸水被害軽減のための対策計画の策定、浸水状況等の情報提供などのソフト対策、浸水の頻度・面積・時間を軽減可能なハード対策（小堤等）を実施します 【河川管理者、市町村】

問い合わせ

国土交通省水管理・国土保全局
治水課 TEL 03-5253-8452

機能・役割

①氾濫流・内水排除機能

主に急流河川において、洪水時の氾濫水を速やかに河道に戻すことができるとともに、平常時は堤内の水を河道に導く機能を有します。



霞堤の事例(黒部川水系)

②洪水調節機能

勾配や地形によっては、開口部から侵入した洪水の一部を一時的に貯留する機能を有します。



霞堤後背地での貯留(左:五ヶ瀬川水系、右:雲出川水系)

③生態学的機能

洪水時、生物の一時避難場所になるとともに、河川と流域を生息域とする魚類等の連続した環境や生物多様性を維持する機能を有します。



本川と支川の連続した環境に生息する生物(五ヶ瀬川水系)

④文化的価値

前近代の治水技術を伝える貴重な土木遺産。

※その他、本川堤の内外水差が小さくなり、パイピングを抑える機能なども有します。



H24土木遺産に認定された霞堤(手取川水系)

参考資料:応用生態工学会 24(2), 2019年台風19号(令和元年東日本台風)災害を踏まえた治水・環境への提言, 中村 太士ほか, 2022

1 氾濫を防ぐ・減らす ــــــــــــــــــــــــ 洪水氾濫の防止

#3 排水施設・ポンプ（河川）

目的

洪水氾濫の防止(排水元の管理者の責任で設置・管理することが原則)

根拠法令・計画等

河川法、河川整備計画
特定都市河川浸水被害対策法、
流域水害対策計画

支援

予算・税制

(直轄)

流域治水整備事業

(補助)

特定都市河川浸水被害対策推進事業 等

技術的支援

・内水処理計画策定の手引き
(平成7年2月)

・内水対策の取り組みについて
(平成14年4月23日 国河治発第19号)

施策推進のポイント

内水対策に係る計画作成は、支川の河川管理者が主体となって実施する必要があります。計画作成にあたり、本川・支川の河川と流域での対策を組み合わせ、効果的なメニューとなるよう、本川の河川管理者や地方公共団体との連携が重要です。

- ・平成30年7月豪雨により、住宅等の浸水被害が多く発生した下弓削川において、国県市が連携し総合内水計画を策定しました。
- ・関係機関が連携し、ハード・ソフト一体となった総合的な対策を実施中です。

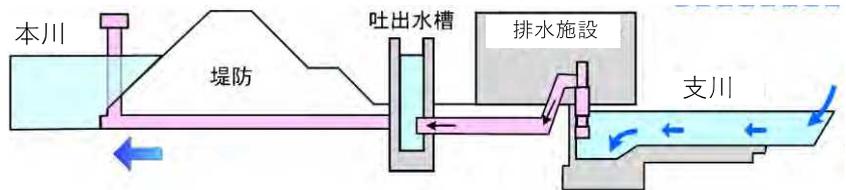
施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課
TEL 03-5253-8455

施策の内容

概要

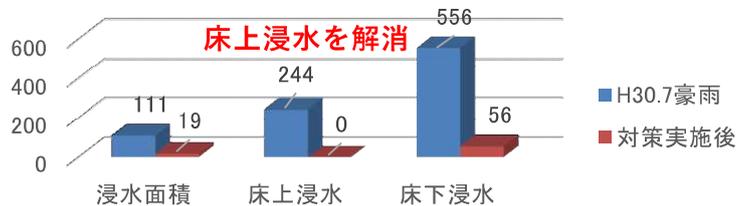
・洪水により、本川の水位が高くなり、自然排水が困難となるため、支川の洪水を強制的に本川に排水する施設です。



本川と支川の合流点部の設置する排水施設のイメージ

施策の効果(事例)

・筑後川水系下弓削川では、平成30年7月豪雨で床上浸水が244戸発生しています。そのため、河川管理者が実施する河道整備や排水施設機能向上対策と、地方公共団体等が実施する土地利用規制や流域内貯留施設の整備等の流域対策を実施することで、床上浸水被害の解消を図ります。



下弓削川 筑後川流域

国土交通省(筑後川本川管理者)
・枝光排水機場のポンプ増設

福岡県(支川管理者)
・枝光排水機場のポンプ増設
・護岸高上げ(バラベツト)

久留米市(地元自治体)
・枝光排水機場のポンプ増設
・流域貯留施設の整備
・雨水幹線の改修
・護岸高上げ(バラベツト)
・フラップゲートの設置

施設機能が十分に発揮されるよう、河道や管理施設などの適切な維持管理を実施

対策実施予定箇所

【福岡県】
護岸高上げ(バラベツト)

【久留米市】
フラップゲートの設置

【久留米市】
雨水幹線の改修

【久留米市】
流域貯留施設の整備

【久留米市】
護岸高上げ(バラベツト)

【久留米市】
流域貯留施設の整備

【久留米市】
流域貯留施設の整備

【久留米市】
流域貯留施設の整備

※各施設は、年度別実施する詳細な調査や検討等の結果により、変わる可能性もある。

#4 排水施設・ポンプ（下水道）

目的

内水の排除（排水元の管理者の責任で設置・管理することが原則）

根拠法令・計画等

下水道法
下水道事業計画

支援

予算・税制

下水道浸水被害軽減総合事業 等

技術的支援

- ・雨水管理総合計画策定ガイドライン（案）（令和3年11月）
- ・下水道浸水被害軽減総合計画策定マニュアル（案）（令和3年11月）
- ・下水道施設計画・設計指針と解説（2019年版 日本下水道協会）

施策の内容

概要

- ・雨水ポンプ場は、排水区域内の雨水を自然に排水することができない地盤の低い地域において、管きよで流下させた雨水を、ポンプで揚水して公共用水域に放流するために設けます。



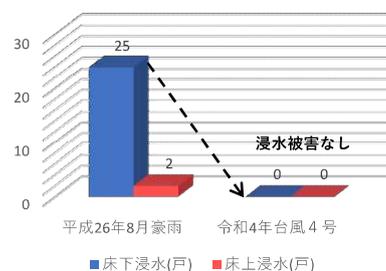
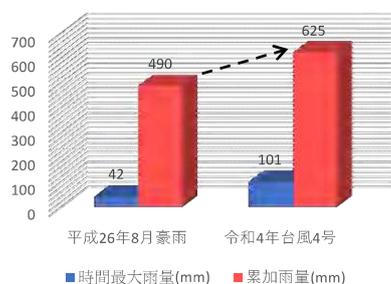
雨水ポンプ場



雨水ポンプ

施策の効果(事例)

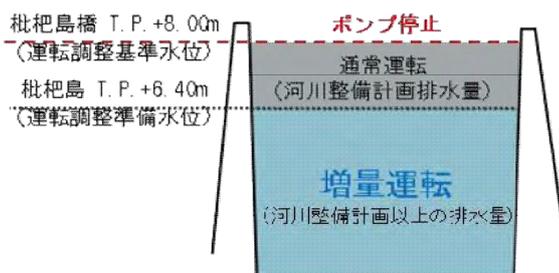
- ・高知県中土佐町久礼地区では、平成26年8月豪雨（時間最大42mm/h）により床下浸水25戸、床上浸水2戸が発生しました。
- ・5年確率78.8mm/hの計画降雨に対応するため、久礼排水ポンプ場に、排水ポンプ1台を増設しました。（令和元年度完成）
- ・令和4年台風4号に伴う豪雨（時間最大101mm/h）で効果を発揮し、久礼地区での浸水被害はありませんでした。



施策推進のポイント

放流先の河川管理者等との連携が重要です。

- ・名古屋市では、浸水被害の早期軽減のため、河川水位に応じて排水量を変更する「2段階運転調整」を実施することで、既存の河道能力を最大限活用し、整備計画排水量以上のポンプ増強を実施しました。
- ・河川低水位時は整備計画以上の排水を行い、枇杷島水位観測所の水位が運転調整の準備水位（T.P. +6.40m）に達した時点で整備計画排水量まで排水量を抑制。更に水位が上昇し、運転調整の基準水位に達した場合にポンプ排水を停止します。



施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
TEL 03-5253-8432

#5 用排水施設・ポンプ（農業水利施設）

目的

内水の排除（排水元の管理者の責任で設置・管理することが原則）

※農業水利施設は設置者と管理者が異なる場合があります。

関係法令・計画等

土地改良法、土地改良長期計画

支援

予算・税制

国営かんがい排水事業
水利施設等保全高度化事業
国営総合農地防災事業
農村地域防災減災事業 等

技術的支援

・土地改良事業計画設計基準 等
（国営土地改良事業の実施に当たり、農業用の用排水路や排水機場等の設計・施工に際しての基準を定めており、補助事業等についてもこの基準等を参考に準用できる）

施策の内容

概要

・農業用の用排水路や排水機場、排水樋門等を整備することにより、農地のみならず市街地や集落の湛水防止又は軽減が図られます。

用排水路や排水機場、排水樋門等の整備

・老朽施設の改修やポンプの増設等により、農業水利施設の機能回復や能力増強が図られ、湛水被害の防止又は軽減します。



農業用の水路網(クリーク)の整備

・クリークの護岸整備や堆積土砂の撤去により、クリークの一時的貯留機能を強化するとともに、大雨の前に事前放流することで湛水被害を防止又は軽減します。



クリークの貯留イメージ

施策推進のポイント

農地や農業用施設の湛水被害を防止 （埼玉県比企郡吉見町）

- ・降雨形態の変化や都市化の進行に伴う洪水量の増加から、豪雨の際、農作物や農地等の浸水被害が増加しています。
- ・排水機場及び排水路の改修により地区内の排水能力が向上し、豪雨時の湛水被害の発生を防止することができます。
- ・事業完了後は、農作物や農地・農業用施設の被害がゼロになります。



農業関係想定被害額



施策に関する問合せ

農林水産省 農村振興局 整備部 水資源課	：国営かんがい排水事業	TEL 03-6744-2206
	：水利施設等保全高度化事業	TEL 03-3502-6246
防災課	：国営総合農地防災事業	TEL 03-3502-6430
	：農村地域防災減災事業	TEL 03-6744-2210

#6 排水施設・ポンプ（普通河川・水路）

目的

内水の排除（排水元の管理者の責任で設置・管理することが原則）

根拠法令・計画等

—

支援

予算・税制

—

技術的支援

・#3 排水施設・ポンプ（河川）p.10を参考

施策の内容

概要

・洪水が発生した場合、本川の河川水位が高くなり、普通河川に逆流が生じないように樋門を全閉します。普通河川や水路に設置される排水施設・ポンプは、樋門が閉鎖した際に宅地側に降った雨水で浸水被害が発生しないよう、強制的に本川に排水するための施設です。



樋管のゲートにポンプを設置

普通河川の管理者による排水施設の設置（茂原市）



移動式排水施設

排水元（宅地側）

普通河川の管理者による排水状況（三次市）
※移動式排水施設は市が管理

施策推進のポイント

- ・一宮川流域では、過去30年間で4度の浸水被害が生じたことを踏まえ、令和元年10月洪水と同規模の洪水に対して、家屋や主要施設の浸水被害ゼロを目指し、河川整備と内水対策、土地利用施策が連携した事業を実施中です。
- ・千葉県茂原市では、内水対策に取り組まれており、一宮川と普通河川の合流点にある樋管のゲートにポンプを整備し、被害の軽減に努められています。

一宮川水系流域治水プロジェクト

- 気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、あらゆる流域関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策（河川での対策、内水対策、雨水貯留浸透対策）

一宮川流域浸水対策特別緊急事業（～R11）

- 令和元年と同規模の降雨による家屋、主要施設の浸水被害ゼロ*

*上流域・支川については、一宮川上流域・支川における浸水対策検討会及び地元意見交換会における地域の意見を踏まえて、家屋や谷場、乗込産者利用施設の上流浸水被害の解消を目標とした浸水対策(案)をとりまとめ、流域市町村長と県からなる一宮川流域減災対策会議にて合意された。

河川での対策

- 年超過確率1/10降雨で河川氾濫させない
 - ・中下流域の河道拡幅、調節池整備（河川激甚災害対策特別緊急事業等）
 - ・上流域・支川の河道改修、調節池整備等
 - ・竹木の伐採、堆積土の撤去

内水対策

- ・下水道整備
- ・ポンプ増強
- ・貯留施設、等

雨水貯留浸透

- ・ため池雨水貯留
- ・水田雨水貯留
- ・各戸貯留等

土地利用施策

- ・建築の構造規制誘導
- ・浸水防止設備等

二線堤 集団移転

被害対象を減少させるための対策

浸水想定区域図、ハザードマップの公表

危機管理型水位計の設置

監視カメラの設置

水害対応タイムラインの作成

マイ・タイムラインの作成

啓発・教育

流域治水に対する経済的支援等

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策（ソフト対策）

施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課
TEL 03-5253-8455

#7 雨水貯留浸透施設（調整池・公共施設）

目的

河川への流出抑制
市街地等の浸水の防止

根拠法令・計画等

特定都市河川浸水被害対策法
流域水害対策計画
施設に係る法令・条例等

支援

予算・税制

特定都市河川浸水被害対策推進事業
流域貯留浸透事業

技術的支援

- 雨水浸透施設の整備促進に関する手引き（案）（平成22年4月）
- 増補改訂 流域貯留施設等技術指針（案）（令和3年2月（公社）雨水貯留浸透技術協会）
- 流域貯留浸透施設のご紹介（（公益）雨水貯留浸透技術協会）

施策の内容

概要

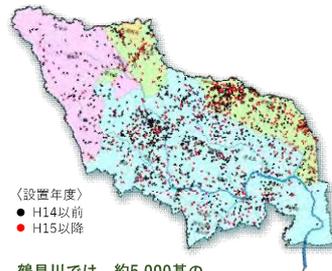
- 雨水貯留浸透施設は、主に小流域での氾濫や内水による浸水被害の軽減への効果が期待されるものであり、民間事業者の協力・連携による整備も含め、取組を全国で展開しています。
- 地方公共団体においては、施設整備のほか、開発等に伴う流出増を抑える流出抑制対策をルール化すること等が考えられます。



施策の効果(事例)

- 鶴見川流域では、河川・流域の分担等の総合的な治水対策を進めており、令和元年東日本台風の際、約370万 m^3 が貯留（流域分：279万 m^3 ）され、約0.7mの水位低減効果※があったと試算されています。

※亀の子橋地点



鶴見川では、約5,000基の雨水貯留浸透施設が整備済み
鶴見川流域内の防災調整池等位置図

鶴見川流域水害対策計画 流量分担

河川名	鶴見川						
	鶴見川			矢上川			
地点	末吉橋	第三京浜	都県境	江川合流前	早瀬川合流前	鳥山川合流前	恩田川合流前
目標降雨	戦後最大	1/10	1/10	1/10	1/10	1/10	1/10
合計流量	2,110	1,080	240	200	210	65	190
流出抑制対策	250 (11.8%)	250 (23.1%)	70 (29.2%)	20 (10.0%)	70 (33.3%)	5 (7.7%)	30 (15.8%)
雨水浸透阻害行為の対策工事等	205 (9.7%)	225 (20.8%)	65 (27.1%)	20 (10.0%)	65 (31.0%)	5 (7.7%)	25 (13.2%)
地方公共団体等が実施する対策	15 (0.7%)	25 (2.3%)	5 (2.1%)	-	5 (2.4%)	-	5 (2.6%)
下水道管理者が実施する対策	30 (1.4%)	-	-	-	-	-	-
河道・洪水調節	1,860	830	170	180	140	60	160

施策推進のポイント

- 都市部では、開発等に伴う流出増を抑える流出抑制対策のルール化※に加え、再開発等の機会を捉えた対策の促進や、開発等の際に流出増を抑える以上の効果（流出を減少させる効果）を生み出す対策を促進する視点が重要です。
- 地方部も同様に、新たな宅地開発や圃場整備等が流出増につながるおそれがあることも考慮し、都市部と同様の対策のルール化※に加え、既存のため池や田んぼや、国有地の活用や耕作放棄地等の活用を含め、流域内の既存ストックも活用し、雨水貯留浸透機能の確保を積極的に進める視点が重要です。

※「施策コラム②特定都市河川 p.19」が参考となります。

- また、雨水貯留浸透施設（土地）の効果的な整備・運用の観点からは、平常時における都市部の貴重なオープンスペース、公園やビオトープ等としての多目的複合利用や、グリーンインフラとして活用する視点も重要です。



防災調整池を平時はテニスコートとして利用（横浜市）



学校施設を活用した雨水貯留の取組

上：校庭周囲に設置した小堤による貯留（兵庫県）
下：敷地の地下に貯留施設を設置（西宮市）



施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課
TEL 03-5253-8455

1 氾濫を防ぐ・減らす ————— 排水区域内の浸水の防止

#8 雨水貯留浸透施設（下水道）

目的

排水区域内の浸水の防止

根拠法令・計画等

下水道法
下水道事業計画

支援

予算・税制

大規模雨水処理施設整備事業 等

技術的支援

- ・雨水管理総合計画策定ガイドライン（案）（令和3年11月）
- ・下水道浸水被害軽減総合計画策定マニュアル（案）（令和3年11月）
- ・下水道施設計画・設計指針と解説（2019年版 日本下水道協会）

施策の内容

概要

- ・近年、都市化の進展等に伴い、市街地における雨水の浸透面積が減少し、雨水流出量が増大するとともに短時間に雨水が流出しています。そのため、河川改修や下水道整備によって雨水を排除することに加え、雨水を貯留・浸透させ流出時間を遅らせたり、雨水流出量を減少させる雨水流出抑制対策を推進する必要があります。



雨水貯留管



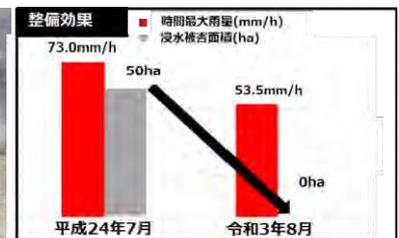
雨水調整池

施策の効果

- ・熊本県八代市では、平成24年7月の豪雨（時間最大73.0mm/h）により浸水被害面積50haが発生し、雨水調整池を公園の地下に整備しました。
- ・令和3年8月13日の豪雨（時間最大53.5mm/h）においては、浸水被害面積0haになるなど、浸水被害の防止に大きく寄与しました。



雨水調整池

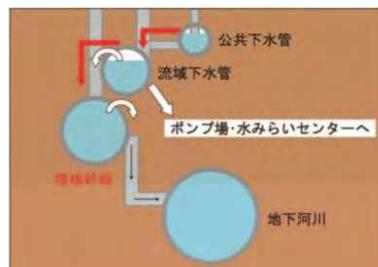


整備効果

施策推進のポイント

河川と下水道が連携した取組みが重要です。

- ・大阪府寝屋川流域では、増大する雨水流出量に対応するため、既存の下水管の能力不足を補う第二の下水管として「増補幹線」を計画し、その放流先を河川事業で実施する地下河川としました。
- ・平成30年7月豪雨では、地下河川や増補幹線等の整備により、過去の同程度の降雨時に比べ、浸水被害を大幅に軽減することができました。



増補幹線と地下河川の関係図



浸水被害の比較

施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
TEL 03-5253-8432

1 氾濫を防ぐ・減らす 市街地等の浸水の防止

#9 雨水貯留浸透施設（民間施設）

目的

市街地等の浸水の防止

根拠法令・計画等

下水道法
 特定都市河川浸水被害対策法
 流域水害対策計画
 施設に係る法令・条例等

支援

予算・税制

特定都市河川浸水被害対策推進事業
 下水道浸水被害軽減総合事業
 流域貯留浸透事業
 固定資産税の特例措置

技術的支援

- ・官民連携した浸水対策の手引き（案）（令和3年11月）
- ・雨水管理総合計画策定ガイドライン（案）（令和3年11月）
- ・下水道浸水被害軽減総合計画策定マニュアル（案）（令和3年11月）
- ・雨水浸透施設の整備促進に関する手引き（案）（平成22年4月）
- ・下水道施設計画・設計指針と解説（2019年版 日本下水道協会）

施策推進のポイント

- ・雨水貯留浸透機能の確保に関する民間の取組を促進する観点からは、開発等に伴う流出増を抑える流出抑制対策のルール化※や、流出を減少させる効果を発揮する施設の整備に係る国の支援制度（最大で国補助率：1/2）の活用が効果的です。
- ・また、個別住宅等の小規模施設に対する助成制度を導入している事例があります。

※「施策コラム②特定都市河川 p.19」が参考となります。

施策の内容

概要

・民間事業者等による流出抑制対策の促進においては、開発等に伴う流出増を抑える流出抑制対策のルール化に加え、

- ①再開発等の機会を捉えた対策
- ②開発等の際に流出増を抑える以上の効果（流出を減少させる効果）を生み出す対策

等により、主に小流域における氾濫や内水による浸水被害の軽減に向けた協力・連携を図ること等が考えられます。

〈藤沢市の事例〉

- ・平成26年頃から病院事業の具体化を契機として、改正下水道法に基づく浸水被害対策区域に指定
- ・病院建設に合わせ、病院駐車場に雨水貯留施設を病院事業者が整備（総貯留：1,835m³）
- ・国・市が施設整備（流出減少分）に対する補助を実施

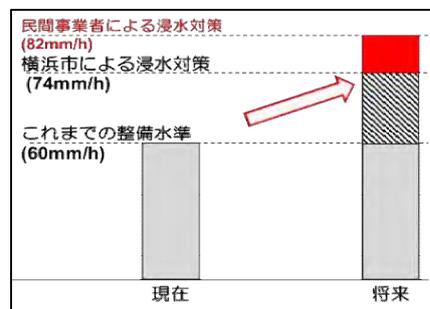


雨水貯留施設（地下）

完成後イメージ図

施策の効果

・横浜市では、駅周辺における大規模開発において建物敷地内に雨水貯留施設の設置を基本ルールとして位置づけることで、民間事業者と連携した雨水貯留施設の整備を推進し、50年確率降雨（約82mm/h）への対応を目指しています。



開発等による雨水流出増を抑える流出抑制対策のルール化



住宅等に設置する雨水貯留浸透施設に対する助成

施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課
 TEL 03-5253-8455

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
 TEL 03-5253-8432

#10 ため池の活用

目的

農地等の浸水の防止

関係法令・計画等

土地改良法、土地改良長期計画

支援

予算・税制

農村地域防災減災事業
農業水路等長寿命化・防災減災事業
(ため池の洪水調節機能の増進や低水位管理を行うために必要な整備を支援)

水利施設管理強化事業

(流域治水のために行うため池の低水位管理の取組に要する費用(人件費、ICT機器の設置・運用等)を支援)

技術的支援

- ・ため池の洪水調節機能強化対策の手引き
(平成30年5月 農林水産省農村振興局整備部防災課)

施策の内容

概要

【ソフト対策】

降雨前の事前放流による低水位管理

降雨予測等をもとに、ため池の貯留水を事前に放流し、空き容量を確保します。

期別の低水位管理

非かんがい期は常時低水位管理を行うなど、期別毎に水位を設定して空き容量を確保します。



【ハード対策】

洪水調節容量を確保するための取組として、ため池の堤体の嵩上げ、洪水吐きスリット(切り欠き)の設置、廃止予定のため池を活用するための整備を行います。

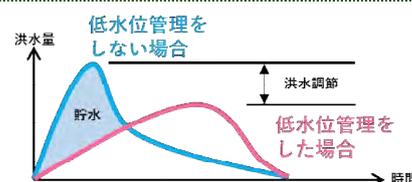


▲スリットの設置状況



施策の効果

- ・降雨時の流水をため池に貯留することにより、下流域の洪水を軽減することができます。



施策推進のポイント

期別の低水位管理の取組事例(佐賀県武雄市)

- ・令和元年佐賀豪雨による浸水被害を受け、県、関係市町、ため池管理者によるため池の洪水調節機能の活用に係る検討会を実施しました。
- ・令和3年度より、営農に支障が出ないよう、代掻き後の7月から11月までの間、低水位管理を行い、総貯水量の約4分の1を空き容量として確保しています。
- ・大雨後、下流域の状況を踏まえながら速やかに放流量を調節するための緊急放流ゲートを整備中です。
- ・また、ため池の貯水状況をリアルタイムで確認できるカメラや水位計を設置予定です。



▲低水位管理の様子

施策に関する問合せ

農林水産省 農村振興局 防災課 防災・減災対策室
TEL 03-6744-2210

#11 「田んぼダム」

目的

農地等の浸水の防止

関係法令・計画等

土地改良法、土地改良長期計画
農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律

支援

予算・税制

農地耕作条件改善事業
多面的機能支払交付金 等

技術的支援

- 「田んぼダム」の手引き
(令和4年4月 農林水産省農村振興局 整備部)



農水省ウェブサイトに掲載

施策の内容

概要

- 「田んぼダム」とは、「田んぼダム」を実施する地域やその下流域の湛水被害リスクを低減するための取組です。
- 水田の落水口に流出量を抑制するための堰板や小さな穴の開いた調整板などの器具を取り付けることで、水田に降った雨水を時間をかけてゆっくりと排水し、水路や河川の水位の上昇を抑えることで、溢れる水の量や範囲を抑制することができます。

【「田んぼダム」を実施】



【「田んぼダム」を未実施】

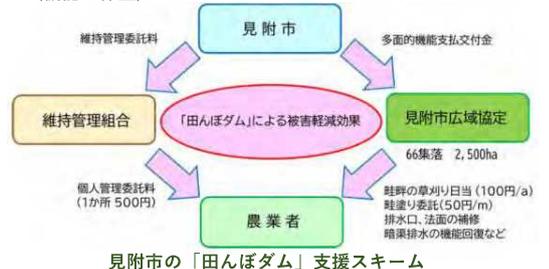
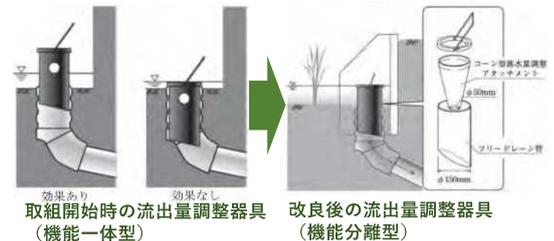


施策推進のポイント

農家の負担を最小限にし、交付金等の活用による継続的な支援体制の構築がポイント

-----「仕掛け」と「仕組み」で高い実施率を実現(新潟県見附市の取組)-----

- 取組開始時は、規模の小さな降雨も貯留する器具（機能一体型）を導入しました。しかし、田面の排水が滞るため営農の妨げになり、農家が田面位まで調整管を下げ「田んぼダム」の効果が発現しなくなる状態になってしまいました。
- そこで新潟大学の協力で新たな流出量調整器具（機能分離型）を開発。小規模な降雨は貯留せず通常と同様に排水され、大規模な降雨のみ貯留し、安定した排出量の抑制が可能になりました。この器具では、農業者は「田んぼダム」に取り組んでいることすら意識せず営農しているとのこと。
- 「水田の畦畔」を水田の多面的機能の発揮に必要な不可欠な集落共同の施設と位置付け、畦畔の草刈り日当の支払い、排水口周辺及び法面の補修、「田んぼダム」に係る緊急時の点検作業や調整管の破損部品の取替えなどの費用を多面的機能支払交付金から拠出しました。
- 「田んぼダム」を社会的効用の向上を目指した施策として、市が実施すべき事業を農家に委託するという考えの下、調整管一カ所に対して、耕作者に毎年500円の「委託料」を支払い、直接的なインセンティブになりました。



施策に関する問合せ

農林水産省 農村振興局 農地資源課 TEL 03-3502-6277

特定都市河川 (流域治水関連法※の中核をなす制度)

※「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第31号)

ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の本格的実践に向けて、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川を全国の河川に拡大し、ハード整備の加速に加え、国・都道府県・市町村・企業等のあらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり、流域における貯留・浸透機能の向上等を推進していきます。

特定都市河川の指定対象

市街化の進展

市街化の進展が著しく、流域内可住地の市街化率が概ね5割以上の河川



自然的条件等

本川からのバックウォーターや接続先の河川への排水制限が想定される河川



狭窄部、景勝地の保護等のため河道整備が困難又は海面潮位等の影響により排水が困難な河川



流域治水の計画・体制の強化

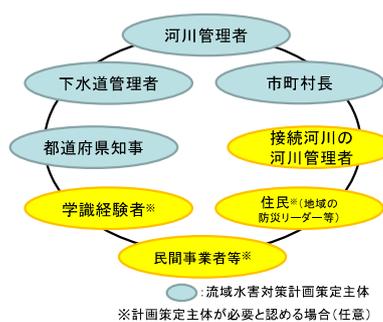
特定都市河川の指定
全国の河川へ指定拡大

流域水害対策協議会の設置
計画策定・対策等の検討

流域水害対策計画 策定
洪水・雨水出水により想定される浸水被害に対し、概ね20～30年の間に実施する取組を定める

関係者の協働により、計画に基づき「流域治水」を本格的に実践

【流域水害対策協議会の構成イメージ】



(協議会設置)

国土交通大臣指定河川: 設置必須
都道府県知事指定河川: 設置任意

(構成員)

流域水害対策計画策定主体
接続河川の河川管理者
学識経験者その他の計画策定主体が必要と認める者

(協議事項の例)

流域水害対策計画の作成に関する協議
計画の実施に係る連絡調整

⇒ 構成員は協議結果を尊重

流域水害対策計画に基づく流域治水の実践

河川改修・排水機場等のハード整備

流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて、整備を加速化する

- ・ 河道掘削、堤防整備
- ・ 遊水地、輪中堤の整備
- ・ 排水機場の機能増強 等

雨水貯留浸透施設の整備

流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、公共に加え、民間による雨水貯留浸透施設の設置を促進する

①雨水貯留浸透施設整備計画の認定
都道府県知事等が認定することで、補助金の拡充、税制優遇、公共による管理ができる制度等を創設

- ・ 対象: 民間事業者等
- ・ 規模要件: ≥30m³ (条例で0.1～30m³の間で基準緩和が可能)

②国有財産の活用制度
国有地の無償貸付又は譲与ができる

- ・ 対象: 地方公共団体



雨水貯留浸透施設の実例



雨水浸透阻害行為の許可

田畑等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることのないよう、一定規模以上の開発について、貯留・浸透対策を義務付ける

- ・ 対象: 公共・民間による1,000m³以上の雨水浸透阻害行為

※条例で基準強化が可能

保全調整池の指定

100m³以上の防災調整池を保全調整池として指定し、機能を阻害する埋立等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

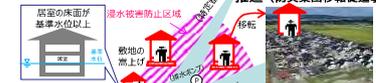
- ・ 指定権者: 都道府県知事等
- ・ 埋立等の行為の事前届出を義務化
- ・ 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告

浸水被害防止区域の指定

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定し、開発規制や居住誘導・住まい方の工夫等の措置を講じることができる

- ・ 指定権者: 都道府県知事
- ・ 都市計画法上の開発の原則禁止(自己用住宅除く)
- ・ 住宅・要配慮者施設等の開発・建築行為を許可制とすることで安全性を確保

住宅・要配慮者施設等の安全性を事前許可制とする
推進(防災集団移転促進事業等)



居住誘導・住まい方の工夫のイメージ

貯留機能保全区域の指定

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定し、機能を阻害する盛土等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- ・ 指定権者: 都道府県知事等
- ・ 盛土等の行為の事前届出を義務化
- ・ 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告



貯留機能を有する土地のイメージ

#12 貯留機能保全区域

目的

貯留機能の保全（浸水の許容）

根拠法令・計画等

特定都市河川浸水被害対策法
流域水害対策計画

支援

予算・税制

固定資産税等の特例措置

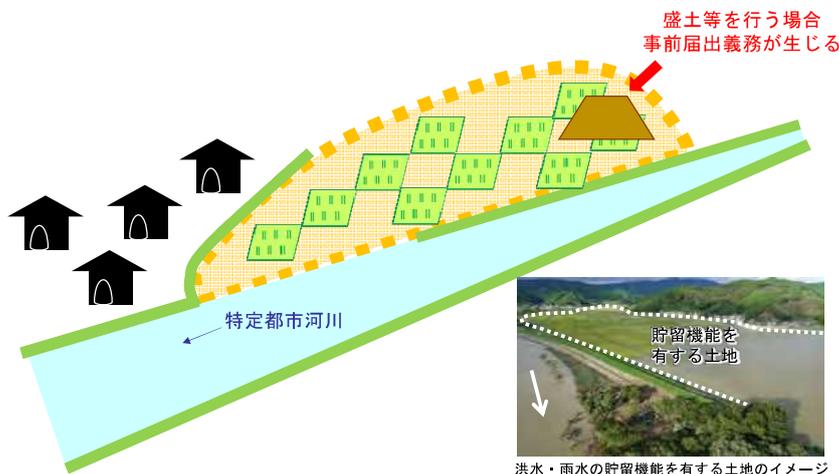
技術的支援

- ・特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行（6ヶ月以内施行分）について（令和4年11月1日国都安第49号、国都計96号、国都公景第112号、国水政第82号、国住参建第2016号）
- ・解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン（改訂予定）

施策の内容

概要

- ・貯留機能保全区域制度は、河川に隣接する低地や窪地等の洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する土地の区域のうち、浸水の拡大を抑制する効用があると認められる土地について、都道府県知事等（政令市長、中核市長）が、市町村長からの意見を聴取し、土地の所有者の同意を得た上で指定することができる制度です。
- ・貯留機能保全区域に指定されると、盛土や塀の設置等の貯留機能保全区域の機能を阻害する行為に対し、事前届出が義務付けられます。
- ・都道府県知事等は、届出に対し、必要な助言・勧告をすることができます。



貯留機能保全区域のイメージ

施策推進のポイント

- ・貯留機能保全区域の指定に当たっては、当該河川の整備及び管理、流域の水災害リスクや土地利用形態等の様々な情報に基づく検討が必要であり、また、指定に対する土地所有者の理解及び同意を得る必要があることから、当該土地における洪水・雨水の貯留による下流域の浸水被害の低減効果や貯留機能を阻害する盛土等の行為がもたらす周辺の宅地等への影響等を明らかにした上で、それらの効用を分かりやすく示すことが望めます。
- ・住宅等が立地する地域は、貯留機能を有する土地であっても指定の対象外となると想定されますが、二線堤の築造等の資産の浸水防護措置を講じた上で、当該地域のうち、住宅が立地していない地域を貯留機能保全区域に指定することは流域における貯留機能の確保の観点から有効な手段であり、土地利用形態や住宅等の立地状況等を踏まえ、必要に応じて浸水防護措置と併せて検討することが望めます。



区域指定と併せて実施する二線堤の築造※等のイメージ

※貯留機能保全区域の指定と併せて実施する二線堤の築造については、特定都市河川浸水被害対策推進事業により国の補助を受けることができます

施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課
TEL 03-5253-8455

2 被害対象を減らす ————— 新たな居住に対し、立地を規制する ————— 都道府県 居住者の人命を守る

#13 浸水被害防止区域

目的

新たな居住に対し、立地を規制する
居住者の人命を守る

根拠法令・計画等

特定都市河川浸水被害対策法
流域水害対策計画

支援

技術的支援

- ・特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行（6ヶ月以内施行分）について（令和4年11月1日国都安第49号、国都計96号、国都公景第112号、国水政第82号、国住参建第2016号）
- ・解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン（改訂予定）
- ・浸水被害防止区域内の建築物に係る構造計算・設計マニュアル（発行予定）
- ・水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン（令和3年5月）

施策の内容

概要

- ・浸水被害防止区域は、特定都市河川流域内で、洪水又は雨水出水が発生した場合に建築物の損壊・浸水により住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為及び一定の建築物の建築又は用途の変更の制限をすべき土地の区域を、都道府県知事が指定することができる制度です。
- ・特定都市河川浸水被害対策法に規定される開発・建築の制限に加え、いわゆる「災害レッドゾーン」の1つとして、都市計画法に基づき自己居住用住宅以外のおける開発が原則禁止となるとともに、立地適正化計画の居住誘導区域から原則除外となる等、立地規制に係る規定の対象区域です。
- ・また、厚生労働省では、浸水被害防止区域を含む災害レッドゾーンにおける高齢者福祉施設の新設を原則補助対象外としています。

開発の原則禁止

- **災害レッドゾーン**における自己居住用住宅以外の開発を原則禁止
- ※病院・社会福祉施設・ホテル・自社オフィス等の自己業務用施設の開発を新たに原則禁止とする（R4.4～）

高齢者福祉施設の新設への補助要件の厳格化

- 特別養護老人ホームなど高齢者福祉施設について、**災害レッドゾーン**における新規整備を補助対象から原則除外
<厚生労働省にてR3年度より運用開始>

- (参考)災害レッドゾーン
- ・浸水被害防止区域（R3.11施行）
 - ・災害危険区域（崖崩れ、出水等）
 - ・土砂災害特別警戒区域
 - ・地すべり防止区域
 - ・急傾斜地崩壊危険区域

市街化調整区域内の開発許可の厳格化

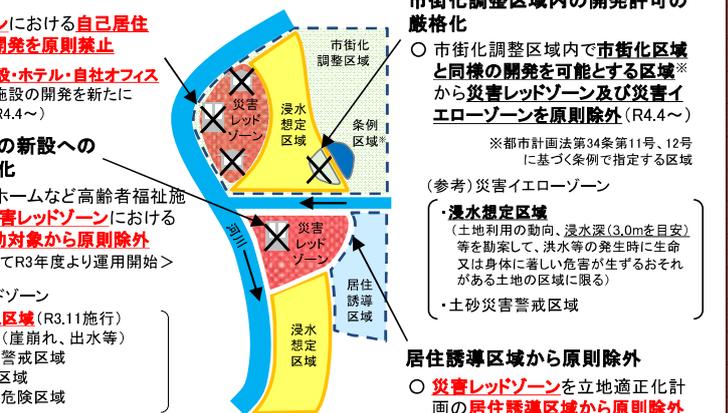
- 市街化調整区域内で市街化区域と同様の開発を可能とする区域※から**災害レッドゾーン**及び**災害イエローゾーン**を原則除外（R4.4～）
- ※都市計画法第34条第11号、12号に基づく条例で指定する区域

(参考)災害イエローゾーン

- ・浸水想定区域（土地利用の動向、浸水深(3.0mを目安)等を勘案して、洪水等の発生時に生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある土地の区域に限る）
- ・土砂災害警戒区域

居住誘導区域から原則除外

- **災害レッドゾーン**を立地適正化計画の**居住誘導区域**から原則除外



施策推進のポイント

- ・浸水被害防止区域は、新たな居住に対する立地規制や建築の事前許可制とあわせて、区域内の既存住宅を対象に被災前に安全を確保するための移転や嵩上げ等への支援が可能であり、これら支援制度の活用を地域の関係者との合意形成に役立てることも考えられます。
- ・水災害に関する防災まちづくりの一般的な考え方について示した「水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン」でも、想定されるハザードの外力が大きく頻度が高い区域で、都市的土地利用を避けることとした区域における土地利用規制の手法の1つとして、同区域が紹介されており、制度の活用にあたって参考とすることができます。

浸水被害防止区域における安全措置

(特定都市河川浸水被害対策法)

- **住宅・要配慮者施設等の安全性を事前確認**
- 一住宅(非自己)・要配慮者施設の土地の開発行為について、土地の安全に必要な措置を講ずる
- 一住宅・要配慮者施設の建築行為について、
 - ・居室の床面の高さが基準水位以上
 - ・洪水等に対して安全な構造とする

既存の住宅等の浸水対策(嵩上げ等)を支援

(災害危険区域等建築物防災改修等事業)

- 災害危険区域等に加え、**浸水被害防止区域**を追加
<R4年度予算より>

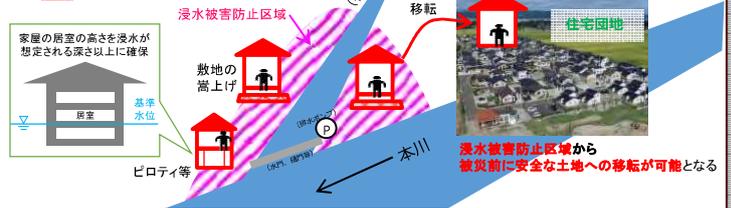
被災前に安全な土地への移転を推進

(防災集団移転促進事業)

- 災害危険区域に加え、**浸水被害防止区域**、**地すべり防止区域**、**土砂災害特別警戒区域**及び**急傾斜地崩壊危険区域**を追加
- 最小移転戸数を10戸→5戸に緩和

(がけ地近接等危険住宅移転事業)

- 災害危険区域等に加え、**浸水被害防止区域**等を追加 <R4年度予算より>



施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課
TEL 03-5253-8455

2 被害対象を減らす ————— 新たな居住に対し、立地を規制する ————— 市町村・都道府県
 居住者の人命を守る

#14 災害危険区域

目的

新たな居住に対し、立地を規制する
 居住者の人命を守る

根拠法令・計画等

建築基準法
 (規制内容は条例で規定)

支援

予算・税制

—

技術的支援

- ・出水等に関する災害危険区域の指定事例等について（令和2年9月4日付事務連絡）
- ・水災害対策への災害危険区域制度の活用について（令和3年6月9日付事務連絡）

施策の内容

概要

- ・地方公共団体は、条例で、出水、高潮等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定することができます。
- ・災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものは、条例で定めます。
- ・平成29年7月洪水の浸水実績を踏まえ、雄物川激甚災害対策特別緊急事業で整備した「輪中堤」で守られる範囲以外を大仙市が「災害危険区域」として指定し、居住の用に供する建築物について、地盤面の高さ制限、主要構造部の構造規制及び居室の高さ制限等を設定しました。



大仙市災害危険区域図

施策の効果

- ・大仙市による対象地区住民への意向調査を実施したうえで、輪中堤による治水対策と災害危険区域の指定による建築物の立地規制を治水部局（国）と建築部局（大仙市）が計画し、双方が連携した流域治水施策として実施しています。
- ・過去幾度も浸水被害を受けてきた集落の浸水リスクの早期軽減や、地域における住まい方の工夫による被害軽減の効果が期待されています。



移転先宅地造成完了状況



移転家屋の建設が進む状況

施策推進のポイント

- ・災害危険区域は、いわゆる「災害レッドゾーン」の1つとして、都市計画法に基づき自己居住用住宅以外の開発が原則禁止となるとともに、立地適正化計画の居住誘導区域から原則除外となるなど、その他の法令等に基づく立地規制に係る規定の対象となる場合があります。そのため、地域の関係者との丁寧な合意形成が重要となります。
- ・区域内の既存不適格住宅等を対象に災害発生前に安全を確保するため、移転（防災集団移転促進事業、がけ地近接等危険住宅移転事業）や、改修等（災害危険区域等建築物防災改修等事業）の支援制度を活用することができますので、これら支援制度の活用を地域の関係者との合意形成に役立てることも考えられます。

施策に関する問合せ

国土交通省 住宅局 建築指導課
 建築物事故調査・防災対策室 TEL 03-5253-8514

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課
 TEL 03-5253-8455

#15 住宅等の防災改修（嵩上げ・ピロティ化等）

目的

既存の住居に対し、住まい方を工夫する

根拠法令・計画等

—

支援

予算・税制

災害危険区域等建築物防災改修等事業

支援内容

(1) 対象区域

- ・ 災害危険区域（災害危険区域等の条例の規定が施行されることにより既存不適格になる予定の住宅及び建築物を含む）
- ・ 地区計画（浸水被害に関する建築制限を定めているものに限る）の区域
- ・ 浸水被害防止区域

(2) 防災改修等の対象となる住宅・建築物

- ・ 既存不適格の住宅・建築物（区域指定等による建築制限等に適合しないものに限る）等
- ・ 上記に該当することが予定される住宅・建築物

(3) 交付率 国1／2

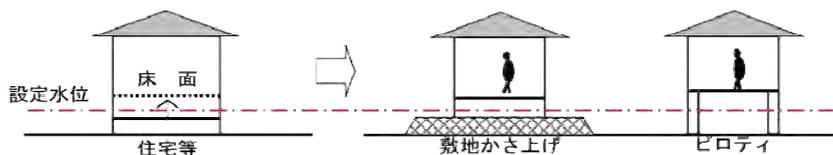
注) 建替後の住宅・建築物は原則として土砂災害特別警戒区域外に存し、建築物エネルギー消費性能基準に適合する必要があります
地方公共団体が建替える建築物はZEB水準に適合する必要があります

施策の内容

概要

- ・ 近年、激甚・頻発化する水災害による被害を軽減するための施策として、災害危険区域や浸水被害防止区域等を指定することにより、出水などによる危険の著しい区域における新たな住宅の立地規制や、住宅、建築物の構造規制を行うことで、水災害に対する住宅・建築物の安全性を高めることができます。
- ・ 災害危険区域等建築物防災改修等事業は、これら災害危険区域や浸水被害防止区域等を指定しやすい環境整備及び区域内における既存不適格建築物等の安全性向上のため、災害危険区域（建築禁止エリアは除く）等に存する既存不適格建築物等について、建築制限に適合させる改修費用等の一部を補助する地方公共団体に対して支援するものです。

＜災害危険区域等内における建築制限のイメージ＞



【交付対象事業】

- ・ 災害危険区域等の指定に関する計画策定
- ・ 対象区域に存する住宅・建築物の基準適合調査
- ・ 特定既存不適格建築物等※の防災改修等（ピロティ化、地盤に係る対応による居室の持ち上げ、建替え、避難空間の整備）

※既存不適格等の住宅・建築物（区域指定等により建築制限や許可基準に適合しなくなったもの）をいい、建築物は災害対策基本法に基づき地方公共団体が策定する地域防災計画において避難所または一時集合場所に指定されたものに限る

施策推進のポイント

- ・ 災害危険区域等の住宅等の構造基準等を定める区域指定が進むことにより、水害に対する居住の安全性が高められる一方で、区域内での住宅・建築物の新築や建替え等の際には建築制限が課されることになるため、区域の指定等にあたっては住民の方々への丁寧な説明が必要となります。
- ・ そのため、本事業では上記の各区域等を指定しやすい環境の整備と、区域指定することにより既存不適格等になる住宅等について、建築制限等に適合させる改修費用などの一部を補助することで、区域指定を行いやすくし、以て水災害に対する地域の安全性向上を図るものです。
- ・ 令和3年度以降に新たに指定された区域等または立地適正化計画における防災指針もしくは流域治水プロジェクト等を定めている地方公共団体における既存の区域等の内の住宅の場合は、補助上限額の嵩上げがあります。

施策に関する問合せ

国土交通省 住宅局 建築指導課
建築物事故調査・防災対策室

※交付金制度活用にあたってのご相談は、国土交通省の各地方整備局建設部に
お問合せ願います

#16 住居の集団移転

目的

既存の住居に対し、移転を促す

根拠法令・計画等

防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律
 集団移転促進事業計画

支援

予算・税制

防災集団移転促進事業

技術的支援

防災移転まちづくりガイドス
 Ⅲ章 防災集団移転促進事業
 (防集事業) について



治水対策と集落維持の両立を目指した移転

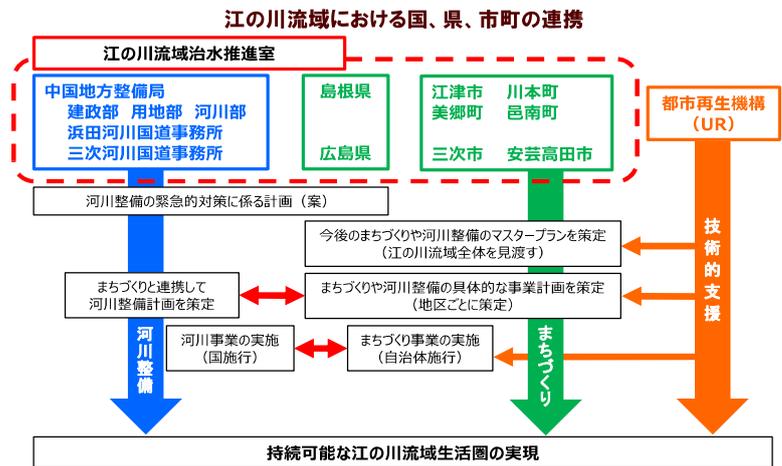
施策の内容

概要

- 江の川では平成30年7月や令和2年7月の豪雨による洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、国、県、沿川市町が連携して『治水とまちづくり連携計画（江の川中下流域マスタープラン）【第1版】』をとりまとめ、令和4年3月に策定・公表しました。
- 沿川市町は、「治水とまちづくり連携計画」に基づき、国、県とともに河川整備と連携し、防災集団移転促進事業等を活用したまちづくりを推進しています。



治水とまちづくり連携計画



施策の効果(事例)

- 島根県美郷町は、港地区において地域コミュニティを維持しながら安全な場所に移転したいという地域の意向を踏まえ、防災集団移転促進事業により地区内の高台団地に住居を集約・移転することにより、安全の確保に取り組んでいます。

施策推進のポイント

- 浸水被害の状況、人口・経済等の社会情勢、生業などを踏まえ、各地域の将来計画を関係行政機関が連携して検討・提案し、集団移転のみならず複数の対策について地域住民と意見交換を行いながら住民・行政が協働した地域づくりを進めることが重要です。
- 防災集団移転促進事業は、地域住民の意向を調整し、市町村が事業主体となって行うまちづくり事業です。そのため、関係主体が緊密に連携してまちづくりの方向性を共有し、国や都道府県等による計画策定への助言、移転元地の家屋補償や関連工事への事業協力など、市町村が実施する事業に対して協力を行うことにより、実効性の高いものとするとともに、事業の円滑化を図ることが重要です。

施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局
 河川計画課 河川計画調整室 TEL 03-5253-8445
 治水課 TEL 03-5253-8455

国土交通省 都市局
 都市安全課 TEL 03-5253-8400

#17 住居の個別移転

目的

既存の住居に対し、移転を促す

根拠法令・計画等

-

支援

予算・税制

がけ地近接等危険住宅移転事業

支援内容

(1) 対象地区要件

- ・ 災害危険区域
- ・ がけ条例等の区域
- ・ 土砂災害特別警戒区域
- ・ 土砂災害特別警戒区域への指定が見込まれる区域
- ・ 浸水被害防止区域
- ・ 地区計画（浸水被害に関する建築制限を定めているものに限る）の区域
- ・ 過去3年間に災害救助法の適用を受けた地域

(2) 対象住宅要件

- ・ 既存不適格住宅[※]
※浸水被害防止区域にあっては、許可基準に適合しない既存住宅
- ・ 建築後の大規模地震、台風等により安全上若しくは生活上の支障が生じ、地方公共団体が移転勧告、是正勧告、避難指示[※]等を行った住宅
※ただし、避難指示は、当該指示が公示された日から6月を経過している住宅に限る

(3) 交付率

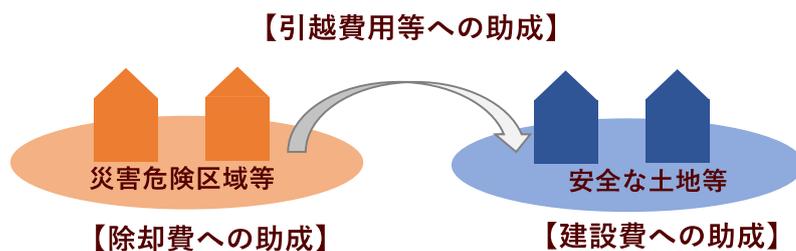
- ・ 国：1 / 2

注) 危険住宅に代わる住宅を新築する場合は原則として土砂災害特別警戒区域外に存し、建築物エネルギー消費性能基準に適合する必要があります

施策の内容

概要

- ・ 災害危険区域や浸水被害防止区域の区域内にある危険住宅の移転を促進するため対象地域の調査や、危険住宅の除却及び住宅の建設等の費用を助成する事業等を行う地方公共団体を支援します。



施策の効果

- ・ 本制度を用いて約19,000棟の危険住宅除去が行われています。

【交付対象事業】

- ・ 事業推進費
対象地域の調査、事業計画の策定等
- ・ 除却等費
危険住宅の除却及び移転に要する費用を助成
- ・ 建設助成費
危険住宅に代わる住宅の建設、購入、改修のための資金を借入れた場合における利子相当額を助成

施策に関する問合せ

国土交通省 住宅局 建築指導課
建築物事故調査・防災対策室

※交付金制度活用にあたってのご相談は、国土交通省の各地方整備局建政部にお問合せ願います

#18 居住誘導区域、防災指針

目的

防災まちづくり

根拠法令・計画等

都市再生特別措置法
立地適正化計画
都市再生整備計画

支援

予算・税制

コンパクトシティ形成支援事業
都市構造再編集中支援事業
居住誘導区域等権利設定等促進事業 等

技術的支援

- ・水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン（令和3年5月）
- ・立地適正化計画作成の手引き（令和4年4月）
- ・まちづくりにおける防災・減災対策に係るパッケージ支援施策（令和3年7月コンパクトシティ形成支援チーム防災TF会議）
- ・防災コンパクト先行モデル都市を形成・横展開（令和2年7月コンパクトシティ形成支援チーム防災TF会議）

施策の内容

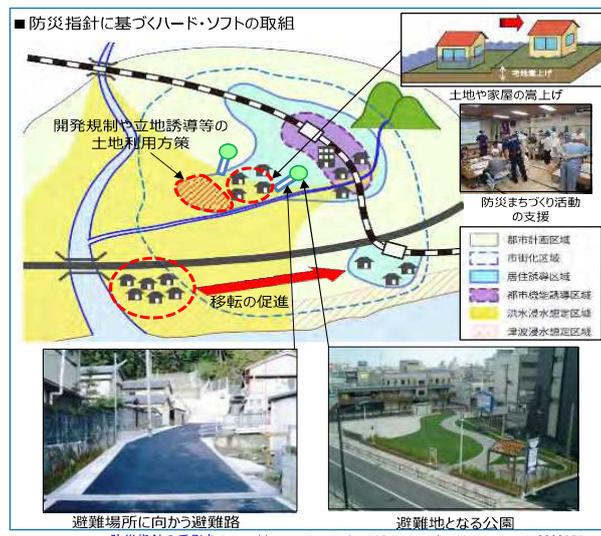
概要

・国土交通省においては、立地適正化計画制度により人口減少・高齢者の増加・拡散した市街地などの社会的課題に対し、コンパクトなまちづくりを進めています。居住誘導区域は立地適正化計画において、将来に渡り居住を誘導するエリアとして設定され、その設定において、現在及び将来に渡る人口分布や土地利用、都市機能等に加え、災害ハザードを踏まえた区域設定をすることで適切な防災まちづくりを推進しています。

・防災指針は、災害に強いまちづくりと併せた都市のコンパクト化を推進するため、立地適正化計画において誘導区域内に浸水想定区域等の災害ハザードエリアが残存する場合には適切な防災・減災対策を位置付けています。

施策の効果

・災害リスクを踏まえた住宅や日常生活に必要な都市機能の誘導、集約等により、災害リスクの高いエリアへの人口集中を軽減。



防災指針の手引き: https://www.mlit.go.jp/tohshi/city_plan/tohshi_city_plan_tk_000035.html

施策推進のポイント

- ・防災指針の検討に当たっては、人口・住宅の分布、避難路・避難場所や病院等の生活支援施設の配置などの現状及び将来の見通しと、想定される災害ハザード情報を重ね合わせる分析を適切に行い、地域防災計画等に位置付けられている各地域の警戒避難体制の構築状況等を勘案の上、災害発生により想定されるリスクを適切に確認することが必要です。
- ・災害リスクは想定する災害の規模と種類や、これに対して実施される対策の程度により様々であることから、治水部局は、防災まちづくりに取り組む自治体に対し、水害リスクマップや多段階の浸水想定図等を提供するだけでなく、必要に応じて、参考となる情報を併せて示すなど、丁寧に説明する必要があります。
- ・なお、災害リスクの相対的に低いエリアへの都市機能や居住の集約や誘導を図る事業を市町村等が行う場合においては、立地適正化計画に基づく取組であれば、都市構造再編集中支援事業等の活用が可能な場合があるため、必要に応じ活用することで円滑な事業推進を図ることが可能です。

施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 河川計画課
河川計画調整室 TEL 03-5253-8445

都市局 都市計画課 TEL 03-5253-8409
市街地整備課 TEL 03-5253-8413
都市安全課 TEL 03-5253-8400

2 被害対象を減らす ————— 高台まちづくり

#19 避難路・避難施設等の確保

目的

高台まちづくり

根拠法令・計画等

都市計画法

支援

予算・税制

都市安全確保拠点施設整備事業
固定資産税等の特例措置
(高規格堤防事業に伴う建替家屋)

施策の内容

概要

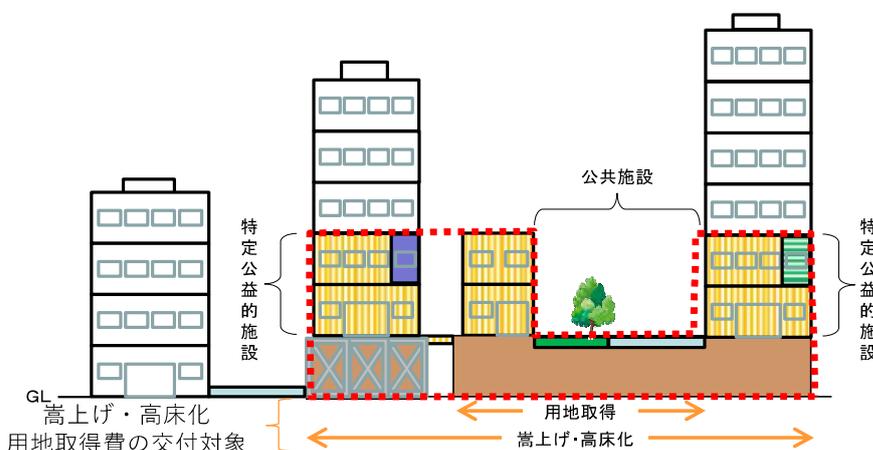
・ 洪水、浸水、津波、高潮その他の自然現象による災害のおそれ
著しく、かつ、当該災害が発生した場合に居住者等の安全を確保する
必要性が高いと認められる区域において、災害時に都市の機能を
維持するための拠点市街地（都市計画法に基づく一団地の都市安全
確保拠点施設に限る）の形成を支援します。



・ また、高規格堤防のために使用された土地に従前権利者が取得した
建替家屋に係る固定資産税、不動産取得税を軽減します。

施策の効果

- ・ 一団地の都市安全確保拠点施設は、特定
公益的施設（集会施設、購買施設、医療施
設等）と公共施設からなります。
- ・ これらの施設は、避難場所としての機能
を確保することに加え、滞在中に必要とな
る生活関連物資の配布や保健医療サービ
スの提供を行うことで居住者等の一定期間
の滞在を可能とします。
- ・ また、税制優遇により高規格堤防に伴い
移転される方の負担を軽減し、避難高台に
もなる高規格堤防の整備を推進します。



施策推進のポイント

- ・ 治水施設の整備を加速化させるとともに、施設では防ぎきれない大洪水等により大規模氾濫が発生しても、命の
安全・最低限の避難生活水準が確保され、さらには社会経済活動が一定程度継続することができるよう、まちづ
くりを担う地方公共団体等と河川管理者が一体となって、高台まちづくりを推進することが重要です。
- ・ 具体的には、早い段階からの避難が出来なかった場合に備え、居住者等が垂直避難する空間と併せ生活関連物資
の提供や医療サービスの提供等の機能を備えた拠点を形成することや、連絡デッキ等で建物を繋げ建物群を創出
することが考えられます。また、河川管理者において避難高台にもなる高規格堤防の整備を推進します。

施策に関する問合せ

国土交通省 都市局 市街地整備課
TEL 03-5253-8413

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課
TEL 03-5253-8455

水害リスクマップ

浸水頻度を示した新たなマップの作成と活用

概要

これまで、水防法に基づき住民等の迅速かつ円滑な避難等を目的として、洪水ハザードマップのもととなる「洪水浸水想定区域図（想定最大規模の降雨を対象）」を作成し公表してきました。

これに加えて、土地利用や住まい方の工夫及び防災まちづくりなどへの活用を目的として、発生頻度が高い降雨規模の浸水範囲と浸水頻度を図示した「水害リスクマップ（浸水頻度図）」の作成・公表を進めています。

多段階の浸水想定図

水害リスクマップの作成にあたっては、その基礎情報として、降雨の年超過確率が1/10（高頻度）、1/30（中高頻度）、1/50（中頻度）、1/100（中低頻度）の4ケース、計画規模である1/150や1/200（低頻度）を追加した5ケースの浸水想定図を作成しています。

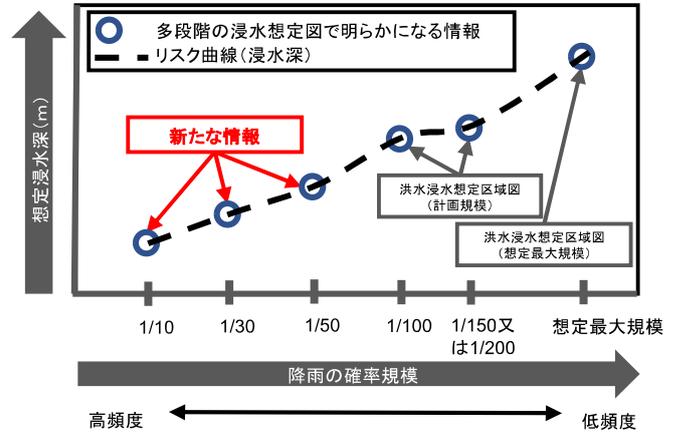
水害リスクマップ

水害リスクマップは、多段階の浸水想定図を重ね合わせて浸水範囲と浸水頻度を図示したもので、特定の浸水深ごと（浸水深0m以上、床上浸水相当の浸水深0.5m以上、一階居室浸水相当の浸水深3m以上）に作成することとしています。

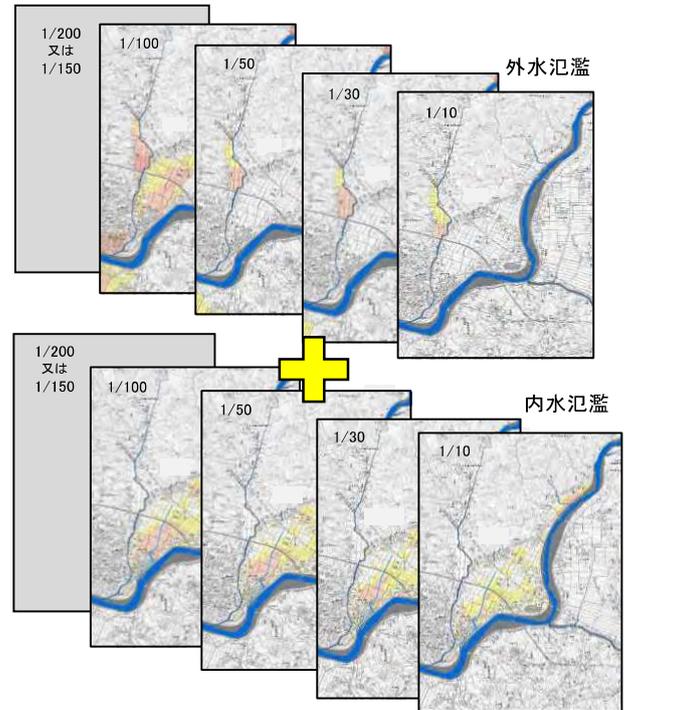
今後、水害リスクマップについては、国土数値情報などでオープンデータ化するとともに、流域治水対策の検討や立地適正化計画における防災指針の検討・作成への活用、住居・企業の立地誘導・立地選択や水害保険への反映等に活用することで、水害リスクを踏まえた土地利用・住まい方の工夫等を促進していきます。

問い合わせ

国土交通省水管理・国土保全局
河川環境課 水防企画室
TEL 03-5253-8460

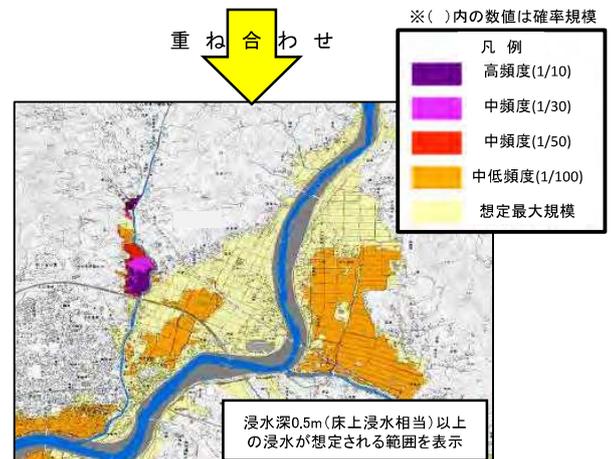


新たな水害リスク情報（イメージ）



多段階の浸水想定図

重ね合わせ



水害リスクマップ

2 被害対象を減らす 氾濫拡大の抑制

#20 浸水被害軽減地区（盛土構造物等）

目的

氾濫拡大の抑制

根拠法令・計画等

水防法

支援

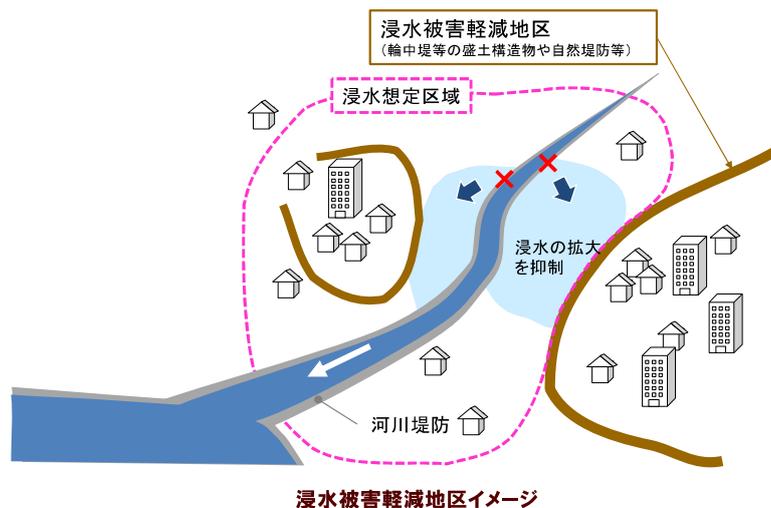
予算・税制

固定資産税等の特例措置

施策の内容

概要

・水防法により、洪水による浸水が地域に拡大することを防ぐ機能がある輪中堤防や自然堤防等を水防管理者が浸水被害軽減地区として指定し、土地の改変等をしようとする者に対して、水防管理者への届出を義務付けることで、浸水抑制機能の保全を図るものです。



浸水被害軽減地区イメージ

施策の効果

洪水による浸水が地域に拡大することを防ぐ機能がある輪中堤や自然堤防等を浸水被害軽減地区として指定し、従来からある浸水拡大防止機能や流域の遊水機能を維持しつつ、浸水被害の軽減を図ることができます。



施策推進のポイント

- ・流域治水の取組では、堤防などの河川内の治水対策に加え、流域の遊水機能等を保全することで、河川の急激な水位上昇を防ぐものにも重点が置かれています。
- ・そのため、遊水機能を維持・活用しつつ洪水をしのぐ霞堤箇所などにおいて、機能を維持した形で浸水被害軽減地区を指定し、一体的に保全を図ることで、流域治水を推進することも有効です。
- ・また、浸水範囲と浸水頻度を一元的に示した水害リスクマップ（浸水頻度図）を活用することにより、想定最大規模（低頻度）の洪水に対しては浸水被害の拡大を防御しきれないものの、中・高頻度の浸水に対しては浸水被害を防止する機能を有する自然堤防等を浸水被害軽減地区として指定することも有効です。
- ・浸水被害軽減地区の指定にあたっては、地権者からの同意を得やすくするため、税制特例措置も設けられており、流域治水を一層推進するため、積極的な指定が必要です。

施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課
水防企画室 TEL 03-5253-8460

#21 リスク空白域の解消 (浸水想定区域・ハザードマップ)

目的

避難の確保(平時)

根拠法令・計画等

水防法
大規模氾濫減災協議会
(減災に係る取組方針)

支援

予算・税制

水害リスク情報整備推進事業
内水浸水リスクマネジメント推進事業
津波・高潮危機管理対策緊急事業

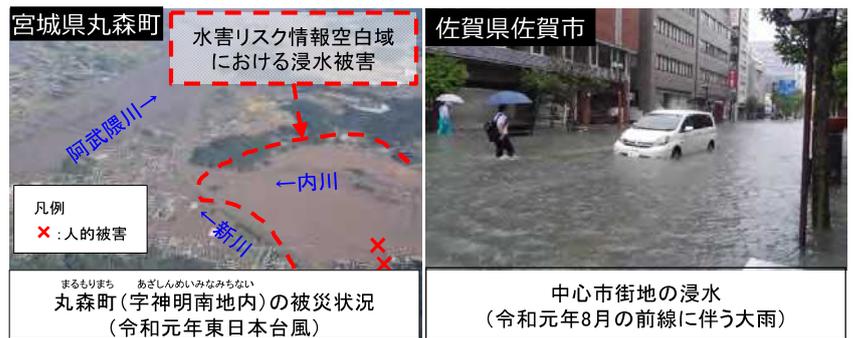
技術的支援

- ・小規模河川の氾濫推定図作成の手引き(令和2年6月)
- ・内水浸水想定区域図作成マニュアル(案)(令和3年7月)
- ・高潮浸水想定区域図作成の手引き(令和3年7月)
- ・水害ハザードマップ作成の手引き(令和3年12月)

施策の内容

概要

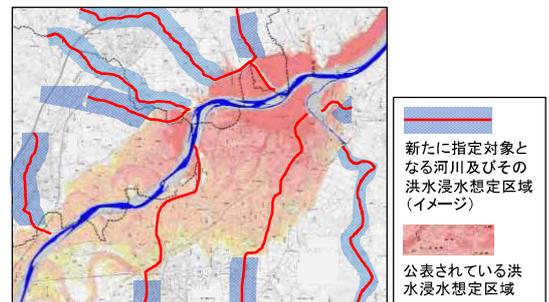
・近年、中小河川等の水害リスク情報の提供を行っていない水害リスク情報の空白域で多くの浸水被害が発生しています。水害リスク情報の空白域を解消するため、浸水想定区域図及びハザードマップの作成・公表の対象を全ての一級・二級河川や下水道、海岸に拡大しています。



水害リスク情報の空白域における水害事例

施策の効果

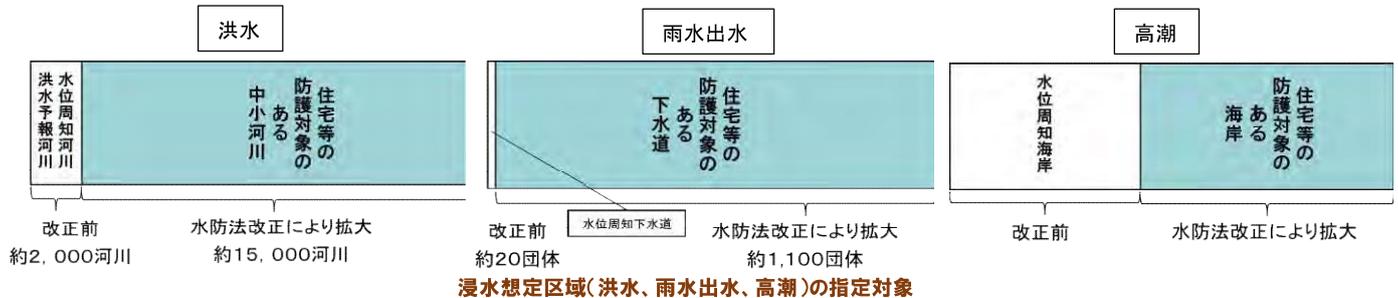
・住宅等の防護対象があり、円滑・迅速な避難確保等を図る必要がある、全ての一級・二級河川、海岸における水害リスク情報を提供し、洪水時の円滑かつ迅速な避難行動を促進します。



指定対象河川拡大イメージ

施策推進のポイント

・河川(洪水浸水想定区域)では約15,000河川、下水道(雨水出水浸水想定区域)では約1,100団体が新たに指定対象として追加され、高潮(高潮浸水想定区域)では全ての海岸が指定対象となっています。



施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課
水防企画室 TEL 03-5253-8460

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
流域管理官 TEL 03-5253-8432

国土交通省 水管理・国土保全局 海岸室
TEL 03-5253-8471

#22 要配慮者利用施設の避難確保計画・訓練

目的

避難の確保(平時)

根拠法令・計画等

水防法
大規模氾濫減災協議会
(減災に係る取組方針)

支援

予算・税制

技術的支援

- ・ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引き
- ・ 要配慮者利用施設における避難確保に関するeラーニング教材

施策の内容

概要

・ 水防法に基づき、浸水想定区域内で市町村地域防災計画に位置づけられた要配慮者利用施設は、避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務付けられます。



避難確保計画(記載例)



避難訓練のイメージ

施策の効果

・ 令和4年8月の大雨において、福島県喜多方市の特別養護老人ホーム「けいわ苑」では、避難確保計画や避難訓練で得たノウハウを活かして迅速に避難行動をとり、利用者を無事に避難させることができました。



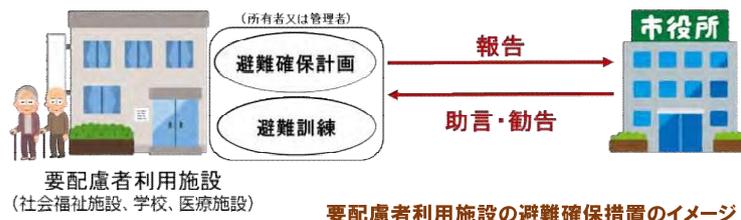
避難訓練の様子
(けいわ苑提供)



浸水時の状況
(喜多方市提供)

施策推進のポイント

・ 令和3年水防法等の改正により、施設管理者等から市町村に訓練実施の報告をすることが義務化されるとともに、市町村が施設管理者等に対し避難確保計画の内容について助言・勧告できる制度が創設されました。要配慮者利用施設の避難の実効性確保のためには、避難訓練を継続的に実施し、必要に応じて避難確保計画を見直すことが重要です。



要配慮者利用施設の避難確保措置のイメージ

施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課
水防企画室 TEL 03-5253-8460

#23 迅速・円滑な避難（避難のための情報発信）

目的

避難の確保（災害時）

根拠法令・計画等

災害対策基本法・気象業務法・水防法
大規模氾濫減災協議会
(減災に係る取組方針)

支援

予算・税制

—

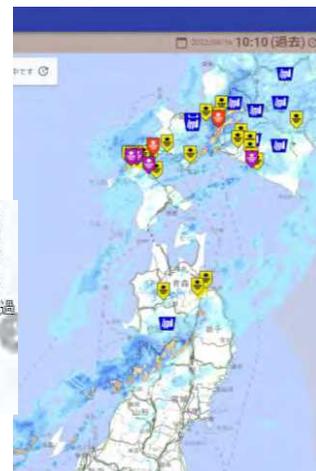
技術的支援

- ・ 川の防災情報
(<https://www.river.go.jp/>)
- ・ 危機管理型水位計運用協議会
(<http://www.river.or.jp/koeki/riverwaterlevels/portal.html>)

施策の内容

概要

- ・ 災害時の迅速・円滑な避難判断に必要な雨量や河川水位、河川カメラ映像などの観測情報や洪水予報やダム放流通知、水防警報などの予報・警報の発信を推進しています。



川の防災情報による
河川水位などの提供

施策の効果

- ・ 観測情報や警報情報の発信を推進することにより、避難所開設などの事前準備や避難指示などの判断に資するものです。



施策推進のポイント

- ・ 地域住民が迅速・円滑な避難行動を行うためには、市区町村による避難先の確保や避難誘導のための的確な避難指示の発令など地域住民が迷わないための事前準備や情報発信が必要です。
- ・ 市区町村によるこれらの行動を支援するため、国や都道府県、関係事業者が有する観測情報などを「川の防災情報」などにより、報道機関や民間企業への提供・配信などを進めています。
- ・ 当該施策には、観測機器の設置などに関する地域住民の理解や協力が不可欠であり、市区町村や民間企業、地域住民による防災行動計画の策定などを進めるとともに地域住民に観測情報や予報・警報などを理解いただく活動が重要となってきます。

施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 河川計画課
河川情報企画室 TEL 03-5253-8446

#24 浸水対策（耐水化・止水壁等）

目的

経済影響の軽減等

根拠法令・計画等

水防法
大規模氾濫減災協議会
（減災に係る取組方針）

支援

予算・税制

下水道浸水被害軽減総合事業
下水道事業費補助
地下街防災推進事業
鉄道施設総合安全対策事業費補助
都市鉄道整備事業費補助
一時避難場所整備緊急促進事業 等
固定資産税の特例措置
（浸水防止用設備）

技術的支援

- 地下街等（大規模工場等）に係る避難確保・浸水防止計画作成の手引き
- 地下街等における浸水防止用設備整備のガイドライン
- 地下街の安心避難対策ガイドライン

施策の内容

概要

- 近年集中豪雨等による浸水被害が多発しており、特に地下街等で浸水が発生した場合は、身体・生命へのリスクが大きく、都市機能・経済活動が機能不全に陥るリスクがあることから、避難確保や浸水防止の取組みが必要です。
- また、大規模工場等についても、浸水時には地域の社会経済活動に加えて、より広範なサプライチェーンにも重大な影響を与えるおそれがあることから、浸水防止の取組が求められます。



平成15年福岡市での水害



六角川氾濫に伴う油流出

施策の効果

- 浸水被害が想定される地下街及び大規模工場等において、浸水対策として止水板や排水ポンプ等の設置が進められています。



防水板



防水壁



排水ポンプ



換気口浸水防止機



地下への浸水防止対策

工場での浸水対策例
（株式会社佐賀鉄工所HPより）

施策推進のポイント

- 水害は、浸水被害が発生するまでに一定の時間があることが想定されるため、事前対策はもとより、初動対応による応急的な浸水防止措置等を図ることで、被害を軽減できる可能性があります。洪水時等に浸水の防止を図るための計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置が有効です。
- 地下街等においては、連続する施設からの浸水により、予期せぬ被害の拡大が生じる可能性があります。このため、地下で連続する施設による関係者間で、利用者の避難や浸水防止に係る計画を作成することが重要です。



地下街、接続ビルの来客を
想定した避難誘導訓練

施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局
河川環境課 水防企画室 TEL 03-5253-8460
下水道部 流域管理官 TEL 03-5253-8432

国土交通省 都市局 街路交通施設課
TEL 03-5253-8416

#25 流域治水型災害復旧（遊水地・輪中堤）

目的

災害復旧（洪水氾濫の防止）

根拠法令・計画等

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
（流域治水型災害復旧）

支援

予算・税制

河川等災害復旧事業

技術的支援

- ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱第3第2「ホ」の運用について
（令和4年5月17日 国水防第23号）
- ・「流域治水型の原形復旧」の運用の実施について
（令和4年5月17日付事務連絡）
- ・災害緊急調査
（本省災害査定官が被災地へ赴き、被災自治体に対し復旧方針・工法等の技術的支援・助言）
- ・事前打合せ
（査定の迅速な処理と現地査定において手戻り等が生じないようにするため、災害査定前に復旧内容等を事前協議）



施策の内容

概要

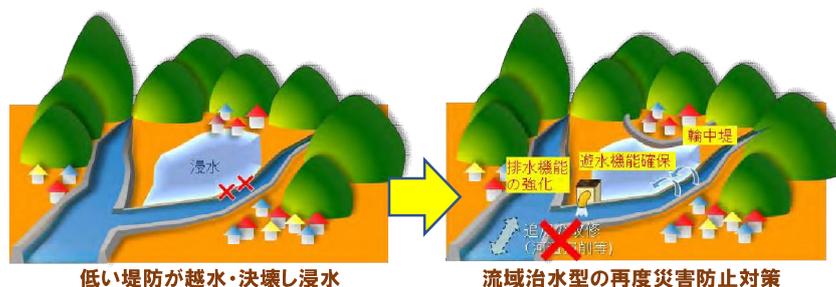
- ・堤防の決壊や越水が発生した場合に、下流の追加対策も含めトータルで国費・総事業費ともに安くなる場合、下流への負荷を抑えつつ、再度災害防止・減災を図る復旧方法として、災害復旧事業において輪中堤や遊水地による復旧が可能です。



⇒公共土木施設災害復旧事業国庫負担法で復旧実施可能

施策の効果

- ・輪中堤や遊水地、排水施設等の整備により遊水機能を確保しつつ、家屋浸水を防御することにより、下流における改修を待つことなく、被災箇所の再度災害防止を実現します。



施策推進のポイント

- ・災害により堤防等が被災した場合、災害復旧事業として流域治水の取組を推進することが可能です。
- ・災害復旧事業（補助）としての国庫負担率（2／3以上）による事業の実施が可能です。
- ・「災害査定時点で河川整備計画又は流域水害対策計画が策定されており、当該箇所における輪中堤又は遊水地の整備内容が記載されていること」が採択要件の1つであるため、平時からの流域治水対策の検討、整備計画等の策定・変更を進めることが重要です。
- ・その他の採択要件について十分に確認することが必要です。なお、要件に合致しない場合においても、改良復旧による手法もあることから、適宜相談をお願いします。

施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課
TEL 03-5253-8454

国土交通省 水管理・国土保全局 防災課
TEL 03-5253-8459



流域治水の推進



流域治水プロジェクト



紹介動画(4分)



特定都市河川の指定による流域治水の本格的実践

流域治水施策集(令和4年12月)

発行:国土交通省水管理・国土保全局治水課